

常磐総合政策研究

第4号

2019年12月

研究論文

- クルト・ジンガーの日本滞在記（1931～1939年）…………… 島谷 謙 1
- 茨城県東海村の原子力諸施設をめぐる合意形成構造の変容…………… 砂金 祐年 27
- 日立製作所の外注政策展開過程(1)
—工場史にみる日立製作所の中小企業対応—…………… 菅田 浩一郎 53

研究ノート

- 観光教育と観光関連資格に関する一考察…………… 森本 敦司 正木 聡 81
- 常磐大学共通英語科目運営のための適正クラスサイズに関する一考察…………… 桑原 秀則 99

常磐大学総合政策学部

論 文

クルト・ジンガーの日本滞在記 (1931～1939年)

島 谷 謙*

Travel Journals of German Cultural Historian Kurt Singer during his Stay in Japan
(1931～1939)

Abstract

This paper examines a record of German cultural historian Kurt Singer during his stay in Japan (1931～1939).

Singer was born as a Jewish German and studied under Georg Simmel and Heinrich Wölfflin in Berlin and Straßburg University.

He taught at Hamburg University, where he formed a friendship with economist John Maynard Keynes and belonged to the extracurricular club of poet Stefan George.

He was invited to Tokyo University in 1931, where he taught political economy, before eventually moving to a high school in Sendai.

In 1939, the Sino-Japanese War was intensifying, and Singer left Japan for Austraria following the end of contract with the high school in Sendai.

Singer's record of his time in Japan, which covered a 99-month period, provides a description of the political situation in Japan in the 1930s, in addition to discussion about Japanese culture, which he showed a deep affection for in his writing.

波乱に富んだ生涯

クルト・ジンガーは1886年5月18日、神聖ローマ帝国オットー大帝ゆかりの地マゲデブルクにユダヤ系ドイツ人商人の子として生まれた。ベルリンやフライブルク、ジュネーブ、ストラスブール各大学で社会学者ゲオルク・ジンメルや美術史家ハインリッヒ・ヴェルフリン等のもとで哲学、社会学、経済学、文学、美術史等を学んだ。1910年に

* 常磐大学総合政策学部法律行政学科 教授

ストラスブール大学でゲオルク・フリードリヒ・クナップのもとでインドの金融改革に関する論文で博士号を得た後、ハンブルクで記者となる。経済誌の主筆としてイギリス人経済学者ジョン・メイナード・ケインズの論文をドイツ語に翻訳紹介するなど後者と親しく交流した。ジンガーは著書『記号としての金銭』（1920年）を刊行し、1924年にハンブルク大学助教授となった。経済学者であるとともに文化史家であり、詩人シュテファン・ゲオルゲの詩人サークル（ゲオルゲ・クライス）にも所属し、「詩人の魂をもつ経済学者¹⁾」と評される。ちなみにジンガーの恩師ジンメルもゲオルゲ論を書き、後者と面識があった²⁾。

ジンガーは1931年5月に45歳で来日し、鎌倉に住み、東京帝国大学で政治経済学を講じた。この間、1933年にナチス（Nationalsozialistische Deutsche Arbeiterpartei = NSDAP = 国家社会主義ドイツ労働者党：「ナチス」と記載）政権が成立すると、ユダヤ系ドイツ人は公民権を奪われ、ユダヤ系公務員は失職した。ジンガーも休職中のハンブルク大学を追われた。東京帝国大学との契約は二度更新されたが、ドイツ公使館の圧力で1935年3月に打ち切られた。彼はその後も日本に留まり、翌36年4月から仙台第二高等学校でドイツ語、ドイツ文学を教えた。三年後の1939年3月、仙台二高との契約は更新されなかった。同年8月、彼はメイナード・ケインズの勧めもあり、オーストラリアのシドニーに向けて旅立った。日本滞在は99カ月に及んだ。日本を去った直後の9月1日、洋上にいる時にドイツ軍がポーランドに侵攻し、3日に英仏がドイツに宣戦布告し第二次大戦が始まったため、ジンガーは翌40年6月から41年10月まで、敵性外国人として一年余り抑留された。終戦後の1947年、シドニー大学に奉職し、1957年まで教えた。

同年秋、ヨーロッパに26年ぶりに帰還し、ナチス政権時代に追放されたハンブルク大学から名誉回復を受け、年金を受け取った。妹はナチスのユダヤ人収容所で殺害されていた。彼はドイツに留まることなく、ローマとスイスに短期間滞在した後、ギリシャのアテネに移り、そこで1962年2月10日に75歳の生涯を終えた。世紀転換期のドイツに生を受けて壮年となり、ナチス政権成立前にドイツを離れ、1930年代は日本、第二次大戦中はオーストラリアで過ごし、戦後ヨーロッパに帰還、ギリシャで亡くなるという波乱に富んだ生涯だった。生涯独身だった。

彼は1931年から1939年まで8年余り過ごした日本での生活とそこで体験考察した政治、社会、文化に関して、『鏡、剣、勾玉』（邦訳『三種の神器』、講談社）という日本文

化論を第二次戦後、オーストラリアで執筆した。1973年に英語訳が先に刊行されたが、著者没後である。ドイツ語版には1950年に書かれた著者ジンガーの序文が付されているが、実際に刊行されたのはやはり著者没後の1991年である。英語版とドイツ語版には量的にも内容面も大きな相違がある。この書に関しては稿を改めて考察したい。

これとは別に彼は1957年に、『日本滞在記』という大判十数頁の滞在記を詩人ゲオルゲの主催するサークルの一員だったロベルト・ベーリンガーに捧げた記念文集に寄稿している。先に挙げた書『鏡、剣、勾玉』が客観的、歴史的な考察であるのに対して、後者はジンガー個人の体験を記した日本滞在記であるとともに彼が見聞した当時の日本社会の動向が記されている。同時に、『鏡、剣、勾玉』を執筆する前提となる考察と問題意識が理解できる。以下、従来考察対象とされてこなかった日本滞在記の内容に光を当てたい。そこには紛れもなく、ドイツ人の目を通した1930年代日本の姿がある。

来日

1931年（昭和6年）4月にドイツ・ハンブルク港から旅立った時、「ドイツの国家と経済状況は茫然とした混乱の中にあり、世界大恐慌の圧迫と自国の深淵から生じる爆発力になすすべもなくさらされていた³⁾。」

1929年10月にN.Y.に端を発した世界大恐慌はドイツを襲い、失業者が40パーセントにおよび、第一次大戦の莫大な賠償金返済に追い打ちをかけた。ドイツ国内の銀行が倒産し、国民経済が破綻に瀕する中、1930年9月の国会選挙でナチス党は12議席から107議席へと大幅に議席を増やし、第二党へ躍進した。ナチスはさらに1932年7月に国会選挙で第一党になる。経済学者として世界大恐慌に直面し、ユダヤ系ドイツ人としてナチスの反ユダヤ主義に直面したジンガーの心境は苦悩に満ちたものだった。こうしたドイツから距離をおく機会を精神的にも望ましかった。向かう先は少年の日々の憧れの国、日本である。

「精神的に目覚めた時以来、遙かな東洋の島国は私を磁石のように魅了してきた。芸術と日常生活において厳格な形式を持ち、武士と僧侶が同時に詩人や茶道の師匠であり、花のような女性達が犠牲の意義を知る国。恭しく忠実にしきたりが守られ、行為と忍耐において鳥のように軽やかな国。国家の存続において盤石でありながら、彼らが無常と呼び、移り変わりを見なす境地へゆらりと飛び移る国⁴⁾。」

少年時代から鈴木晴信や喜多川歌麿、葛飾北斎の版画に強く惹きつけられ、二十歳でラ

フカディオ・ハーンの『こころ』に感銘を受け、生け花のリズミカルな花の配置に生の象徴を読み取ったジンガーにとって、日本は憧れの国であった。しかし一か月の船旅の後、日本に上陸した時、

「自らを<神々の国>と呼んだ帝国日本は、より一層強迫的な不安と、腹立たしいほどの困憊状態ぼいにあり、自らに深い不満を抱き、自己を疎外しているように見えた⁵⁾。」

彼の上陸の第一印象はこのような痛ましい幻滅であった。首都東京で過ごす最初の日々は、日本を愛するものにとって胸を締め付けるような悲哀のうちにあった。彼は1923年（大正12年）9月に起きた関東大震災で焼失した都市の再建に振るわれた超人的な意志力を見る一方で、慌ただしさと金儲け主義の跡を見出した。

「二世代にわたり浸透した西洋文明の要素と、古代からの土着の生活様式が対立している。建築、衣装、交通ルール、思考形式が無秩序に羅列している⁶⁾。」

震災後に帝都復興院が設立され、総裁後藤新平により大規模な区画整理事業や道路整備、隅田川はじめ百におよぶ鉄橋や耐震校舎の建設や上下水道、公園の整備など様々な復興計画が立案、実施された。しかし、新道路建設に地主達が反対し、政友会と憲政会の二大政党間の対立も絡み、復興予算は大幅に縮小され、復興計画は中途半端に終わった。こうした火事場の混乱が悪夢のようにジンガーの目に映った。性急な近代化と伝統的な生活様式が調和することなく混在し、中途半端な再建の様相が西洋人の目には痛ましい混乱として映った。

来日から数カ月が経ち、次第に日本での生活に慣れるにしたがい、当初感じた圧迫感が和らぎ、ジンガーには日本人の生活様式の基本線が見えてくる。有史以前からの生き生きしたつながりを感じ取り、東京の帝都らしさ、芸術と慣習の連続性が彼の眼に浮かび上がってくる。

政治の緊迫化

ジンガーは東京帝国大学で政治経済学を講じ、学生達と親しく交流した。彼は外書購読でマックス・ウェーバーの『儒教と道教』を取り上げたが、学生達は次々に脱落し、一年間以上出席した学生はのちに大塚史学として知られる講座派（共産党系）の経済史学者となる大塚久雄一人だった⁷⁾。大塚久雄は後にウェーバーの『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』や『宗教社会学論選』等を翻訳している。

ジンガーの見るところ、無気力な若者がいる一方で、行動への衝動に駆り立てられ、共

産主義運動に走る者もいた。エロ・グロ・ナンセンスという言葉が流行り、「老人達は懐疑的で途方に暮れていた。各政党は年を追うごとに信頼を失った。農産物の価格下落と小作料に困窮した農民の蜂起が日増しに現実味を帯びてきた⁸⁾。」

男子普通選挙制が成立した1925年（大正14年）以降、政友会と憲政会（民政党）の二大政党制が成立した。しかしこの二大政党は日本の内政と外交において正反対の主張を展開し、政友会は満州進出を容認した。二大政党制は軍部（陸軍・海軍）との軋轢もあり、日本の進路を決めるうえで十分に機能しなかった。ロンドン海軍条約調印をめぐり、民政党の浜口内閣は海軍軍令部の反対を無視した。政友会の鳩山一郎は、民政党の浜口内閣が海軍による天皇に上奏する権限を無視して調印したため、軍令部の統帥権を干犯したと主張した。軍部は反発し、1931年11月、浜口首相は愛国社の社員に狙撃され、翌年死去した。軍部は政治に干渉し、軍事クーデターへの動きが活発化していく⁹⁾。

こうした状況下、関東軍は参謀の板垣征四郎や石原莞爾等による満蒙領有計画を展開し、幣原喜重郎外相等政府の国際協調路線を無視し、1931年9月に柳条湖事件を機に軍事行動を起こし、満州事変が勃発した。ジンガーは記す。

「青年将校や国粹主義者達の一群が1931年秋以降、国家体制を新たな秩序へ導くためテロをも辞さず、『神国日本』というプロパガンダに基づいてアジア侵略を企図した¹⁰⁾。」

満州事変を皮切りとする「十五年戦争」（鶴見俊輔）の始まりであり、司馬遼太郎が指摘する「鬼胎の時代」である¹¹⁾。ジンガーは軍国主義が日本の表舞台に現れ、軍部が政治を支配下に収めていく時代の冷静な観察者となった。

ジンガーは同年冬に日本工業倶楽部で日本の経済界の指導者達を前に講演し、「工業化の性急な膨張が日本固有の文化の存立を脅かしている点を指摘し、明治憲法を固守しながら、君主制、貴族制、民主制のバランスを取るよう」忠告し、経済的拡張と政治的要求において中庸であることを勧めた¹²⁾。彼は日本が手段と目的に賢明な制約を課しながら、必要なもの望ましいものを手に入れることができると考えた。

しかし彼の「中庸の勧めは、利益を追求する進歩派にも頑迷な国粹主義者にも受け入れられなかった。歴史上、いかなる島国も隣接する大陸を支配下に置くことができたためはない¹³⁾」という、秀吉の朝鮮出兵の例を踏まえた彼の指摘は受け入れられなかった。

「(日本人は) 中国 (China) を権力の真空地帯とのみ見ている。(中略) 日本の行動主義者達は西洋人以上に(帝国主義という) 西欧の時代思潮に染まっていた¹⁴⁾。」

関東軍は満州全域に進軍し、1932年1月に錦州を占領、山海関まで進軍した。同年3

月には満州国が建国された。同年2月に上海事変が起き、同月に日蓮宗の僧侶井上日召等が海軍予算を削減しようとした前大蔵大臣井上準之助等を暗殺した血盟団事件が起きる。同年、海軍青年将校等は五・一五事件を起こし、犬養毅首相を暗殺する。「五・一五事件で政党政治は完全に息の根を止められてしまう¹⁵⁾」(半藤一利)。以後、「戦前日本で二度と政党内閣が成立することはなかった¹⁶⁾。」(坂野潤治)

軍部の動きに呼応して思想統制が強まった。共産主義や社会主義のみならず自由主義や平和主義、国際主義が弾圧の対象となった。1933年には瀧川事件が起き、瀧川教授と小西総長や十数名の教授、助教授達が辞職した。2年後の1935年には天皇機関説事件が起きる。(後述)

やがて「皇道派」青年将校達が昭和維新を唱え、天皇親政を求め、1936年に二・二六事件を起こす。天皇は青年将校達の行動に応じず、政府は彼等を反乱軍とみなし投降を呼びかけた。事件終息後、首謀者十数名の大半は銃殺刑に処せられた。この時、古い伝統にしたがって自決した将校は2名にすぎなかった点に、ジンガーは伝統の崩壊を見て取った¹⁷⁾。

日本文化への志向

来日後、最も困難なことは何かと日本人に尋ねられた際、ジンガーは「日本的なものを見出すこと」と答えた。

「東京で見出すものは西洋の経済、社会、政治制度の密集した外皮ばかりであり、日本人にとっては東洋と西洋を高次に統合するものであったが、西欧人にとってはその場しのぎのものとしか見えなかった¹⁸⁾。」

日本の宗教や文学についてうわべでなく正確に深く知っている日本人はほとんどいなかった。仙台の国粹主義的な旧制二高生も日本神話や古事記に関してほとんど知らなかった。彼の考えるところ、「性急な近代化の受容の一方で、形式的に存続する徳川時代の秩序や、鎌倉時代の武士文化、平安・室町時代の審美的文化、奈良時代の古風な文化の残りを見出すことが有効である¹⁹⁾。」こうした彼の志向は、日本文化論『三種の神器』や『古代日本の生活』(“THE LIFE OF ANCIENT JAPAN” 1939年、岩波書店刊)と題する飛鳥・奈良時代から桃山時代に至る、日本書紀から枕草紙、平家物語、源氏物語、徒然草、世阿弥の能楽論などの文学作品や文献の英訳アンソロジーに結実している。

『日本滞在記』で彼は日本神話がギリシャ神話と似通っていると指摘する。これは両

文化がともに一神教ではなく多神教の世界である点を指し、彼が愛読したラフカディオ・ハーンが明治半ばに来日した際に観取した点に通じる。ジンガーは鎌倉の権五郎（御霊）神社の面掛行列にギリシャの豊穡の女神デーメーテルとの類似を見ている。デーメーテル信仰は紀元前10世紀に遡るもので、平安時代後期から鎌倉時代にかけて創建された権五郎神社の祭儀とは直接の関わりはないが、豊穡を祈願する点で共通する。

彼は奈良正倉院の宝物を観覧している時、もっとも心の安らぎを感じると述べる。宝物の多くにギリシャ文化とオリエント文化が融合したヘレニズム文化の刻印を見て取る。西欧起源と推定されるガラスの器も見出す。彼はさらに日本古来の文学形式である和歌に、とりわけ『源氏物語』に織り込まれた和歌に魅了される。

「和歌が日常生活から祝祭にいたるまで深く浸透し、すべての出会いや通知、贈物も三十一文字の詩の中に収まり、高まり、人を魅了する²⁰⁾。」

しかし明治時代を迎えると、国粹的自己主張と権力への欲求が強まり、実用性に対する崇拜が高まり、サミュエル・スマイルズの『自助論』が青年達の福音となった。ジンガーの見るところ、政治家や医師、学者達は集會に明け暮れ、せいぜい自由な筆法の書道をたしなむ程度で、審美的な文化に対する関心はほとんど見られなかった。老人達は人里離れた寺に集まり俳句をたしなんだ。十五世紀の世阿弥による半ば神秘的な舞で、半ば劇である能が繰り返し上演され、聴衆は舞台を見るよりむしろ歌の文面を見ながら台詞が型通りに歌われているかを確認していた。一方、青年達はシェリーやツルゲーネフ、ジッドを読み、ベートーヴェンやストラビンスキーを鑑賞していた。カフェには偉大な西洋音楽家達のレコードが揃っていた。新旧の世代をつなぐ橋はなかった。「教養階級は西洋の肺と東洋の鰓^{えら}を交互に使って呼吸している」ようだった²¹⁾。

満州事変から三カ月後の1931年クリスマス、熱海のホテルに滞在中のジンガーは偶然にも帝国大学総長小野塚喜平次および新渡戸稲造に出会った。小野塚はヨーロッパ留学経験のある政治学者で、日露戦争開戦直前の1903年に対露強硬論いわゆる七博士意見書を時の総理大臣桂太郎に提出した人物の一人である。新渡戸稲造は『武士道』を1900年に英文で公刊し日本文化を世界に紹介し、1920年に設立された国際連盟の事務次長として活躍し、1926年に退職していた。日本で最も関心を引くものは何かという新渡戸の問いに、ジンガーは伝統的な和歌の詠唱の仕方であると述べた。すると新渡戸はすぐさま宮内庁に働きかけ、翌年一月の宮中歌会初の陪聴者とするよう取り計らった。外国人が宮中歌会初に出席したのは異例である。その後まもなく新渡戸は体調を崩した。翌1933年2

月、日本は国際連盟脱退。同年秋、新渡戸はカナダで開催された太平洋会議に病をおして出席。会議後倒れ、手術の甲斐なく異国で亡くなった。享年 71 歳。

宮中歌会初の勅題は、「夜明け前の鳥の声」だった。ジンガーは「和歌が大きな出来事を見事な簡潔さと軽やかさのうちに暗示している²²⁾」ことを評価し愛した。彼は象徴主義の詩人で自身の文学上の師であるシュテファン・ゲオルゲや、一時期ゲオルゲと交流のあった世紀末ウィーンを代表する詩人ホーフマンスタールの詩の日本語訳も試みた。ただし言語間の大きな隔たりから象徴主義的な詩の特質やリズム（韻律）を失わずに日本語訳することはできなかった。

ジンガーは、日本人の「無駄のない身振りへの深い愛着、沈黙に対する欲求、穢れなき厳格な形式の志向、過酷な苦痛の中であって冷静であろうとする衝動、質実に対する感覚、英雄的な忍耐の崇拜²³⁾」を見出した。彼はこうした日本人の性格の背後に、数百年間におよぶ仏教的遺産の及ぼす影響を観取した。すなわち、「現象世界からの逃避への意志、欠けることなく自足した形態の滅却、最も明るい現世の光と輝きとうつろいやすい成就の断念²⁴⁾。」彼は仏教のうちに現世否定の精神を捉えた。

他方、1933年に雑誌『短歌研究』に発表した『日本の詩歌について』では、現世否定の精神とは対照的な日本文化における特に大乘仏教の影響を強調する。

「現世を解脱するために虚無に沈没することを教えるのではなく、信者に対して光明の世界への救済を約束するものであって、この光明の世界は現世の夢迷から覚醒するところにある。(中略) わが生が夢であることからこの世の光輝と悲惨^はと果敢なさと魅力とが生れる。(中略) 日本の詩歌の最美のものから呼び掛けているのはこの信仰の精神であって、この精神がある故に心惹かるる安らかさと此世のものならぬ光が詩歌に具はるのである²⁵⁾。」

彼はさらに仏教と並んで神道を根源的日本精神として指摘し、「日本の文化はこの二つの信仰の極の間を振動しつつ来た」と捉える²⁶⁾。

ナチス・ドイツのユダヤ人迫害

ヒトラー内閣が成立した 1933 年 1 月 30 日以降、ドイツ国内でユダヤ人を迫害する法令が次々と施行され、迫害が起きた。その主なものを挙げる。

3 月 23 日、全権委任法が可決され、国会の承認なしに立法権の行使が認められた。

4 月 1 日、ドイツ各地でユダヤ人ボイコットが起こり、ユダヤ人商店の不買運動やユダヤ

人の経営する会社の排斥運動が起きた。

4月7日、職業官吏再建法が成立し、ユダヤ人の官吏、教授、弁護士および国家敵対者を罷免した。

4月20日、ユダヤ人医師および国家敵対医師の排除令が成立。

5月10日、ドイツ各地の大学で悪名高い焚書が行われ、約二万冊の本が焼かれた。

5月16日、「非ドイツ的」作家のブラックリストが公表され、シュテファン・ツヴァイクやフランツ・ヴェルフェル、エルンスト・トラーなど多数のユダヤ系作家が含まれた。

1935年9月にはニュルンベルク諸法が公布。ドイツ国公民法は、純粋なユダヤ人とそれ以外の国籍保持者を分け、血統保護法は両者の結婚を禁じた。さらにユダヤ人を公的地位や職業から追放し、「ダビデの星」の着用を義務付けた。

ジンガーが東京で日本文化に対する考察を深めていた矢先の1933年12月に、文学の師ゲオルゲが亡くなった報せが届いた。この年の1月に政権の座についたナチスはゲオルゲの名声を利用しようとしたが、ゲオルゲはナチスの思惑をかわすようにスイスに居を移し、ロカルノで亡くなった。ゲオルゲ派の一員カール・ヴォルフスケールはナチスの迫害を逃れてイタリアからニュージーランドへ亡命した。

当時ジンガーが友人から受け取った手紙には、「我々は古代アテネ人のように、侵入してきた敵に聖なる都市を明け渡し、揺れる船に乗り込み、真の武器をもって戦いを続けよう。詩人の言葉のうちにのみ大地と空気とパンとぶどう酒と星空を見出しながら²⁷⁾。」と書かれていた。かつてドイツで過ごした日々ゲオルゲ派のメンバーと共に読んだ象徴主義的な晴れやかな詩のうちに、ジンガーは暗い時代を耐え忍ぶ力を得、現実の陰惨な多くの出来事が与える痛ましい失望をかわすことができた。

1930年代初頭、ドイツでユダヤ人の占める割合は人口の1%であったが、大学教員や医師、弁護士など知的職業に占めるユダヤ人の割合はかなり高く、ベルリンでは弁護士の55%（1925年）、医学部教員の45%（1932年）がユダヤ人だった²⁸⁾。こうした知的職業に占めるユダヤ人の多さがナチスの反発を招いた。1938年7月にはユダヤ人医師免許が剥奪された。

1938年11月9日夜に悪名高い「水晶の夜」事件が起き、ドイツ各地でユダヤ人商店や百数十カ所のシナゴークが破壊された。さらにこの騒動の被害者であるはずのユダヤ人二万数千人が逮捕され、各地の強制収容所に送られた。同月、「ドイツの経済活動からのユダヤ人排除令」や「ユダヤ人の通学禁止令」が出された。

1942年1月20日のヴァンゼー会議において、ユダヤ人の追放、排除を越えて、「ユダヤ人問題の最終解決」すなわち絶滅政策が取り決められた。

ジンガーがドイツ国内にとどまっていたならば、彼は仕事や諸権利を奪われ、居場所も失い、やがては強制収容所に送られたであろう。事実、彼の妹は東方の収容所に送られ、亡くなった。日本の大学で教鞭をとる彼は本人の意志と無関係に事実上の亡命者となった。東京帝国大学との契約は当初の二年契約後に二度更新された末に1935年3月で打ち切られた。

戦争の影

ヒトラー内閣成立直後の1933年5月に起きた焚書と軌を一にするかのように、日本においても同年5月に言論弾圧である瀧川事件が起きた。同年3月に起きた司法官赤化事件を受けて、京都大学法学部で刑法を講じる瀧川幸辰を貴族院議員の菊池武夫等が赤化教授として攻撃した。内務省は同年5月に瀧川の著書『刑法講義』および『刑法読本』を発禁処分とした。文相鳩山一郎は瀧川の罷免を要求した。京大総長小西重直は要求を拒んだが、文部省は瀧川を休職とした。法学部教授全員が抗議の辞表を提出したが、教授達は文部省によって分断され、結局、瀧川と小西総長や十数名の教授、助教授達が辞職した。教授会の自治に政府が介入し、学問と言論の自由が損なわれた。「ファシズムに対する学問の敗北」(大内力)だった²⁹⁾。

ジンガーが東京帝国大学との契約を打ち切られる一か月前の1935年2月半ば、貴族院議員菊池武夫が今度は東京帝国大学教授の憲法学者美濃部達吉の天皇機関説を攻撃し、大きな騒動に発展した。ドイツの法律学者ゲオルク・イエリネック等による国家法人説に基づき、天皇を国家の最高機関として立憲主義の枠組みの中に位置づけようとした美濃部の学説に対し、陸軍皇道派および政友会が天皇主権を主張した。美濃部の著書は発禁となり、美濃部は議員を辞職した。政府はさらに「国体明徴声明」を出し、天皇機関説を批判し、天皇の統治権を鮮明にした。ジンガーはこの問題に関して次のように指摘する。

「浄化運動は長年にわたり最も影響のあった美濃部教授の排斥によって劇的に始まった。美濃部は天皇を国家の本質であり無制限な権力の源泉であるとする代わりに、ハイデルベルク大学の憲法学者イエリネックに従って、国家の機関ととらえることで日本の国体の基礎を脅かした。天皇主権の見解は国民の考えとは相いれないが、それを否定することはこの時、憤激した軍部の皇道派に許可証を与えることに等しかった³⁰⁾。」

ドイツではすでにユダヤ人イェリネックの著書もナチスの焚書の対象となっていた。ジンガーは、大学における浄化運動は長年イギリスの商業通信を教えてきたイギリス人講師を退任させることで終わった、と述べる。ジンガーは満州事変以来強まった国粋主義の結果、東京帝国大学が外国人の受け入れを許容しなくなったと見なしている。ユダヤ系ドイツ人であるジンガーの契約打ち切りには、ドイツ公使館を通じた圧力があつた。ただし日本政府はナチスドイツによるユダヤ人迫害に同調せず、宮中歌会初に招待されたジンガーを国外追放することはなかった³¹⁾。彼はその後も日本に留まり、一年間のブランクを経て、翌1936年4月から仙台第二高等学校でドイツ語、ドイツ文学を教えることとなった。この間十月末から三か月間北京（当時は北平）に滞在している。1936年1月に中国旅行から帰国した翌月、二・二六事件が起きた³²⁾。

ジンガーは大学における浄化運動の後、1938年2月に身近で起きた第二次人民戦線事件に関して記している。

「私が所属した（東大経済）学部は国民経済学の教員達を失った。陸軍大将荒木貞夫が率いる文部省は司法当局と合意して左翼的な教授達を追放した。（中略）荒木が文部大臣になったことは、複数の観点から見て重要な兆候である。彼はシベリア征服の出兵計画命令書を自分の机の引き出しに入れてある大将として有名だった³³⁾。」

荒木貞夫が実際にシベリアへの出兵計画命令書を所持していたかどうかは別として、彼の軍部における影響力が窺われる。犬養毅内閣で陸相を務めた荒木は皇道派の中心人物であり、過激な青年将校達が周囲に集まった。彼等はやがて1936年に二・二六事件を引き起こす。荒木は青年将校達の動きを止められなかった。事件後、皇道派は衰退し、東条英機らの統制派が台頭する。荒木自身はいったん表舞台から退く。

同年7月にはコム・アカデミー事件が起こり、「日本資本主義発達講座」の執筆に参加した野呂栄太郎、羽仁五郎等共産党系のマルクス主義経済学による講座派の学者32名と長谷川如是閑、大宅壮一等左翼・自由主義的知識人29名が検挙された。さらに翌37年12月から38年にかけて人民戦線事件が起こり、労農派の学者達が検挙された。

荒木は1938年に第一次近衛内閣の文部大臣に任命されると、国民精神総動員を主導し、日中戦争の長期化を見越し、戦時体制に向けて国民を教化誘導した。荒木が文相となる直前の1938年2月に第二次人民戦線事件が起こり、東京帝大の大内兵衛、有沢広己、脇村義太郎等が治安維持法違反で検挙され、東大を休職処分となる。（後にいずれも無罪。）東北帝大の宇野弘蔵、法政大学の美濃部亮吉も検挙され、宇野と美濃部は大学を辞職した。

(宇野は後に無罪。美濃部は戦後、都知事になった。) 宇野の検挙はジンガーの仙台二高在職中である。東大のみならず、仙台にあっても身近に経済学者達が相次いで検挙された。

荒木貞夫は戦後、A級戦犯として終身刑となる。(後年、病気で釈放。) ジンガーは人民戦線事件が起きた時には東大を退職していたが、教授達は元同僚であり、政治的事件を身近で体験したことになる。仮に東大での契約が更新されていれば、ユダヤ系教員として事件の渦中に立たされていたことも推察される。

ジンガーは当時の政治状況に関して、次のように指摘する。

「(1937年の盧溝橋事件以降、) 中国への侵攻が停滞し、大陸での軍事行動は国力を上回ることが軍部には明らかになった。そこでアメリカとの戦争を代償として南方に侵攻する欲求に転じた。(中略)(真珠湾の) 奇襲攻撃という緒戦の大勝利は、戦争の範囲や限界に対する最終的な感覚を失わせ、軍隊と艦隊を奈落へ突き落した³⁴⁾。」

日本と西洋

ジンガーは長年学界・法曹界の通説とされていた美濃部達吉の天皇機関説が突如攻撃の矢面に立たされ、否認され、急速に軍部が政治の主導権を握るに至った状況を直視しながら、千二百年以上の日本の歴史を展望する。その結果、日本民族の最高度の安定性と極度な不安定性の固有な相互作用を認識する。すなわち抽象的・形而上的ではなく、物質的な対象に即した思考をする一方で、新奇なものに対する好奇心が強く、外からの刺激に惹かれやすい日本文化の性格をとらえる。

「日本人は比類ない程に集団的な自己保存と結束力、持続力という本能的な諸力を兼ね備えている反面、絶えず不安で、新奇なものを求め、外からの強い刺激に対して無防備である。この交互作用によって、最初は中国文化、次に西洋文化を急速に受容した一方で、徳川時代と現代において孤立と自己満足へと急激に後退したことを説明できる³⁵⁾。」

ジンガーは、日本が海外の文化を積極的に受け入れた時代と、海外との交流を絶ち、自らの世界に引き籠った時代が交互にあったことを指摘し、1930年代に孤立への新たな後退を始めた、とみなす。

「こうした後退の傾向も、日々の影響や外界の十分に理解していない流行などに気をそらさず、足場を確保して自分を取り戻し、自己の本質の深みにおいて自己の文化の東洋的要素と西洋的要素を融和させるための力を見出そうとする意志を意味するならば、治癒的に機能するであろう。(中略) 諸対立を真に融和させるための前提となるのは、西欧

精神の根源を直視する気構えにある。近代日本は西欧精神に関して、技術・学問・文学・政治の利益をもたらす表面的な派生形式、衰退形式のみしか着目し利用してこなかった。西欧本来の創設者を鏡としてのみ、日本人もまた日本固有の本質を認識することができる³⁶⁾。」

「東洋人の指導者層には異質な世界（西洋）に帰依し、その原則を引き受け、自国の古来の尊敬すべき伝統と知恵を緊張と危険をはらんだ思考様式の^{るつぼ}坩堝に投げ入れ、自らの最良の思考と感情を純化し、豊穰化し、より自由にして再び取り戻す心構えがあるかどうか³⁷⁾。」

彼はこうした問いかけを踏まえ、「1935年、鎌倉の海辺にある松林のかすかにざわめく家で、響くような孤独の中で執筆に打ち込んだ³⁸⁾。」この時、彼は最も愛した日本の古典の作者である僧侶にして隠者、吉田兼好を思い浮かべていた。ジンガーが極東の島国にあって西欧精神の源流に思いを馳せ、東洋精神と西洋精神の融合を試みたことは興味深い。執筆の成果として翌1936年（昭和11年）に著書『プラトーンの家像』の邦訳を三省堂から刊行し、雑誌『思想』（岩波書店）に『西洋の祖先としてのプラトン』はじめ三本のプラトン論を邦訳掲載した。そこでは西洋の源流たるギリシャ精神の本質および古代ギリシャにおける国家と学問に関して記されている。

ケーベル先生

ジンガーによる、西欧文化の源流をなすプラトンをはじめとするギリシャ精神との対話の呼びかけは、明治時代に来日し、東京帝国大学で西洋哲学やギリシャ語を教えたドイツ人ラファエル・ケーベル（1848～1923年）を想起させる。ケーベルはドイツ系ロシア人の父をもち、モスクワ音楽院でチャイコフスキー等に学び、ドイツのハイデルベルク大学で哲学を修め、ジンガーと同じ45歳で来日した。東京帝国大学で西洋哲学史やギリシャ語等を教え、日本の学生達にギリシャ哲学の価値を鼓吹した。両者とも独身だった。

ケーベルはギリシャ人の母親をもつラファディオ・ハーンと東大の同僚であり、西田幾多郎、阿部次郎、和辻哲郎、九鬼周造等に慕われ、大正教養主義の精神を体現した。夏目漱石も東大の大学院時代にケーベルの講義を聞き、後にハーンの後任として東大でケーベルの同僚となった。彼はケーベル宅に招かれ、『ケーベル先生』という一文を書き、雑然とした東京にあって古代ギリシャ人のごとく孤高にして悠然と歩む姿を記している。ケーベルは東大との契約を六度更新し、通算21年間教えた。ドイツへ帰国する直前に第一次

大戦が勃発し、帰国を見合わせ、1923年にジンガーと一歳違いの75歳で亡くなった。ケーベルが横浜で亡くなった二カ月半後に関東大震災が日本を襲った。

ケーベルの教え子の安部能成^{よししげ}が指摘したように、ケーベルは「自ら進んで日本語を学ぼうとも、日本の社会に接触しようとも、日本の自然や美術を見ようともせられなかった³⁹⁾。」一方、ジンガーは戦争の足音が忍び寄る1930年代に進んで日本語を学び、日本の歴史、宗教、禅と武士道、書道、詩歌、文学、書画、版画等の世界を深く探求した。西欧精神の立場から日本文化の性格と価値をとらえ、評価しようとした点に彼の研究の意義がある。

両者とも近代西洋文明に関しては懐疑的で、西欧精神の源流としてのギリシャ精神との対話を学生達に強く促した。ケーベル同様、ジンガーも学生達に慕われた。しかしケーベルが教えた明治時代後半から大正時代にかけては、教え子の西田幾多郎や和辻哲郎などに見られるように、師の教えを受け止め、自らの思想を育てる精神的、時間的ゆとりがあった。しかし日本が国際連盟を脱退し（1933年）、日独防共協定が結ばれ（1936年）、盧溝橋事件を機に日中戦争が始まるなか（1937年）、ジンガーが教えた学生達には西欧の古典に沈潜する精神的、時間的ゆとりはなかった。「年を追うごとに、国粹主義的プロパガンダの偏狭で心を麻痺させる圧力が、活発で幸福そうな学生たちの心情に重くのしかかるさまを感じた。（中略）日本は自然に逆らって、魅惑的な蝶が醜い幼虫に退化しつつあるように思われた⁴⁰⁾。」ジンガーはケーベルが見ることのなかった日本を目の当たりにした。

仙台にて

東大退職後、中国に三カ月間滞在中にジンガーは日本に呼び戻され、1936年4月から仙台第二高等学校でドイツ語とドイツ文学を教えることになる。東大の職を失い、慣れ親しんだ鎌倉を離れたことが、喪失感をもたらしたことは想像に難くない。一方で軍部の圧力が強まる政治の表舞台である首都東京を離れ、北京にも滞在し、仙台に移ったことで、異なった環境で日本文化を捉える機会を得たといえる。彼の日本文化論『鏡、剣、^{まが}勾玉』では日本文化を中国文化と比較しているが、これには3カ月に及ぶ中国滞在体験が活かされている。

当時、東北大学には医学者で作家の木下杢太郎、白樺派の画家でダ・ヴィンチ研究等でも知られる児島喜久雄、英文学者土居光知等がおり、ジンガーは木下や児島等と親しく交流した。ジンガーの『鏡、剣、^{まが}勾玉』には欧米人として最初期の漱石『こころ』論が含ま

れているが、当時、東北大学には漱石門下の哲学者で『三太郎の日記』で知られる阿部次郎や、同じく漱石門下の独文学者で漱石の評伝を書いた小宮豊隆がいた。小宮は後に東北大学図書館長として漱石の蔵書を受け入れた。

さらに東北大学にはケーベル先生の弟子で晩年のケーベルを介護し看取った久保勉が在職し、ケーベルの二千冊近い蔵書も図書館長小宮豊隆を通じて大学に寄贈していた。ジンガーは仙台二高に赴任した1936年（昭和11年）に著書『プラトーン』の邦訳を刊行したが、久保も同年に『プラトン国家篇』を刊行し、三年後には著書『プラトン』を刊行する。ジンガーと久保は仙台にあってプラトンを介してつながる。

仙台にはかつて1924年から五年間、オイゲン・ヘリゲルが東北帝大講師として招かれ、滞在中に弓術を学んだ。ヘリゲルもまた西洋文化の優位性を前提とせず、弓術という日本の伝統文化と向き合い、その精神をとらえようとした。その成果が『日本の弓術』（岩波文庫）である。もっとも、ヘリゲルは帰国後、ナチス政権下にナチスに入党し、エアランゲン大学副学長となり、『^{ナチス}国家社会主義と哲学』という一文を書き、戦後、非ナチ化法廷によって<消極的な同調者>と認定された⁴⁰⁾。

ジンガーが仙台二高に移った1936年に、ユダヤ系ドイツ人哲学者カール・レーヴィット（1897～1973年）も妻と秋に来日し、東北帝大に赴任し、哲学やドイツ文学を教えた。レーヴィットは以前ハイデガーに師事したが、ナチスを公然と支持するフライブルク大学総長ハイデガーと決別した。レーヴィットはナチス政権下、ドイツのマールブルク大学私講師の地位を剥奪された。レーヴィットはナチスの迫害から逃れ、イタリアに研究滞在した。この間、彼は以前マールブルク大学に留学し面識があった日本人哲学者で、『いきの構造』（1930年）で知られる京都大学の九鬼周造に手紙を書き、九鬼の推薦で東北大学への招聘が実現した。ドイツ公使館と東京日独文化協会は人種政策上の理由でレーヴィットの東北大学赴任を妨害したが、『プルトーク英雄伝』や『アミエルの日記』等の翻訳でも知られる哲学者で東北大学にいた河野與一等が尽力し赴任することができた。

仙台にいたドイツ人はクルト・ジンガーとレーヴィット夫妻だけで、彼ら三人は「精神的に完全に孤立」（レーヴィット）していた⁴²⁾。ジンガーはかつて文化史家ジンメルに師事し、レーヴィットもかつてジンメルを研究した。ジンガーはレーヴィットからナチス政権下のユダヤ系ドイツ人迫害の実態を知ることができた。わずかな日本人学者との交流は別として、ジンガーは鎌倉においてと同様、仙台においても孤独だった。ジンガーは滞在記に記す。

「(仙台二高で体験した) 厳しい苦役 (harte Fron) とたくさんの喜びの三年間の後、(二高という) 稜堡^{りょうぼ}は、ドイツの言論統制と軌を一にして言論統制を要求する国粋主義者達によって奪われた。東京に戻ると、西欧人にはもはや呼吸することさえできない空気を見出した。かつてあれほどまでに客を温かく迎え入れた国は、聞く耳をもたぬ妄想^{めし}と盲いた不信の悪霊達の手に委ね^{ゆだ}られていた。勝利か敗北かを目前にして、人々は単に外国人がいるだけで大地の穢れと感じていたようで、真の友人と敵の区別をつけることができなくなっていた⁴³⁾。」

仙台における「苦役 (強制労働)」の内容は明らかではない。1938年11月には日独文化協定が結ばれ、ナチス・ドイツ政府の在留ユダヤ系ドイツ人に対する排除要求が強まった。「1938年7月にドイツ側は東京日独文化協会が推薦する者を高等学校語学講師に採用する制度を提案している。(中略) 日本側は<日本の固有の精神には人種差別なし>として<人種問題を引き入れないために>、ドイツ側のユダヤ人排斥要求を拒否した⁴⁴⁾。」(清水雅大) しかし、ドイツ側の要求は収まらず、ナチス党員である東京日独文化協会主事ドーナート博士は、1939年9月の東京協議会で、「特に語学講師の問題を取り上げて、(中略) ユダヤ人は亡命者であるがゆえにその振る舞いは自ずと反ドイツ的・反ドイツ国家的なものになるとされ、大学についても日本側が条件付きで認めていた高等学校の場合と同様に、ドイツ側が推薦する者を雇用するよう求めた⁴⁵⁾。」

三年間在職した仙台二高教師の職は1939年春で終わり、契約は更新されなかった。「ジンガーの最後の授業の時はさすがに悲しそうだった。⁴⁶⁾」(太田秀通) 彼にはもはや日本に身の置きどころがなかった。1939年8月、「99ヵ月間におよぶ美と苦難に富んだ実り多い滞在の後、私は日本を後にした⁴⁷⁾。」ちなみにジンガーが退職した後、ナチス・ドイツ政府側(東京日独文化協会)はカール・レーヴィットの契約延長も阻止しようとしたが、レーヴィットはなお二年間東北帝大で教え、仙台で『ヘーゲルからニーチェへ』(1941年)を書きあげた。そして太平洋戦争が始まる直前の1941年(昭和16年)に日本を出国し、渡米した。

東京が初の空襲を受けた翌年の1943年(昭和18年)3月、ジンガーの訳者清水武はジンガーの著書『プラトーン』にジンガーの「プラトーンの家像」という書名と同じ章題の一章を加えて再刊した。ジンガーはそこで、「プラトーンにとって最も重要な関心は国家を如何に建設し、如何に指導していくかにあった。」と述べ、「新しい道徳の規準を指すノモス (=規範。筆者注)」が重視され、「正義は国家の基礎であり、ノモスである。(中

略）個人と社会との調和のないところに人間生活の安定はない。」と述べ、最後に、「<^{ただ}義しき>と<慎み>と名づくる精神によって作られた秩序と統制のある国家像にはプラトーン自身に似ている高貴な本質が秘められている⁴⁸⁾。」と記す。

本書はガダルカナル島やアッツ島が次々に陥落し、同盟国イタリアが無条件降伏した同年の12月に三千部再版された。日本を離れたジンガー最後の日本人に宛てたメッセージとなった。同年10月に最初の学徒出陣が行われ、敗戦の気配が強まる戦時下にあって、プラトンの国家論が再版されたこと自体異例であり、当時プラトんに救いを求めた日本人が少なからずいたことが窺われる。

E. ケンペル

ジンガーは日本滞在最後の印象を記す。

「船は日本最後の寄港地長崎に停泊した。長崎は二百年來、日本と西洋を結ぶ唯一の架け橋だった。来日した時、私はかつて西洋人の日本研究者であるドイツ人エンゲルベルト・ケンペル（1651～1716年）やフィリップ・フランツ・フォン・シーボルト（1796～1866年）、スウェーデン人ペーター・トゥルンベルクらに対する簡素な記念の石碑に挨拶したが、今回はもはや下船しなかった。道も寺院も暗い呪縛に包まれ、恐ろしい魔力に身をゆだねているように思われ、足を踏み入れることはできなかった⁴⁹⁾。」

彼が言及したケンペルは三十年戦争（1618～48年）直後に北ドイツのレムゴーで生まれた。彼はギムナジウムを終えると、長い戦乱で人心が荒廃し、魔女狩りが猛威を振るう祖国ドイツを後にした。ジンガーもまた第一次大戦で荒廃し、ユダヤ人差別が色濃いドイツを離れて来日した。ケンペルはポーランドのクラカウ大学やケーニヒスベルク大学、スウェーデンのウプサラ大学で医学等を学び、スウェーデン王室によるロシア・ペルシャ使節団に参加し、ペルシャでオランダ東インド会社に医師として採用された。

ケンペルが来日したのは、1690年。「^{くぼう}犬公方」五代将軍徳川綱吉の時代であり、井原西鶴や近松門左衛門はじめ上方を中心に町人主体の元禄文化が花開いていた。ケンペルは長崎の出島に二年余り滞在し、オランダ使節の一員として江戸参府に二年続けて同行し、将軍綱吉に謁見した。ケンペルは江戸参府の道中で見た事柄を細かく記録し、^{コンパス}羅針盤を用いて密かに測量し、日本地図を作成した。京都では清水寺を訪れた後、方広寺でその後焼失した木造の大仏をスケッチした。1691年、ケンペルが江戸参府を終えて京都に滞在中、俳人松尾芭蕉は伊賀上野にいた。芭蕉は二年前に『奥の細道』の長旅を終えた身で、ケン

ペルに一月遅れて京都に赴き、嵯峨野の落柿舎に入り、『嵯峨日記』を綴った。二人は同じ年に東海道を行き来した。翌年、ケンペルが二度目の江戸参府を行い、日本橋の長崎屋に滞在した時、芭蕉も同じ日本橋の借家に住んでいた。芭蕉は江戸参府に訪れたオランダ使節を句に詠んだ。

「阿蘭陀おらんだも花に来にけり馬に鞍」

「甲比丹かびたんもつくばはせけり君が春」

帰国後、ケンペルは『廻国奇観』五巻を刊行した。その中に『鎖国論』という論文が含まれている。その趣旨は、人類は一つの世界に住んでおり、地球は人類共通の祖国である。自然に境界はなく、人間の精神を国土という檻に封じ込めることは恥ずべきである。世界との交流を阻むことは誤りである。しかし広大な国家が多民族をまとめることは困難で、多数の国家に分裂し、互いに抗争する。日本は農地が肥沃で必需品も豊富、支配者に都合がよいとはいえ、自給自足し、他民族に侵略されることなく、平和を維持している⁵⁰⁾。ケンペルは啓蒙主義の精神を踏まえ、人間の交流を分断することに反対する。一方で、三十年戦争で外国勢力に国土が蹂躪された直後にドイツで生まれ育ったケンペルは、日本の鎖国に関して一定の意義を認めた。彼の死後、遺品からさらに原稿が見つかり、『日本誌』として刊行された。彼は将軍綱吉をはじめとする人々が神仏習合し、神道を信奉する姿を捉えている。ケンペルの日本の歴史や宗教に関する考察は、後の西洋人の日本観の基本となった。

スウィフトの『ガリバー旅行記』(1726年)第三部で、ガリバーは天空の島ラピュタや不死の人間の住む島などを訪ねた後、日本を訪れる。ガリバーはオランダ人と偽って江戸で皇帝(将軍)に謁見し、長崎まで護衛付きで行き、オランダ船の船医としてヨーロッパに帰還する。ガリバーの行動はケンペルと重なる。ガリバーの日本訪問は、ケンペル滞日の十七年後に設定されている。スウィフトはケンペルを含むオランダ使節の日本訪問を知っていた可能性がある。

F. シーボルト

ジンガーが言及したもう一人のドイツ人、フィリップ・F. シーボルトはドイツ中西部ヴェルツブルクの医者の家庭に生まれた。医師の学位を取得後、博物学に強い関心を抱いていたこともあり、オランダ商館医師として1823年に長崎の出島に着任した。鳴滝塾を開設し、日本人医師や蘭学者に西洋医学を教え、高野長英ははじめ多くの弟子を育てた。弟

子の一人、伊東玄朴は後に東大医学部の前身となるお玉が池種痘所を設立する。シーボルトは日本人女性と結婚し、日本語を学び、『日本書記』を翻訳し、日蘭・蘭日辞書を作成した。日本の法律、政治制度、宗教、学術、地理、歴史、農業など総合的な日本研究を目指した。日本人の弟子を日本各地に派遣し、千種類におよぶ植物を採集し、日本の海図を作成した。1826年には江戸参府に同行し、ケンペル同様、禁止されていた測量調査を各地で行った。シーボルトは江戸への道中、穢多・非人と呼ばれる最下層の人々に関して人類史的に容認しがたい痛ましい存在として言及している⁵¹⁾。ちなみにケンペルの江戸参府旅行記には彼らに関する言及が見られない。

シーボルトは幕府奉行兼天文方の高橋景保と親交を結び、ロシア人による世界周航記を見せる代わりに伊能忠敬の「日本地図」や間宮林蔵の「蝦夷全図」を見せてもらった。1828年、シーボルトが高橋を通じて間宮に宛てた手紙を、間宮が勘定奉行に渡したことがきっかけで、高橋が捕えられた。「シーボルト事件」である。シーボルトは尋問され、家宅捜査され、出国禁止となり、弟子達の出入りが禁止された。高橋景保は獄死した。一方でオランダ船の臨検は入港時のみで出港時には行われなかったため、シーボルトが作成した地図の写しや辞書、禁制品の蝦夷図、樺太図、さらに北斎漫画など図書五百点がオランダに持ち出された。翌1829年末、シーボルトは国外追放となり、妻お滝と娘イネに別れを告げ、六年余りの滞在を経て帰国の途についた。

帰国後、彼は『日本植物誌』、『日本動物誌』そして『日本』をまとめる。『日本』は二十年間かけて三十分冊まで刊行し、二冊が未完となった。1844年にはオランダ国王が十二代将軍家慶よしに開国を促す親書を送ったが、その草案をシーボルトが作成した。アヘン戦争によって中国が開港を余儀なくされたように、日本が開国を拒んで戦争に巻き込まれないために、開国するよう促す内容である。幕府はこれに対して丁重に開国を拒んだ⁵²⁾。1853年にはペリーがアメリカ艦隊を率いて浦賀に来航し、アメリカ大統領の親書を手渡して去った。翌54年、ペリーが再び来航し、日米和親条約を締結し、鎖国に終止符が打たれた。アメリカ総領事ハリスは1858年に日米修好通商条約を締結。続くオランダとの条約締結でシーボルトの再入国禁止令は解除された。シーボルトは1856年に友人に宛てた手紙の中で記している。

「欧州文明があらゆる残虐と悲惨の限りをつくして氾濫しようとする恐れのある小生の学問上の青春時代を送った国に思いをはせています。(…)今こそ小生が気の毒ながら忘却の世界から騒々しき世界へ連れ出した善良にして有能かつ幸せな国民に、救いの手を

差しのべるように何ものかが小生をあわただしくかりたてるのです。⁵³⁾」

シーボルトは西欧の植民地主義が東アジアを侵略している現実を踏まえ、彼が世界にその存在を認知させた日本の側に立つ意志を伝えている。再入国禁止令解除の翌 1859 年、シーボルトはオランダ政府が設立したオランダ貿易会社顧問として、帰国後結婚し生まれた 12 歳の長男を伴って再び日本を訪れた。初来日から 36 年後だった。長崎は開港されたばかりだった。彼は門人高野長英の悲運を初めて知った。長英は『戊戌夢物語』を書き、幕府の外国船打ち払いに反対して永牢となった。長英と親交を結んだ田原藩年寄りで蘭学者の渡辺崋山も謹慎処分となった。蛮社の獄である。崋山は自決したが、長英は火事騒ぎに乗じて脱獄し、宇和島藩主に匿われ、蘭学書を翻訳した。江戸で偽名を名乗り、町医者となるが通報され、捕吏に踏み込まれて絶命した。シーボルトはかつての鳴滝の家を買い求め移り住み、植物園を設けた。娘イネは日本人初の女性産科医となった。1861 年、シーボルトが幕府の顧問となるべく上京した直後、宿舎近くの東禅寺にある英国公使館が攘夷派の武士達に襲われた（第一次東禅寺事件）。開港後も攘夷の動きは激しかった。

シーボルトの許にはかつての門人や蘭学者が集まった。門人の伊東玄朴と戸塚静海は幕府の奥医師となっていた。シーボルトは日本の学者達に医学や自然科学、政治学等の講義を行った。1862 年、シーボルトは幕府の顧問役を解任されると、15 歳の息子を英国公使オールコックに通訳として委ね、一人オランダを経てドイツに戻った。シーボルトは三度目の日本訪問を望んだが果たせず、父子は二度と会うことはなかった。1866 年、シーボルトはミュンヘンで日本から持ち帰った収集品の展示会を開催した後、敗血症で亡くなった。享年 70 歳。

日本に一人残った息子アレクサンダーは幕府の遣欧使節団に同行して西欧各国を訪問し、ナポレオン三世やヴィクトリア女王に謁見した際、通訳を務めた。明治新政府の下で、岩倉使節団が欧米を歴訪した際も補佐した。井上馨かおるの秘書として通商条約改正交渉に参加。父の日本コレクションを大英博物館やバイエルン王国に購入させた。大英博物館にはシーボルトの日本関係の蔵書三千冊余が所蔵されている。

シーボルトの次男ハインリヒも兄の再来日に同行し、オーストリア・ハンガリー帝国の通訳となり、ウィーン万国博に日本側通訳として参加した。その後、同帝国の領事代理を務め、日本女性と結婚し、帰国後、絵画や墨絵、書籍、刀剣、陶磁器、工芸品など五千二百点におよぶ日本コレクションをウィーン帝室博物館に寄贈した⁵⁴⁾。かくしてシーボルト父子は二代にわたり、日本と西欧の架け橋となった。

日本との別れ

ジンガーが長崎港で日本を去るにあたって胸に去来したのは、こうした江戸時代から続くドイツ人と日本との深い縁であり、交流だった。ジンガーもまた日本文化を愛したドイツ人の系譜に連なる。しかし、「二百年來、日本と西洋を結ぶ唯一の架け橋だった」長崎にもはや下船しなかったことは、日本と西洋の豊かな結びつきが途絶えようとしたことを示している。攘夷の動きに揺れる幕末の動乱の最中にシーボルトが日本に別れを告げた80年後、日本は再び攘夷に似た体制となり、ジンガーを国外へ追いやった。ジンガーは長崎港に停泊した船内で記す。「ここにも自己を否定する黒い夢魘の支配が始まっていた⁵⁵⁾。」黒い夢魘とはファシズムを指すのであろう。日本社会の変質、退廃とは対照的に、ジンガーの眼には日本の自然の美しさがひとときわ際立ってくる。

「港は広く美しい形をした入江の中にあり、沈みゆく日没の光を受け、すばらしく節度ある暗く透明な色彩を帯びて、あたかも海底深く沈む伝説の宮殿が隠された財宝の金の輝きを海面に投げかけているかのようだった。勢いよく動く船や小舟の群れは花瓶の花々のようにリズムカルに連なっていた。日本との別れの恍惚とした時の中であって、長い間忘れていた過去が蘇ってきた。偉大な詩の孤独な響きに導かれ、文学の王国の敷居をまた^{また}跨いだ十四歳の少年の日々が⁵⁶⁾。」

ジンガーは1930年代という太平洋戦争に向かって歩みを進める「鬼胎の時代」（司馬遼太郎）に八年間以上におよび日本に滞在し、同じドイツ人の先人ケンペルやシーボルトの日本研究を意識しつつ、日本文化に深い関心を寄せた。「海底深く沈む伝説の宮殿が隠す財宝の金の輝き」こそは、政治の迷妄の奥に彼が見抜いた日本文化の真価を示すものであろう。ナチス・ドイツと手を結んだ日本が軍国主義一色に染まり、本人も圧迫を受けながら、彼はなお日本文化の価値を探求し、その輝きを透視することができた。彼の体験を踏まえた探求の成果が著書『鏡、剣、勾玉』である。ジンガーの『日本滞在記』はこの本を執筆する前提となる体験を記すだけでなく、1930年代日本を理解するうえでも貴重な記録である⁵⁷⁾。

注

1) Richard Storry, in: Kurt Singer : Mirror, Sword and Jewel., London 1973, S.9.

滞在記が実際にいつ書かれたかは不明である。細かい記述から見て、各部分は滞日中に日記や備忘録のような形で書かれたと推測されるが、時系列にまとめたのは離日

後、オーストラリアにおいてであり、1957年に公表された。従って、日本滞在時の考察だけではなく、後付けの考察も含まれる。これはジンガーに限らず多くの回想的な体験記に該当することである。ジンガーの文章には日本到着時から離日までの体験と考察および感慨が記されている。そこには後年の執筆時において取捨選択がなされ、執筆時の感慨が加えられている。例えば、彼が「鎌倉で、響くような孤独の中で執筆に打ち込んだ。」と記す時、そこには鎌倉滞在当時のリアルタイムな感慨に、20年を経てなお彼の記憶に残る孤独感の残響が倍音として重ねられている。封印され、語られなかった事柄もある。後世の読み手は、同時代に公表されることのなかった個人の体験と考察を時代状況の中で再現しつつ、歴史的パースペクティブを通して位置づけ評価する。統計的に処理される経済事象等とは異なる個人の体験である以上、主観と客観（歴史的・政治的状況）の絡み合いの中で捉える必要がある。一方、ジンガーの名著『鏡、剣、勾玉』においては、ジンガー個人の体験や同時代的考察は後景に退き、奈良・平安時代以降の『古事記』をはじめとする古典や神道、仏教等を含む歴史の変遷を踏まえた日本文化の精神性が主題となる。

- 2) 川村二郎「詩とジンメル」、『白夜の廻廊』、岩波書店、1988年、102頁以下。なお、ジンガーの師ジンメルには著書『貨幣の哲学』（1900）や「近代文化における貨幣」（1898年）などの論考があり、ジンガーの『記号としての金銭』に影響を与えている。北川東子氏はジンガーの日本論『鏡、剣、勾玉』に関して、「ジンメル的な感性が、三〇年代の日本を捉えた」と評している。（『ジンメル・コレクション』、ちくま学芸文庫、1999年、310頁。）
- 3) Kurt Singer : BERICHT ÜBER DIE JAPANISCHEN JAHRE (1931~1939). IN: ROBERT BOERINGER Eine Freundesgabe. Hg.von Erich Boehringer und Wilhelm Hoffmann, J.C.B.Mohr Tübingen, 1957. S.591.
- 4) Singer, ebd., S.591.
- 5) Singer, ebd., S.591.
- 6) Singer, ebd., S.592. 関東大震災後の混乱に関して、今井清一『大正デモクラシー』、中公文庫、2006年改版、443頁以下参照。
- 7) 太田秀通「クルト・ジンガーの生涯と学問」(≡)、UP145、21～22頁、東京大学出版会、1984年。太田氏は仙台二高時代にジンガーと3年間同時期に在籍し、二、三度声をかけられたことがあり、ジンガー没後、彼の足跡を追って国内外の関係者を訪ね

た。上掲の連載はジンガーを知る日本人の貴重な記録であり、特に『日本滞在記』に関する国内外唯一の考察と言える。

- 8) Kurt Singer, ebd., S.592.
- 9) 坂野潤治『日本近代史』、筑摩書房、2012年、352頁以下。及び、大内力『ファンズムへの道』、中公文庫、2012年改版2刷、350頁以下参照。
- 10) Kurt Singer, ebd., S.592.
- 11) 司馬遼太郎「雑貨屋の帝国主義」、『この国のかたち』第一巻、1990年、31頁。
- 12) Kurt Singer, ebd., S.592. 太田秀通「クルト・ジンガーの生涯と学問」(四)、UP146、26頁、東京大学出版会、1984年参照。
- 13) Kurt Singer, ebd., S.593.
- 14) Kurt Singer, ebd., S.593.
- 15) 半藤一利『昭和史 1926～1945』、平凡社、2009年、106頁。
- 16) 坂野潤治、上掲書、383頁。大内力、上掲書、381頁。
- 17) Kurt Singer, ebd., S.593.
- 18) Kurt Singer, ebd., S.593.
- 19) Singer, ebd., S.594.
- 20) Singer, ebd., S.595. ジンガーは『日本の詩歌について』（「短歌研究」1933年9月号、改造社、18頁以下）と題する文章においても短歌に言及し、「三十一音綴の短詩が古代生活の夜明けから現代の日暮まであらゆる治乱興亡を通じて千年に余る長年月を連綿と行われているのである。」と述べ、古今集序や宮中歌会始に言及している。
- 21) Singer, ebd., S.595.
- 22) Singer, ebd., S.597. ジンガーは自分が慣例より一人多い十三人目の陪聴者であると記しているが、太田秀通氏が宮内庁図書館に照会したところ、ジンガーを含めて十二人という解答だった。太田秀通「クルト・ジンガーの生涯と学問」(三)、UP145、24頁、東京大学出版会、1984年参照。
- 23) Singer, ebd., S.597.
- 24) Singer, ebd., S.597.
- 25) ジンガー『日本の詩歌について』、「短歌研究」1933年9月号、改造社、25頁以下。
- 26) ジンガー上掲書、26頁以下。
- 27) Kurt Singer, ebd., S.599.

- 28) ナチス政権下のユダヤ人迫害に関して、島谷謙『ナチスと闘った劇作家たち』、九州大学出版会、2004年、64頁以下。及び、ジェームズ・テラー、ウォーレン・ショー『ナチス第三帝国事典』、吉田八岑監訳、三交社、1993年、280頁以下参照。
- 29) 松尾尊兌『瀧川事件』、岩波書店、2005年、71頁以下。大内力『ファシズムへの道』、中央公論新社、2012年改版2刷、391頁以下参照。
- 30) Kurt Singer, ebd., S.600.
- 31) 清水雅大『文化の枢軸 -戦前日本の文化外交とナチ・ドイツ』、九州大学出版会、2018年、124頁以下参照。
- 32) 太田秀通氏によれば、「ジンガー先生の話として伝えている興味深い事実は、北京に三カ月滞在してトランク一つで東京駅から山王ホテルに着き、旅の疲れの楽眠中に、あの二・二六事件がおこったというのである。機関銃の豆蒔く音に眠りを破られて階下へ降りて来ると、其儘×軍の命令で自動車に飛び乗り、仮居の由比ガ浜へ落ちのびられた。」とある。(太田秀通「クルト・ジンガーの生涯と学問」(五)、UP148、30頁、東京大学出版会、1984年。) 上の引用文は太田氏がジンガーから直接聞いた話ではなく、あくまで伝聞である。一方で、ジンガーの『プラトーンの国家像』の緒言には「1936年1月 鎌倉にて」とある。(清水武訳、三省堂、昭和18年刊。) ジンガーは1月末には日本に戻っていた。彼は一月末に中国から帰国後、二月末に鎌倉から上京した際に二・二六事件に遭遇した可能性が高い。山王ホテルは反乱部隊が占拠した。
- 33) Kurt Singer, ebd., S. 600.
- 34) Singer, ebd., S.600. ジンガーの真珠湾攻撃に関する記述は明らかに、彼の離日後の知見である。
- 35) Singer, ebd., S.600.
- 36) Singer, ebd., S.601.
- 37) Singer, ebd., S.602.
- 38) Singer, ebd., S.602.
- 39) 『安部能成選集』第三巻、昭和24年、小山書店、50頁。
- 40) Kurt Singer, ebd., S.602-3.
- 41) 山田奨治『禅という名の日本丸』、弘文堂、2005年、147頁。
- 42) MEIN LEBEN IN DEUTSCHLAND VOR UND NACH 1933. Stuttgart, 1986. (邦訳) カール・レーヴィット『ナチズムと私の生活-仙台からの告発』、秋間実訳、法政大

学出版局、1991年、182頁及び256頁。及び澤柳大五郎「レヴット事件」、『世界』54号、1950年6月、109頁参照。

- 43) Kurt Singer, ebd., S.603.
- 44) 清水雅大『文化の枢軸』、128頁。
- 45) 清水雅大、同書、127頁。
- 46) 太田秀通「クルト・ジンガーの生涯と学問」(六)、UP149、東京大学出版会、1985年、18頁。
- 47) Kurt Singer, ebd., S.603.
- 48) クルト・ジンガー『プラトーンの国家像』、清水武訳、三省堂、昭和18年3月初版、12月再版。228頁以下。
- 49) Singer, ebd., S.603.
- 50) ケンペル、『日本誌』、新版改訂・増補、第七分冊、今井正訳、霞が関出版、2001年、1123頁以下。
- 51) 『シーボルト江戸参府紀行』、斎藤信訳、平凡社、1967年、143頁。
- 52) ハンス・ケルナー、『シーボルト父子伝』、竹内精一訳、創造社、1974年、96～97頁。
- 53) ハンス・ケルナー、同書、120頁。
- 54) 『シーボルト父子の見た日本』、生誕200年記念、東京都江戸博物館他、1996年、191頁。
- 55) Kurt Singer, ebd., S.607.
- 56) Singer, ebd., S.607.
- 57) ジンガーはオーストラリア移住後、シドニー大学に奉職する前に日本と日本人に関して放送原稿を執筆し、1944年1月から2月にかけて12回にわたってオーストラリアABCラジオ放送で放送された。さらに大戦末期の1945年から終戦後の47年にかけて、ニュース解説文を執筆し、日本に関して論説している。太田秀通「クルト・ジンガーの日本人論（1944～47年オーストラリアABC放送原稿）」、東京放送大学論叢、教養学部編第35号、1987年、199頁以下参照。

論 文

茨城県東海村の原子力諸施設をめぐる合意形成構造の変容

砂 金 祐 年*

Describing Changes in the Consensus Building System on Nuclear Facilities
in Tokai Village

Abstract

In this paper, I describe changes in consensus building system on nuclear facilities in Tokai Village, Ibaraki prefecture Japan, which is well known to “the village of nuclear power.”

Past days, the village used to just a poor hamlet without any industrials. In 1937, the first national sanatorium for tuberculosis was established in the village on the initiative of public administration. At first, the sanatorium had been feared by the inhabitant. However, the sanatorium had given prosperity to the village. When the sanatorium had begun to decay, the village switched the target of the “dependency” from the sanatorium to nuclear facilities. With increasing affluence by nuclear facilities, the village’s “dependency” to those facilities had been deepen. While these consensus buildings had been done by the village’s public administration, local communities did not participate in these process. But after Fukushima Daiichi nuclear disaster occurred in 2011, the structure of consensus building system on nuclear facilities has begun to change, from “closed” to “opened.” Now therefore, the consensus building system on nuclear facilities in Tokai village has been more and more complicated.

1. 問題の所在¹

本稿は茨城県東海村の原子力諸施設をめぐる合意形成構造、及びその変遷を検討することを目的としている。

茨城県東海村は、村内に数多くの原子力施設が存在し、「原子力の村」と知られている。

* 常磐大学総合政策学部 准教授

1 本稿は、日本行政学会 2017 年度研究会・総会 (5 月 27 日・28 日 関西大学) 分科会 B「行政と社会の相互作用」において筆者が行った報告をもとに、内容を大幅に加筆し、かつ最新の情報に改めたものである。

東海村の経済や財政、雇用など様々な側面において、原子力諸施設が大きな役割を果たしていることは論を待たない。だが、そもそもなぜ東海村には原子力施設が誘致され、その数を増やし、「原子力の村」と呼ばれるまでになったのであろうか。

また、2011年の福島第一原発事故を契機として、日本国内の原子力に関する世論は大きく変容した。それは「原子力の村」である東海村や、その周辺自治体も同様であると推測される。では福島原発事故後、東海村の原子力諸施設を取り巻く環境はどのように変容しつつあるのだろうか。

本稿はこれらの問いについて、特に原子力諸施設をめぐる合意形成構造に焦点を当てて概説する。これらを検討することは、現代における地方自治のあり方を考察する一助となるであろう。

本稿の構成は以下のとおりである。はじめに、東海村に原子力施設が誘致される前、全国初の国立結核療養所「村松晴嵐荘」が開荘した経緯と、村にもたらした変化について概説する。次に結核療養所の衰退によって東海村が岐路に立たされた時、原子力研究所の誘致を成功させ、その後も原子力諸施設が次々に建設された過程について述べる。続いて1997年と1999年に相次いで発生した原子力施設における事故を契機として、東海村が民意を吸い上げる制度を導入したこと、及びその成果と課題を検討する。最後に2011年の福島第一原発事故後に、原子力諸施設をめぐる合意形成構造が閉じたものから開かれたものへと変容しつつあることを論じる。最後に本稿の議論を概括し、数点の考察を行う。

2. 原子力施設の前史～国立結核療養所の開荘²

2-1 昭和前期までの東海村（旧村松村・石神村）

東海村（1955年に合併するまでは村松村と石神村）は昭和前期までは茨城県北部に位置する平均的な純農村だったが、砂地や砂山が多いため大規模な開墾ができない地域であった。また北に日立市、南に勝田町（現ひたちなか市）及び水戸市という、商工業で早くから栄えた都市の狭間に位置し、商工業についても発展が望めないことが大正期から指摘されていた³。まさに「寒村」という表現がふさわしい貧しい地域だった。

2 村松晴嵐荘の開荘の経緯及び村松村に与えた影響について、筆者は既に別稿で論じているため本稿ではその概略を述べるにとどめる。詳細は砂金2011を参照。

3 大正中期頃にまとめられた『村松村ノ過去ト現在』には当時の村松村の産業の状況について「本村産業ノ将来、本村ハ農業ヲ以テ主生業トシ、耕地ノ如キ将来開墾ノ面積計リ知ルヘキナリ、(中略)工業ハ環境ノ変動アルニアラザレバ決シテ望ム能ハサルナリ」とある（東海村史編さん委員会1992：p695）。

2-2 村松晴嵐荘の開荘の経緯と村にもたらした変化

村の社会的・経済的転機となったのが全国初の国立結核療養所「村松晴嵐荘」の開荘である。

結核はわが国でも殖産興業の発展にともなって患者数が急送に増大し「国民病」「亡国病」と呼ばれた。民間療養所は1887年に鎌倉海浜院を皮切りに相次いで設立されたが、ほとんどは富裕層患者向けの施設であり結核患者の大多数を占める庶民には手の届かない存在だった⁴。1914年「肺結核療養所の設置及国庫補助に関する法律」成立以後、大都市を中心に公立（市立）結核療養所が設立された。しかし地方の財政事情の逼迫もあって昭和前期の段階でも全国に約2000床しか整備されず、当時100万人を超えるとみられていた結核患者のごく一部を収容する能力しか持たなかった⁵。

1931年に満州事変が勃発、結核に罹って除役になった兵士たちが増大し社会問題化したことを契機に、内務省内で国立結核療養所設立の機運が高まった。1935年10月、日本結核予防協会が茨城県村松村の国有林の一部を譲り受けるかたちで、結核療養所「村松晴嵐荘」が開荘された。村松村が選ばれた理由として、①東京から比較的近い、②年間日照時間が長い、③約15万坪の用地を確保できる、などのほか当時の茨城県衛生課長が熱心に誘致したことが伝わっている⁶。ただし、この段階の村松晴嵐荘の運営主体は国ではなく日本結核予防協会であり、国立療養所設立までのいわば「繋ぎ」であったとされている。

1937年、国会で国立結核療養所の予算通過の目途が立つと、村松晴嵐荘の国有化と拡張にともなう民有地買収が決まり、内務省は内密に村松村の照沼信忠村長に協力を依頼し内諾を得た。5月10日未明に地主が集められ警察署長から所有地を国に売り渡すよう伝えられた。地主たちにとって「全く寝耳に水」であったが、江戸時代以来代々「横目付⁷」を務めた地方名望家の出身である照沼村長の「お上の方針だと云うから、今更しようあんまい」の一言で買収に応じることに決し、わずか1日でかつ極めて安価での用地買収が決定した。約1か月後の6月23日、日本結核予防協会は村松晴嵐荘の施設いっさいを国に寄付し、「日本初の」国立結核療養所、村松晴嵐荘が誕生した⁸。

当時結核は不治の病とされ、また用地買収への不満もあったことから、当初村松晴嵐荘

4 高三2004：p59。

5 砂金2011：p6。

6 国立療養所村松晴嵐荘1976：pp10-11。

7 横目付とは、農村支配のための水戸藩独自の役職であり、庄屋や組頭、一般農民の生活を監視する任務を持ち、名字帯刀を許されていた。照沼家が支配した村々は10か村に及んだ（佐久間2009：p118）

8 砂金2011：pp7-10。

は「招かれざる客」であった。しかし村の歳入の増加、無医村の解消、雇用の創出、商業の発展など様々な利益がもたらされることが明らかになるにつれ、村松晴嵐荘は村の唯一の「主要産業」として欠かすことのできない存在になっていった。

こうしてかつての寒村は、国策で設立された国立結核療養所に、財政、雇用、経済など多方面にわたって依存するかたちで発展する契機を得た。そのきっかけは内務省及びその意を受けた村長の主導で進められ、村民はそれを受け入れるという、閉じた合意形成構造であったといえる⁹。

3. 結核療養所から原子力施設へ

3-1 原子力研究所の誘致

終戦後、結核の特効薬であるストレプトマイシンなどが輸入され化学療法がはじまると結核患者の数は激減し、村松晴嵐荘の患者も次第に減少していった。

1955年3月に村松・石神両村が合併し新たに「東海村」が誕生した。しかし村発足前後の社会増減は一貫して減少し続けた。その主たる原因が村松晴嵐荘の患者及び関係者の減少であった¹⁰。『茨城県史』には「(前略)晴嵐荘地区では約400人減ったが、これは国立結核療養所村松晴嵐荘の入院患者の減少という特殊な事情によるものである」と記述されている¹¹。それまで国立結核療養所を中心に発展してきた村のあり方は、東海村の発足当初から岐路に立たされたのである。

同じ頃、政府内では新たなエネルギー政策の要として原子力を推進する動きが活発化していた。1954年3月に原子力関係予算が国会で可決。翌1955年11月には「財団法人原子力研究所(以下、原研)」が発足した¹²。さらに同年12月にはいわゆる「原子力三法」が成立すると、原研は施設敷地の選定を開始した¹³。

1956年1月時点での有力候補地は神奈川県横須賀市武山旧海兵団跡と群馬県高崎市外白衣観音山一帯などであり、茨城県では阿見町の茨城大学農学部敷地と水戸郊外米空軍射爆撃演習場が候補に挙がっていたが東海村は含まれていなかった。

9 砂金 2011 : pp10 - 15。

10 東海村教育委員会編 1993 : p42。

11 茨城県史編さん総合部会編 1972 : p528。

12 原子力関連予算の成立から原研設立までの政界、官界、財界、科学界などの動きについては、吉岡 2011 : pp69 - 94 を参照。

13 土地収用委員会の選定過程の詳細については東海村史編さん委員会編 1992 : pp775 - 820 に詳細に記述されている。ほかに齊藤 2002 : pp15 - 30、茨城新聞社編 2003 : pp57 - 71 など参照。

だが東海村初代村長であり、代々「組頭¹⁴」を務めた家柄出身の川崎義彦の「ひらめき」によって県に働きかけ、急遽原子力委員会の調査団の視察先として東海村村松地区が加えられた。調査団は村松地区を「理想的」と評価し、有力候補地として浮上したことにより、県と村の誘致運動がにわかに活発化した。同年2月、原子力委員会は横須賀市武山を原研の敷地として決定し政府に答申した。だが3月に入り政府は武山案の再検討を原子力委員会に指示、政治問題化する¹⁵。結局4月に政府は武山案を不相当として原子力委員会に差し戻し、原子力委員会は再検討の結果東海村村松地区を候補地に選定した。

こうした流れに対して東海村の村民たちはどのように見ていたのだろうか。当時は1954年の第五福竜丸事件をきっかけに国民の間に放射能の危険性に対する不安が広まっていた時期であり、当初の決定先である武山では反対運動が起こっていた。だが東海村においては反対の声はほとんどあがっていない。また建設に先立って私有地の買収、墓地移転、入会権の制限などの懸案事項があったがこれらも問題なく解決している¹⁶。

川崎村長らは「(原研を)村が積極的に受け入れることによって、東海村の将来の地域開発につなげて行こう」と村のリーダーたちを説き伏せた。こうした説得が功を奏し、「村長や村議会がいうのならば任せよう」という考えが大半の意見となった¹⁷。候補地に選定された直後の1956年8月に茨城大学が東海村の村民を対象に実施した世論調査によると、「東海村に原子力研究所ができることになってあなたは喜んでいきますか」という設問に対し、「喜んでいる」と答えたのが41.0%、「喜んでいない」と答えたのは19.3%に過ぎなかった。そして「喜んでいる理由」としては、「交通の便がよくなる」「村の次男、三男にとっては、就職問題が明るくなる」「村が繁栄する」などの意見があがっている¹⁸。

3-2 村松晴嵐荘と原子力研究所の誘致の構造の比較

日本初の国立結核療養所である村松晴嵐荘と、日本初の原子力施設である日本原子力研究所の誘致の構造を比較したのが表1である。

一寒村に過ぎなかった村松村は、村松晴嵐荘の開荘によって繁栄を享受した。そのきっ

14 組頭とは、水戸藩の農村支配の役職のひとつであり、横目付の下で実際の村政にあたった(東海村古文書を学ぶ会編2006: 解題)。

15 背景には有力候補地だった高崎と武山が、原子力推進の超党派グループの中心だった中曽根康弘(自民党)と志村茂治(社会党)それぞれの地盤だったことがある(東洋大学編2005: p102)。

16 雨宮2000: p82。

17 雨宮2000: p82。

18 東海村教育委員会編1958: p205。

かけを作ったのが、横目付の家柄という伝統的権威と、村長という合法的権威とを併せ持った照沼村長の存在だった。

やがて結核の特効薬が開発され、村松晴嵐荘の患者が激減したのとほぼ同時期に、東海村は原子力研究所の誘致に成功する。大きな抵抗無しに受け入れがなされた背景には、かつて村松晴嵐荘を受け入れ繁栄をもたらした成功体験が、原子力施設に対する村民の（とりわけ旧村松村民の）抵抗感を減じ、その受け入れによってもたらされる受益を期待させる作用をもたらしたことが推測される。そしてそのきっかけを作ったのが、やはり組頭の家柄という伝統的権威と、村長という合法的権威とを併せ持った川崎村長の存在だったのである。

表1 ふたつの施設の誘致の構造の比較

	村松晴嵐荘	原子力研究所
誘致の背景	産業のない寒村	晴嵐荘の患者減少
誘致した施設	日本初の国立結核療養所	日本初の原子力施設
中心人物 ・伝統的権威 ・合法的権威	照沼信忠 「横目」の家系 村長	川崎義彦 「組頭」の家系 村長
反対運動	なし	ほとんどなし
用地買収など	一日で終了	短期間で終了

こうして東海村の繁栄は、結核療養所から原子力研究所にその対象を移行して存続することとなった。そしてその合意形成は、国や県などとのやりとりは村長を中心とする村行政が一手に行い、地域コミュニティの住民たちは関与しないという、村松晴嵐荘の時と同様の合意形成構造でなされたのだった。

3-3 原子力諸施設の建設と東海村の発展

表2にあるとおり東海村は原研誘致の後も次々と原子力発電所、研究所、事業所など原子力関連施設を誘致した。

その結果いわゆる電源三法交付金や原子力関連施設からの固定資産税、都市計画税、法人村民税などにより村の歳入は増加した。原研誘致後の東海村の人口及び財政の推移を示したのが表3である。1955年と2015年を比較してみると、人口は3.25倍、世帯は7倍にそれぞれ増加している。歳入も大幅に増え、1979年度以降は不交付団体となっている。2015年の財政力指数は1.44であり、これは全市区町村の中で8番目に高い¹⁹。

19 『e-Stat 政府統計の総合窓口』より。

茨城県東海村の原子力諸施設をめぐる合意形成構造の変容

表 2 東海村の原子力関連施設

1956年	日本原子力研究所 (現・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所)
1957年	日本原子力発電(株)東海発電所 ※ 1998年運転停止
1959年	原子燃料公社 東海精錬所 ※ 1967年動力炉・核燃料開発事業団 東海事務所に改組 (現・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所)
1960年	科学技術庁放射線医学総合研究所 那珂湊支所東海施設 ※ 2010年廃止
1965年	第一化学薬品(株)東海研究所 (現・積水メディカル(株)創薬支援事業部創薬支援センター)
1967年	東京大学工学部付属 原子力工学研究施設 (現・東京大学大学院工学系研究科原子力専攻)
1971年	日本電信電話(株)茨城研究開発センタ ※ 1999年原子力研究中止、2002年廃止
1972年	三菱原子燃料(株)
1973年	住友金属鉱山(株)原子力事業部東海試験所 (現・住友金属鉱山(株) 経営企画部グループ事業管理室事業センター)
1978年	日本原子力発電(株)東海第二発電所 ※ 2011年より運転停止中
	原子燃料工業(株)東海製造所 (現・原子燃料工業(株) 東海事業所)
1979年	(財)核物質管理センター 保障措置分析所 (現・(公財)核物質管理センター 東海保障措置センター)
1980年	日本核燃料コンバージョン(株) (現・(株)ジェー・シー・オー 東海事業所)
1989年	レーザー濃縮技術研究組合 東海濃縮実験所 ※ 2005年廃止
1990年	ニュークリア・ディベロップメント(株)
1998年	日本照射サービス(株) 東海センター
2008年	大強度陽子加速器施設 (J-PARC)

東海村史編さん委員会編 1992：p815、東海村 2016：pp39-55 をもとに筆者作成。

表 3 東海村の人口と財政の推移 (1955年～2015年)

	人口	世帯	歳入	村税	固定資産税	村民税	財政力指数
1955年	11,583	1,880	35,470	19,018	10,025	5,328	-
1965年	16,565	3,535	279,719	192,766	125,412	37,206	-
1975年	25,151	6,270	2,647,828	1,135,409	650,675	332,788	0.78
1985年	31,065	9,147	8,473,690	6,277,789	3,761,284	1,855,601	1.84
1997年	33,168	11,321	14,889,912	10,317,972	6,189,622	3,196,560	1.52
2005年	35,450	12,873	17,340,404	12,996,902	9,866,593	2,090,881	1.89
2015年	37,716	14,476	20,736,320	12,460,083	8,752,457	2,730,042	1.44

東海村 2016：pp2-4、及び、「平成 27 年度東海村一般会計決算の概況²⁰」を基に筆者作成。

人口と世帯は実数。歳入・村税・固定資産税・村民税は千円単位。

なお引用した資料に 1995 年データが記載されていないため、1997 年のデータを用いた。

20 『東海村オフィシャルサイト』より。

こうした豊富な財源によって、道路や公共施設などのインフラも整備され、東海村は日本でも有数の豊かな村として発展していく²¹。原子力施設の誘致の主体となったのは川崎、根本時之介、須藤富雄の歴代村長や村議会議員たちであり、地域住民は合意形成にほとんど関与せず恩恵を享受するだけだったという²²。こうした閉じた合意形成により、東海村は発展していった。

4. ふたつの原子力事故と民意を吸い上げる制度の創設

4-1 相次ぐ事故と村上達也村長の就任

ところが 1990 年代後半に東海村で原子力事故が相次いで発生し、原子力をめぐるあり方に変化の兆しがあらわれる。

1997 年 3 月 11 日、動力炉・核燃料開発事業団のアスファルト固化処理施設で火災が発生し 10 時間後爆発。放射能閉じ込め機能を喪失する事故が発生した。これにより従業員 37 名が被ばくし、施設外部に微量の放射性物質が放出された²³。

また 1999 年 9 月 30 日には、ジェー・シー・オー東海事業所の転換試験棟で臨界事故が発生。従業員 3 名が重篤な被ばくをし（うち 2 名死亡）、周辺住民らも 663 名が被ばくした。半径 10km 圏内の住民約 31 万人に屋内避難要請が出されたほか、村長の独断で半径 350m 圏内の住民約 150 名が避難する事態となった²⁴。

これらの事故はそれまで原子力の恩恵を享受していた東海村民に安全性への疑問と不安を抱かせる契機となり、従来閉じた合意形成ではそれを払拭することが難しい状況を生んだ。そんな中 1998 年 9 月に就任した村上達也村長は「安全重視」「地域コミュニティ重視」を打ち出し²⁵、民意を吸い上げて村政に取り入れるための制度を次々と制定した。

4-2 民意を吸い上げるための制度

この時期に制定された「民意を吸い上げるための制度」のうち本稿では 3 つを取り上げる。

21 原子力諸施設が東海村にもたらす経済や財政などに及ぼす影響については、渥美 2015 を参照。

22 筆者によるヒアリング調査より。複数の東海村関係者、及び東海村民が同様の証言を行っている。

23 茨城県生活安全部原子力安全対策課編 2007：pp139-151。なおこの事故は国際原子力事象評価尺度（INES）において「レベル 3（重大な異常事象）」に分類されている。

24 茨城県生活安全部原子力安全対策課編 2007：pp152-167。なおこの事故は INES において「レベル 4（事業所外への大きなリスクを伴わない事故）」に分類されている。

25 『広報とうかい』第 654 号：pp2-3。

(1) 村政懇談会²⁶

「村政懇談会」は、村上村長就任の8か月後、ジェー・シー・オー事故の4か月前の1999年5月から始まった。この制度はふたつに分けられる。第一に「学区別村政懇談会」である。これは年1回6小学校区ごとに各コミュニティセンターを会場として開催される。村長はじめ村の執行部が出席し、村長による施政運営方針の説明のほか会場から自由に意見を受け付け執行部が回答する。もうひとつが2003年から始まった「ミニ村政懇談会」である。これは村民または村内に在学在勤の5人以上で構成された団体の申請を受け役場職員が出向いて開催される。いずれの村政懇談会も行政と地域コミュニティが「開かれた場」で意見交換することで民意を村政に反映させる制度である。

(2) 東海村第4次総合計画²⁷

東海村第4次総合計画はジェー・シー・オー事故直後の1999年9月に策定が開始された。第3次計画までは役場職員によって素案が作られたが、第4次計画の素案策定に関わる役場職員は12人とどまり、村内6地区から計120人が地区委員として素案策定に参画した。また基本計画とは別に6地区ごとの「地区別計画」が策定された。地区別計画のうち全村的な課題は基本計画に反映され、行政との連携が必要な施策は村の諸計画で取り組むことが定められた。また行政の支援が必要な施策は「まちづくり推進室」が支援する体制が取られた。

(3) 自治会制度²⁸

2006年4月からは区長制度から自治会制度に移行した。それまでの区長制では行政の下に区長が、その下に複数の組長が位置づけられた上意下達型の組織であり、閉じた合意形成の結果を村民に伝達する側面が強かった。自治会制度ではそれが改められ、自治会長を中心に自治会役員、各種団体の代表者など多様なアクターが地域の運営に参画する仕組みが整えられた。また自治会の中で議論された様々な課題に対する意見を行政が吸い上げ、政策に反映させることを目指した。また安全・福祉対策など広域にまたがった課題解決のために小学校区単位の「地区自治会」を創設が創設された。

26 『広報とうかい』第639号：p2、「村政懇談会について／これまでの村政懇談会開催結果報告」『東海村オフィシャルサイト』より。

27 『広報とうかい』第652号 pp2-3、東海村2001：p3。

28 『広報とうかい』第733号 pp2-3。

4-3 民意を吸い上げる制度の成果と限界

これら「民意を吸い上げる」ための諸制度は、従来の閉じた合意形成から開かれた合意形成への転換を目指すものであったといえる。これらの制度の成果として住民ニーズの高い教育や福祉分野の政策が充実していった。例を挙げると、小中学校の任期付村費教職員を採用することで村独自の少人数学級編成を実現した。また茨城県医療福祉費支給制度に村独自制度を組み合わせることで0歳から中学3年生までの外来医療費が実質的に無料となった。高齢者福祉の分野では介護保険在宅サービス利用料の7割を助成するほか、毎食型配食サービス事業、独居高齢者に乳酸菌飲料を週3回配達することで安否確認や孤独感の解消を目指す愛の定期便など村独自の事業が実施されている²⁹。

しかしこれらの諸制度の導入の契機となった原子力分野については「民意の吸い上げ」が十分に機能したとは言えない。第4次総合計画は素案にはなかった「原子力と共存共栄をはかる」という文言を盛り込む修正動議が村議会で可決された³⁰。また村政懇談会で住民から原子力についての話題にのぼることはほとんどなかった。「開かれた場」で原子力を語ることの抵抗感が住民の間であったようである³¹。また自治会制度においても従来の上位下達機能は維持された。東海村の根幹ともいべき原子力の分野においては、閉じた合意形成構造が維持されたのである³²。

5. 福島第一原発事故後の「複雑化」

5-1 福島第一原子力発電所事故

東海村の原子力諸施設をめぐる環境が決定的に変わったのが、福島第一原子力発電所(以下、福島第一原発)の事故である。

2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震(東日本大震災の本震)による地震動と津波の影響により福島第一原発が炉心溶解を起こし放射性物質が放出された。

29 これらの施策については、東海村2013、『東海村オフィシャルサイト』などを参照した。

30 渋谷2013:p19。

31 福島第一原発事故後に石神地区で開かれた村政懇談会(2011年7月8日)において村上村長は「(東海第二原発の再開について)あとは住民の皆さんの意思なのですが、そのことをキャッチするのはなかなか難しいです。今回の村政懇談会でも原発についてたくさんの意見が出るかと思っていたのですが、東海村はなかなか出てきません。やはりしゃべりづらいということがあるのでしょうか」と発言している(「平成23年度村政懇談会開催結果及びその後の進捗状況について」『東海村オフィシャルサイト』)。また筆者がヒアリングした複数の村民が同様の意見を述べている。

32 ここに挙げた公的な制度のほかに、この時期に設立された注目すべきものとしては、NPO法人HSEリスク・シーキューブが挙げられる。同団体はふたつの事故後、リスク・コミュニケーションを実践するための、原子力安全・保安院の提案公募型プロジェクトとして始動した。プロジェクト終了後、この活動を継続のために設立された。現在にいたるまで活動を行っている(NPO法人HSEリスク・シーキューブ編2015)。

福島第一原発から半径 20km 圏内の地域（大熊町・富岡町・双葉町・浪江町の全域、及び南相馬市・田村市・楡葉町・川内町の一部）及び事故当時風により放射性物質が飛散した北西方向の地域（飯館村・葛尾村の全域、川俣町の一部）に避難指示が出され約 15 万 5000 人が避難した。2019 年 7 月現在も、4 万 2480 人が福島県内外で避難生活を続けている³³。国際原子力事象評価尺度（INES）において最悪の「レベル 7（深刻な事故）」に分類される極めて深刻な原子力事故である。

この事故の後の 2011 年 8 月 2 日、東海村の村上達也村長は、村内で開かれた日本原子力学会のシンポジウムで「脱原発の思想、理念に市民権を与え、国民全体で考える時が来たと思う」「地震多発列島に 54 基の原発を抱え平然としていたことは、正気の沙汰ではない。日本の社会風土の中で、原発を持つことは危険が大きすぎるので、やめるべきだ」と発言し、原発立地自治体の首長として初めて「脱原発」の考えを明らかにした³⁴。またジェー・シー・オー事故から 12 年目となる 9 月 30 日には、村役場の朝礼における職員訓示で改めて「脱原発」を表明した³⁵。ただし後述するように、「脱原発」ではあっても「脱原子力」ではない点に注意が必要である。

5-2 福島第一原発事故の東海村及び周辺自治体への影響

福島第一原発事故は東海村やその周辺自治体の住民意識に大きな変化をもたらした。

表 4 は東海村が実施してきた「原子力についての村民意識調査」の結果である。実施年によって質問項目が異なっている点に注意が必要であるが、「安全だと思う」は概ね 10% 台、「まあまあ安全だと思う」は 30% 前後で推移していたのが、福島第一原発事故後の 2015 年はそれぞれ 8.9% と 23.3% に減少している。「少し危険だと思う」は 24.9% とそれまでと大きく変わらないが、「危険である」は 33.6% と増加し、すべての項目中でも最も割合が高い。

33 「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による被害状況速報（第 1756 報）」『ふくしま復興ステーション 復興情報ポータルサイト』。

34 『朝日新聞』2011 年 8 月 3 日。

35 『茨城新聞』2011 年 10 月 1 日。

表4 原子力の安全性に対する村民意識の変化

	1956年	1968年	1973年	1980年	1985年
安全だと思う	4.0	29.6	18.0	11.2	17.8
まあまあ安全だと思う	-	-	-	31.1	33.4
少し危険だと思う	53.2	40.2	41.8	24.2	25.1
危険だと思う	20.4	22.9	33.9	24.1	17.3
特に気にしていない	-	-	-	-	-
わからない	21.9	5.2	5.3	8.7	6.4
無回答	0.0	2.1	1.9	0.7	0.0
	1990年	1995年	1999年	2009年	2015年
安全だと思う	18.3	17.8	11.0	15.6	8.9
まあまあ安全だと思う	29.9	33.5	32.6	34.5	23.3
少し危険だと思う	24.4	23.4	26.3	25.7	24.9
危険だと思う	21.5	16.0	25.8	19.7	33.6
特に気にしていない	-	-	-	-	5.4
わからない	4.4	6.3	4.0	4.4	4.0
無回答	1.5	3.0	0.0	0.0	0.0

東海村 1996、東海村 2015 をもとに筆者作成³⁵。

福島第一原発事故前後の東海村民及び周辺自治体の住民の意識の変化をさらに精緻に分析したのが渋谷による研究である³⁷。渋谷は2010年、2011年、2012年に実施した東海村及び周辺自治体（日立市南部、那珂市、ひたちなか市）の住民に対する質問紙調査をもとに、福島第一原発事故前後の原子力政策をめぐる政治的争点と住民意識の変化について分析した。渋谷は多変量解析を用いて、原子力政策に対する態度を「成長・原子力肯定派」「原発問題中立派」「原発問題不安派」「脱成長・脱原発派」の4グループに分類した（表5）。そして2010年の段階ではいずれの自治体の住民も「成長・原子力肯定派」が多数を占めていたが、福島第一原発事故後は周辺自治体においては「脱成長・脱原発派」と「原発問題不安派」が過半数を占めるようになったこと、東海村においては「成長・原子力肯定派」が26.2%と依然として最も多いものの、「原発問題中立派」が25.2%、「原発問題不安派」が23.3%、「脱成長・脱原発派」が25.2%といずれも僅差で並んでおり、原子力に対する村民意識が多様化していることを明らかにした。

36 なお1956年から1973年までの選択肢は「不安を感じない」「少し不安である」「不安である」「わからない」だが、図表では1980年以降の選択肢に合わせるかたちで文言を変更している。また「特に気にしていない」は2015年調査にのみある選択肢である。

37 渋谷2013。

表5 東海村及び周辺自治体の住民意識の変化

		脱成長・ 脱原発派	原発問題 不安派	原発問題 中立派	成長・原子力 肯定派
2010年	東海村	5.6	12.2	38.1	44.1
	日立市	6.5	22.4	33.7	37.4
	那珂市	6.2	25.1	27.8	41.0
	ひたちなか市	22.5	24.3	32.8	34.4
2011年	東海村	17.2	27.4	28.4	27.0
	日立市	18.3	32.0	24.6	25.0
	那珂市	32.3	27.3	20.2	20.2
	ひたちなか市	26.2	33.7	17.2	22.9
2012年	東海村	25.2	23.3	25.2	26.2
	日立市	27.6	26.8	23.6	22.0
	那珂市	30.1	30.1	23.6	16.2
	ひたちなか市	26.5	32.8	26.1	14.7

渋谷 2013 をもとに筆者作成。

これまで論じてきたように、東海村の原子力諸施設をめぐる決定は、閉じた合意形成構造によって維持されてきた。だが福島第一原発事故後は原子力に対する村民意識が多様化しているに加え、周辺自治体の住民も原子力施設とりわけ原発の問題を「我が事」として捉え不安視する意見が増大している。こうした状況においては、従来の閉じた合意形成構造では、その正当性を担保することはもはや難しい。東海村民だけでなく周辺自治体（及びその住民）に開かれた合意形成のあり方が問われるようになってきているのである。

5-3 TOKAI サイエンスタウン構想³⁸

福島第一原発事故後の東海村の原子力政策として、「TOKAI サイエンスタウン構想」を取り上げる。

TOKAI サイエンスタウン構想は東海村第5次総合計画（2011年策定）に盛り込まれていた「原子力センター構想」を、福島第一原発事故を受けて修正し、2012年12月に公表された。この構想は「はじめに」で「東海村にとって原子力は主たる個性のひとつ」「東海村のまちづくりを考える時、原子力を抜きにしてその将来像を描くことはできない」としたうえで、「しかし、これまで東海村は原子力自体の政策的な方向性は国主導で検討すべきものとして地域の原子力に関する総合的な将来ビジョンをほとんど示して」こな

38 東海村 2012。

かったとする。そのうえで「この地域において目指すべき原子力の将来像と、その原子力と地域社会が調和したまちづくりの将来像」として、①最先端の原子力科学や原子力基礎・基盤研究とその産業利用・医療利用、②原子力の安全など課題解決の先導、③社会科学・政策分野の知を集約し研究・提言、④国際的に活躍できる原子力人材の育成を謳っている。つまり（原発ではなく）2008年に供用を開始した大強度陽子加速器施設J-PARCを中心とする原子力の研究分野に主軸を置いたまちづくりを目指すものである。これは「脱原発」に転じた村上達也村長の意向の反映であるとともに³⁹、前節で検討した村民意識の多様化に配慮したものであるといえる。この構想に対しては「原子力科学という新しい分野を隠れ蓑にしているに過ぎない」という批判もあるが⁴⁰、東海村の発展の礎となってきた原子力と、村上村長の掲げる「脱原発」を両立させるための選択であったといえよう。

5-4 東海第二原発の再稼働問題

(1) 再稼働までのプロセス

福島第一原子力事故後、東海村及びその周辺自治体において注目されているのが、東海第二発電所（以下、東海第二原発）の再稼働の是非をめぐる動きである。

東海第二原発は1978年11月に運転営業を開始した日本原子力発電（以下、原電）の原子力発電所である。2011年3月の東日本大震災で自動停止し、2019年8月現在も停止中である。その後、原電は再稼働に必要な様々な手続きを進め、2019年2月には再稼働を目指すことを茨城県知事と東海村長に正式に伝達した⁴¹。

東海第二原発が再稼働するためには、原電は以下の4つを達成する必要がある。

- ①原子力規制委員会が定めた新基準適合審査を受け許可を得ること
- ②安全対策設備の詳細設計をまとめた工事計画の認可を受けること
- ③原則40年と定められた運転期限を超えて延長運転を行う認可を受けること
- ④原子力安全協定に基づき、「地元」自治体の同意を得ること

①～③は福島第一原発事故後に法律で義務付けられた手続きであり、審査及び許可・認可は原子力規制委員会が行う。④は福島第一原発事故前から存在する制度であり、法的根

39 村上村長は「脱原発を目指す首長会議」に設立呼びかけ人になっている。村上・神保2013。

40 相沢2017：pp213-215。

41 『茨城新聞』2019年2月23日。

抛のないいわゆる「紳士協定」であるが、不可欠なプロセスであるとされている。これらのうち、①は2018年9月26日に、②は2018年10月18日に、③も運転期限を迎える直前の2018年11月7日に達成した。残るは④のみだが、2019年9月現在も「地元」の同意を得るめどは立っていない。背景には、東海第二原発から半径30キロ圏内の各自治体に定められた、広域避難計画の策定が遅れていることに加え、東海第二原発をめぐる合意形成構造の変化がある。

(2) 「地元」自治体の拡大

1974年に原電と締結された原子力安全協定において、再稼働に際して同意を得ることが必要とされる自治体（いわゆる「拒否権」を持つ自治体）は茨城県と東海村のみだった。

しかし福島第一原発後、東海第二原発の周辺自治体も「拒否権」を求めようになった。2012年2月、東海村、及び隣接する日立市、ひたちなか市、那珂市、常陸太田市、水戸市の6市村で「原子力所在地域首長懇談会」（座長・村上達也東海村長、2013年9月以降は山田修村長）が結成され、東海第二原発について連携して対処することが合意された⁴²。同懇談会は原子力安全協定における5市の権限を拡大する要求書を原電に繰り返し提出⁴³。原電側は当初難色を示したものの、2018年3月に「6市村のうち1自治体でも拒否すれば再稼働は認められない」とする「実質的な事前了解権」を盛り込んだ、新しい安全協定を締結した⁴⁴。だがのちに原電側から「拒否権なんて言葉は新協定のどこにもない」という発言があり、6市村の抗議により訂正するなど、新協定の解釈をめぐる食い違いは依然として続いている⁴⁵。

また同懇談会とは別に、2014年12月には、東海第二原発から半径30キロ圏内の緊急時防護措置区域(UPZ)の自治体など15市町村が「東海第二発電所安全対策首長会議」（座長・高橋靖水戸市長）を発足させた⁴⁶。安全協定の締結対象範囲を構成15自治体全てに拡大する、原発から原則20キロ圏内の自治体の権限を所在自治体並みに引き上げる、運転再開の可否判断などで意見を述べる権限の確保を図る、などを原電に求めている。2019

42 「東海第二発電所安全対策首長会議について」『水戸市オフィシャルサイト』。

43 『茨城新聞』2017年2月10日。

44 『茨城新聞』2018年3月10日。なお「実質的な事前了解権」が周辺自治体にも拡大されたことについて、山田村長は「立地の東海村も周辺自治体と足並みをそろえて権限拡大を要求してきた点が他県とは決定的に違う。よそは立地が声を上げていない」と発言している（『茨城新聞』2018年4月11日）。この発言は極めて興味深い、詳細な検討は次稿に譲りたい。

45 『茨城新聞』2019年1月11日。

46 『茨城新聞』2014年12月4日。

年2月には、「事前了解権」（拒否権）は含まれないが、周辺8市町が東海第二原発の事業計画や定期点検に意見できるなどの権限を持つ協定が原電と結ばれた⁴⁷。

(3) 6市村における再稼働をめぐる動き

原子力所在地域首長懇談会や東海第二発電所安全対策首長会議は、関係自治体間の、あるいは関係自治体と原電の意見交換の場であり、東海第二原発の再稼働の是非を決定する場ではない。再稼働に同意するか否かは（「実質的な事前了解権」の定義づけがあいまいではあるものの）、各自治体に、とりわけ原子力所在地域首長懇談会を構成する6市村にあると考えてよいだろう。以下、同懇談会を構成する6市村のこれまでの動きを概略する。

① 東海村

福島第一原発事故後、村上達也村長は明確に「脱原発」を宣言したが、村議会は再稼働推進派と反対派に二分された⁴⁸。2013年5月、村議会の原子力問題調査特別委員会は東海第2原発の廃炉や再稼働中止を求める3件と、東海第2原発や原子力施設の安全性向上を求める1件の請願4件を、1年間の審議の末に不採択した⁴⁹。

同年実施予定の村長選も推進派と反対派に二分されることが予想された。だが村上村長は高齢と多選を理由に引退を表明。副村長で茨城県から出向中だった山田修氏を後継指名した⁵⁰。出馬に際し山田氏は、東海第二原発について「あくまで私は真ん中。ニュートラルな位置で意見を聞くというスタンスで、真っさらなところから始めたい」と述べた⁵¹。9月8日の村長選では、村上前村長の支持者や再稼働推進派などから幅広い得票を得た山田氏が、再稼働反対派の擁立した共産党推薦候補者を破り、初当選した⁵²。

山田修村長は所信表明の中で、東海第二原発の再稼働の是非について、改めて「中立の立場でいろいろな意見を吸い上げ任期中に判断する」とした⁵³。しかし2期目の立候補を表明した2017年3月の村議会では、村の広域避難計画が策定中であり、東海第2の適合性審査も終わっていないことを挙げて、「現在はまだ判断できる状態ではない」とし

47 『茨城新聞』2019年2月16日。

48 村上村長は、村議会内の勢力図について、「原発推進派が10人、廃炉派が8人、中間が2人」と語っている（村上・神保2013：p119）。

49 『茨城新聞』2013年5月15日。なお6月の定例議会でも再度不採択となった。

50 『茨城新聞』2013年7月25日。

51 『茨城新聞』2013年8月2日。

52 『茨城新聞』2013年9月10日。

53 『茨城新聞』2013年11月19日。

た⁵⁴。その後無投票で再選された山田村長は、2018年10月、再稼働に反対する市民団体と村役場で面会し、再稼働判断の合意形成について「当然、協議をしていく中で最終的には6自治体の理解を得なければ前へ進めない」との認識を示した。しかし再稼働是非の判断時期については「まだ住民の意見をくみ取れていないので、いつとは言えない」と明言を避けている⁵⁵。

② 那珂市

那珂市は2015年11月に、海野徹市長が常設型の市民投票条例の制定を目指したものの、市議会で否決された⁵⁶。その後、2017年1月に実施した市民アンケートに東海第二原発の再稼働についての意見を問う項目を入れ、「反対」が41.6%、「どちらかといえば反対」が23.2%を占めた⁵⁷。この結果を受け、海野市長は「事故が起きれば大きな被害をもたらす。市民の命を守るのが行政の最大の使命だ」と述べ、周辺自治体の首長としては初めて再稼働に反対する意向を明らかにした⁵⁸。しかし海野氏は2019年1月の市長選に出馬せず⁵⁹、無投票で新たに就任した先崎光市長は、「市民の意向を大事にして、6市村の枠組みで議論を深め慎重に判断したい」「一人で走らず、白紙から考えないとならない」と発言した⁶⁰。

③ ひたちなか市

ひたちなか市の本間源基市長は、2012年3月定例市議会において「(広域避難計画を)計画すること自体、現実的ではない」と発言した。また同年4月の原子力所在地首長懇談会の終了後には、「(避難)計画ができない以上、再稼働を認めることができない」と発言した⁶¹。また同市は、2016年3月策定の第3次総合計画において「原子力防災対策」を盛り込んだ⁶²。2018年にそれまで4期務めた本間市長が引退し、新たに就任した大谷明市長は「実効性のある避難計画を含め、市民の安全が確保されない限り、再稼働はできないものと認識している」と前市長の姿勢を踏襲している⁶³。

54 『茨城新聞』2017年3月10日。

55 『茨城新聞』2019年10月24日。

56 『平成27年第4回那珂市議会定例会会議事録』pp118-119

57 「平成28年度市民アンケート結果」『那珂市オフィシャルサイト』。

58 『茨城新聞』2017年10月23日。

59 その後海野氏は「再稼働反対」を掲げ2019年7月の参議院選挙通常選挙に立候補したが落選した。

60 『茨城新聞』2019年1月28日。

61 『茨城新聞』2012年6月8日

62 ひたちなか市2016。

63 『茨城新聞』2019年2月23日。

④ 常陸太田市

常陸太田市は2018年2月に原子力所在地域首長懇談会の構成6市村では最初に広域避難計画を策定した⁶⁴。2018年10月には大久保太一市長が定例記者会見で「一つの自治体でも反対のところがあれば、再稼働はしないというのが協定の持つ原則の意味だと思っている」との認識を示した⁶⁵。また広域避難計画の実効性を高めるために2019年10月に市民アンケートを実施する準備を進めている⁶⁶。

⑤ 水戸市

水戸市は2018年8月に市民や有識者らで構成する「原子力防災対策会議」を発足させた⁶⁷。同会議について高橋靖市長は「会議は（東海第二の）再稼働の是非を判断する場ではない」とし、意見は集約せずに市の最終判断に反映させていくとしている⁶⁸。これまで3回開催され、原電に対する質疑応答などがなされている。また高橋市長は再稼働の判断材料として「相当数のサンプル」による市民アンケートの実施を表明し、「実効性ある避難計画や市民理解が得られない限り、再稼働は絶対に認めない」と発言している⁶⁹。

⑥ 日立市

日立市は2019年6月に市民や有識者ら22人で構成する「原子力安全対策懇談会」を発足させた。懇談会として再稼働の是非について意見集約することはせず、小川春樹市長が再稼働の是非を判断する際の参考意見を聴取する場と位置づけられている⁷⁰。また小川市長はコミュニティの代表者と意見交換する市政懇談会の席上、「市民の安全が第一。広域避難計画がしっかりできないと再稼働にはなかなか結び付かないと考えている」と発言している⁷¹。

以上のように、東海第二原発の再稼働をめぐる合意形成は、従来の閉じたものから、東海村民や周辺自治体も含めた開かれたものへと移行しつつあるように思われる。東海村の原子力諸施設は、もはや東海村だけの問題ではない。しかし、それゆえに合意形成構造は「複雑化」し、合意形成を難しくしているように思われる。

64 常陸太田市 2018。なお2019年8月現在、対象となる14市町村のうち避難計画の策定を終えているのは、常陸太田市、笠間市、常陸大宮市の3市のみである。

65 『茨城新聞』2018年10月10日。

66 『茨城新聞』2019年7月23日。

67 「水戸市原子力防災対策会議について」『水戸市オフィシャルサイト』。

68 『茨城新聞』2018年8月23日。

69 『茨城新聞』2019年3月12日。

70 『茨城新聞』2019年6月5日。

71 『茨城新聞』2019年7月27日。

6. 考察と結論

6-1 本稿のまとめ

東海村の発展は、1935年に全国初の国立結核療養所「村松晴嵐荘」が開荘したことに始まり、1950年代以後はその対象を原子力施設に替えて、さらに加速していった。それは歴代の村長や村議会議員、その背後の国や県による閉じた合意形成の下に実施され、村民はそれを享受するというシステムであった。

1997年と1999年に相次いだ原子力事故により、こうしたシステムだけでは原子力への不安を払拭することが難しくなると、「民意を吸い上げる」ための諸制度が整備された。これは開かれた合意形成を志向したものであったと言える。その成果として住民ニーズの高い教育・福祉政策の分野の充実がはかられたが、原子力政策の分野については「民意を吸い上げる」諸制度が機能せず、従来の閉じた合意形成構造が維持された。

2011年の福島第一原発事故は、こうした原子力諸施設をめぐる合意形成のあり方に決定的な変化をもたらした。それまで原子力による恩恵を享受するだけだった東海村民の意識が多様化したこと、また東海村の周辺自治体やその住民も東海村の原子力に無関心ではなくなったことは、従来の閉じた合意形成のあり方に修正を迫るものである。周辺6市村による原子力所在地域首長懇談会や、UPZ区域内15市町村による東海第二発電所安全対策首長会議は、自治体の枠を超えた開かれた合意形成のための取り組みのひとつであるといえるだろう。また東海村や周辺自治体の内部においても、住民らを巻き込んだ、開かれた合意形成を広げる動きが始まっている⁷²。一方で、開かれた合意形成を志向せざるを得なくなったことが、多種多様なアクターの利害を交錯させ、合意形成そのものを難しくしていることも事実である。

6-2 考察と残された諸課題

本稿を閉じるにあたり、本稿で十分に議論できなかつた課題について若干の考察を加え、今後の研究につなげたい。

(1) 「開かれた合意形成」をめぐる諸問題

東海村の原子力諸施設をめぐる合意形成構造は、当初は「閉じた」ものだったが、二度

72 2012年に制定された東海村自治基本条例はそうした模索のひとつと言ってよい。現在、同条例にもとづいて設置された推進委員会を中心に地区自治会の見直しや行政協力員制度の廃止などが検討されている（『東海村自治基本条例推進委員会』の開催状況について）『東海村オフィシャルサイト』。

の原子力事故や福島原発事故を経て、「開かれたもの」に変容しつつある。こうした変容は、立地地域に住む住民や周辺自治体も含んだ原子力リスク・ガバナンスを推進するものとして評価することもできるだろう⁷³。一方で、以下のふたつの問題もまた指摘されなければならない。

第一に、「開かれた合意形成」を担保する制度のうち、原子力所在地首長懇談会のような自治体間連携組織が、代議制民主主義の原則とどう整合するのか、という問題である。木寺は、「自治体間連携に関すれば、地方自治法に基づかない相互交流のようなものには、議会などそれ単独のための民主的統制装置が実装されることがない」ゆえに、エージェンシースラック問題が、通常の自治体議会以上に生じさせる可能性があるとして指摘している⁷⁴。言い換えれば、住民の目の届きにくい原子力所在地首長懇談会などにおいて⁷⁵、様々な合意形成がなされることが、はたして代議制民主主義の原則と合致するののかについては、慎重な議論が必要であろう。またこれは、市長から諮問を受けた市民代表や有識者らが、やはり非公開で開催する原子力防災対策会議（水戸市）なども同様であろう⁷⁶。

第二に、原子力に関する住民の声、とりわけ、表5における「原子力肯定派」でも「脱原発派」でもないサイレント・マジョリティの意見をつかむことの困難さの問題である⁷⁷。前述のとおり、周辺6市村の首長は「住民から広く意見を聞く」ことを強調するが、その具体的手続きは進んでいない。那珂市以外の市村は市民アンケートも未実施であり、唯一市民アンケートを実施した那珂市においても、常設型の住民投票条例案は議会で否決された。

第三に、「開かれた合意形成構造」になればなるほど、決定には時間がかかる、という問題である。言い換えれば、東海村の原子力という政策問題は、限りなく悪構造に近づいていると言ってよい⁷⁸。東海第二原発ひとつをとっても、再稼働か廃炉かという二択を決められない状況が続いている。無論、時間をかけて十分に議論することは重要であるが、

73 原子力立地地域の各アクターによるリスク・ガバナンスの構築と限界については、菅原・土屋(2015)に詳しい。ただし、福島原発事故前の分析にとどまっている。

74 木寺 2015 : pp82-83。なおエージェンシースラックとは、本人が効果的に代理人を監視できないことにより発生する諸問題のことである。

75 原子力所在地首長懇談会は原則非公開で実施されている。

76 前述のように、高橋水戸市長が「会議は（東海第二の）再稼働の是非を判断する場ではない」と強調しているのは、この問題を踏まえてのことだと推測される。

77 注32参照。

78 悪構造について、宮川は「悪構造の問題においては、多数の異なる意思決定者が関わる。彼らの間では価値観の違いは必ずしも明確ではなく、競合する目標間で一貫した順位づけは不可能であり、さらにはコンフリクトが存在する」と論じている。詳細は宮川 1994 : pp216-217 を参照。

再稼働をめぐる手続き上のタイムリミットを迎え、なし崩し的に結論を出さざるを得ない状況に追い込まれる可能性もある。

(2) 「原発依存」とは異なる概念の構築の必要性

原発を次々と誘致することで、雇用と補助金を獲得する地域の構図のことを、一般的には「原発依存」と呼ぶ。しかし本稿で概略した通り、少なくとも東海村については、原発依存という言葉はふたつの意味で当てはまらない。

第一に、渥美も指摘する通り、「東海村の特徴は、研究機関、民間企業等、原発以外の原子力関係事業所が集中していること」にあり、「東海村の経済を『原発』だけで理解することは正確でない」からである⁷⁹。

第二に、東海村の「依存」の構造は、原子力から始まったわけではない。全国初の国立結核療養所が設立されたことがきっかけであり、結核療養所の衰退後は、依存の対象を原子力諸施設にシフトし、さらなる発展を遂げた。福島原発事故後は、原発以外の原子力諸施設（とりわけ J-PARC）にその対象を移そうと模索している。こうした、行政が設立した（あるいは行政が設立を主導した）特定の施設が、立地する地域に雇用や税収の増加、それらに付随する様々な恩恵をもたらし、その地域の政治、経済、社会、財政などに多方面にわたり大きな影響を及ぼしている状況のことを、筆者は「公助依存」と定義したいと考えているが、その詳細については別途議論が必要であろう。

(3) 「NIMBY」概念の再検討の必要性

原発は NIMBY (not in backyard) の典型のひとつとして位置づけられてきた⁸⁰。しかし、NIMBY の定義を「いわゆる迷惑施設の立地に際しては、受苦圏に入る立地地域の人々（立地地域少数者）と、受益圏に入る広範な人々（域外多数者）との間で、利害の不均衡が発生する」とするならば⁸¹、本稿の議論を踏まえる限り、原子力施設は（福島第一原発後は特に）従来の NIMBY の概念では捉えきれない性質を有するようになると思われる。

第一に、東海村の原子力諸施設は、これから立地するわけではなく、すでにある物である。立地をめぐる合意形成を第一ラウンドとするならば、存続か廃止かをめぐる合意形成

79 渥美 2015 : p114。

80 清水 1999 : pp107 - 192、Lesbiel 1998 など。

81 野波ほか 2016 : p23。

は第二ラウンドであるといえる。

第二に、東海第二原発に論点をしぼれば、受益圏に入るのは立地地域の人々（立地地域少数者）であり、受苦圏に入るのは立地地域も含めた広範な人々（立地地域少数者と域外多数者）と捉えることも可能である。つまり受益圏と受苦圏の立場が逆転しているのである。こうした従来のNIMBYの定義との乖離は、①日本の原子力（特に原発）の固有性に由来する側面と、②福島第一原発事故後のパラダイム・シフトによる側面、のふたつがあるように思われる。

この問題についても、本稿では論点を指摘するにとどめ、詳細な議論は別稿に譲りたい。

参考文献

相沢一正「東海村で考える『ポスト原発』の未来」反原発運動全国連絡会編『地方自治のあり方と原子力』七つ森書館、2017年

朝日新聞社『朝日新聞』2011年8月3日、東京地方版／茨城、p3

渥美剛「東海第二原発と東海村一地域産業構造および政治過程の考察」『桜美林大学産業研究所年報』第33号、2015年3月

雨宮清「東海村における原子力関連施設の受容について」『溯源東海』6号、2000年

茨城県史編さん総合部会編『茨城県史＝市町村編I』1972年

砂金祐年「茨城県村松村における結核療養所の受容と地域振興～『原子力の村』東海村の原点～」『コミュニティ振興研究』第13号、2011年

茨城県生活環境部原子力安全対策課編『茨城原子力50年のあゆみ－黎明期から現在、未来へ向けて－』2007年

茨城新聞社『茨城新聞』

－2011年10月1日、朝刊、p19

－2012年6月8日、朝刊、p1

－2013年5月15日、朝刊、p23

－2013年7月25日、朝刊、p1

－2013年8月2日、朝刊、p1

－2013年9月10日、朝刊、p4

－2013年11月19日、朝刊、p13

－2014年12月4日、朝刊、p27

- － 2017年2月10日、朝刊、p22
- － 2017年3月10日、朝刊、p1
- － 2018年3月30日、朝刊、p1
- － 2018年4月11日、朝刊、p1
- － 2018年8月28日、朝刊、p20
- － 2018年10月30日、朝刊、p22
- － 2018年10月23日、朝刊、p1
- － 2018年10月24日、朝刊、p21
- － 2019年1月11日、朝刊、p25
- － 2019年1月28日、朝刊、p1
- － 2019年2月16日、朝刊、p23
- － 2019年2月23日、朝刊、p1、p25
- － 2019年3月12日、朝刊、p22
- － 2019年6月5日、朝刊、p26
- － 2019年7月3日、朝刊、p18
- － 2019年7月27日、朝刊、p18

茨城新聞社編集局編『原子力村 シリーズ臨界事故の村から④』那珂書房、2003年
木寺元「自治体間連携と代議制民主主義の相克」『都市問題』2015年2月号

国立療養所村松晴嵐荘『村松晴嵐荘40年の歩み』1976年

佐久間好雄「『御横目付』について」東海村教育委員会編『ふるさと歴訪』2009年

齋藤充弘『原子力事故と東海村の人々 シリーズ臨界事故の村から①』那珂書房、2002年
渋谷敦司「福島原発事故と茨城県東海村における原子力政策をめぐる政治的争点と住民

意識」『茨城大学地域総合研究所年報』46号、2013年

清水修二『NIMBY シンドローム考 迷惑施設の政治と経済』東京新聞出版局、1999年
菅原慎悦・土屋智子「事故前の立地地域における関係構築とコミュニケーション」城山
英明編『大震災に学ぶ社会科学 第3巻 福島原発事故と複合リスク・ガバナンス』
東洋経済新報社、2015年

高三啓輔『サナトリウム残影 結核の百年と日本人』日本評論社、2004年

東海村史編さん委員会編『東海村史 通史編』1992年

東海村『原子力とともに 東海村の概要』1996年

- 東海村『とうかい 21 世紀プラン 東海村第 4 次総合計画』2001 年
東海村『東海村と原子力の将来像～ TOKAI 原子力サイエンスタウン構想～』2012 年
東海村『村政ガイドブック 2013』2013 年
東海村『まちづくりアンケート調査結果【確定版】』2015 年
東海村『東海村の原子力』2016 年
東海村『広報とうかい』
－第 639 号、1998 年 8 月 10 日
－第 652 号、1999 年 9 月 10 日
－第 654 号、1999 年 10 月 30 日
－第 733 号、2006 年 3 月 10 日
東海村教育委員会編『東海村誌』1958 年
東海村教育委員会編『東海村誌』1993 年
東海村古文書を学ぶ会編『東海村文書史料 照沼家・野上家』東海村教育委員会、2006 年
東洋大学編『日本人の安全観』東洋大学、2005 年
特定非営利活動法人 HSE リスク・シーキューブ編『原子力利用を進めた村からの一歩
市民が関わる原子力の安全と安心を目指して～しーきゅうぶ東海村の 10 年～』2015 年
那珂市議会『平成 27 年第 4 回那珂市議会定例会会議議事録』2017 年
野波寛・田代豊・坂本剛・大友章司「NIMBY 問題における公平と共感による情動反応：
域外多数者の無関心は立地地域少数者の怒りを増幅する？」『実験社会心理学研究』第
56 巻第 1 号、2016 年
常陸太田市『常陸太田市原子力災害広域避難計画』2018 年
ひたちなか市『ひたち那珂市第 3 次総合計画』2016 年
宮川公男『政策科学の基礎』東洋経済、1994 年
村上達也・神保哲生『東海村・村長の「脱原発」論』集英社、2013 年
吉岡斉『新版 原子力の社会史 その日本的展開』朝日新聞出版、2011 年
Lesbirel, S. Hayden. (1998), *NIMBY Politics in Japan*, Cornell University Press

参考 URL (いずれも 2019 年 8 月閲覧)

『e-Stat 政府統計の総合窓口』

<https://www.e-stat.go.jp/>

『東海村オフィシャルサイト』

<https://www.vill.tokai.ibaraki.jp/index.html>

『那珂市オフィシャルサイト』

<http://www.city.naka.lg.jp/>

『ふくしま復興ステーション 復興情報ポータルサイト』

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/>

『水戸市オフィシャルサイト』

<http://www.city.mito.lg.jp/index.html>

論 文

日立製作所の外注政策展開過程(1)
－工場史にみる日立製作所の中小企業対応－

菅 田 浩一郎*

Development of Outsourcing Policy by Hitachi Corporation: History of Hitachi's Policy
Regarding SMEs as Shown in Their Factory's History (Part.1).

Abstract

This paper explores the history of the Hitachi Corporation's outsourcing policy with the aim of understanding the development of regional industrial accumulation in the Hitachi area of northern Ibaraki Prefecture, an area where SMEs that outsource manufacturing have developed through reliance on the business from subordinating factories of Hitachi, Ltd. Since it has long been argued that the realization of such SME's independence through unique technology and business internationalization is quite important, we focus on the historical development of Hitachi's outsourcing policy, which has supported the incubation and development of such SME's technological competence and management skills.

1. はじめに
2. 先行研究の確認
 - (1) 日立製作所と中小企業の関係史に関する先行研究
 - (2) 日立製作所各工場の中小企業との関係に関する先行研究
3. 分析枠組みの設定
4. 戦前・戦中における日立製作所と外注の関係
5. 戦後～高度成長期における日立製作所各工場と外注企業の関係

* 常磐大学総合政策学部 准教授

- (1) 日立工場
 - (2) 多賀工場
 - (3) 水戸工場
 - (4) 国分工場（以上、『常磐総合政策研究』4号）
 - (5) 工業協同組合の位置づけと役割
6. 低成長長期バブル崩壊からグローバル化に至るまで
- (1) 日立工場
 - (2) 多賀工場
 - (3) 水戸工場
 - (4) 国分工場
7. 結論

1. はじめに

地域における中小企業は創立から今日に至るまで、品質、設計、製造に関する技術的蓄積を進め、経営管理能力を発展させ、まさに生存をかけて必死の企業努力を続けてきた。

その際、地域の中小企業のパートナーたる大手顧客企業、中核企業はいかなる役割を果たしてきたであろうか。

高度経済成長期が終わりを迎えるまで、長年にわたり、日本の地域における企業城下町の産業集積地における中小企業は、中核企業を頂点とするピラミッド型もしくは山脈型の疑似階層構造的秩序の中に位置づけられてきた¹。その中で、中小企業は中核企業による「護送船団方式」により保護育成されてきたというのである²。すなわち、戦後復興から高度経済成長期末期に至るまで、大手中核企業は、増大する需要に対応するにあたり、コストを抑制しつつ生産能力の拡大を実現するために、中小企業に対する外注を展開した。その際、既に機械加工業が発達し、広範囲にわたる産業集積が形成されていた都会（首都圏や大阪等）と、日立地域に見られるような農村地帯には大きな差異があった。長尾（1995）によれば、都会においては既に中小の機械加工業を中心とする産業集積が形成されており、中核企業も複数存在したため、受発注は比較的開放的に展開できたが、日立地域のような首都圏から隔絶された農村地帯においては機械加工業らしい産業がなく、日立製作所自ら、かなり意図的、積極的に中小下請外注企業を保護育成する必要があった。そのため、閉鎖的な産業集積の中で企業城下町が形成されたというのである³。

しかし、21世紀の今日、経済のグローバル化が進み、中核企業が海外展開や事業再編を余儀なくされる中、日立地域においても中小企業は日立製作所への依存から脱却し、自立化、国際化する必要に迫られている⁴。特に自立化において鍵となるのは、中小企業の技術力・経営力であると考えられる。技術力・経営力の蓄積は中小企業の努力によりなされる一方、中核企業が果たした役割も大きいであろう。

以上のような問題意識に基づき、本稿では日立地域に展開する中核企業たる日立製作所傘下のいくつかの主要工場（以下、日製工場）⁵による、中小下請外注企業（以下、中小企業もしくは外注企業と記す）に対する「外注政策」を取りあげ、その史的展開過程を追う。そのことにより、2010年代後半の昨今、中小企業が自立性を確保するために必要とする技術力や経営力の諸要素を蓄積するにあたり、日製工場がいかなる役割を果たしてきたのかを考察する。その際、一定の分析枠組みを活用して分析を進める。その上で日製工場の社史を紐解き、そこに記録された外注政策の歴史をたどる一方、当時を知る中小企業の関係者や工業協同組合関係者の証言も交えつつ、日製工場外注政策展開史及び中小企業自立化要素蓄積史を立体的に浮き彫りにすることを狙いたい。次章において確認する通り、このテーマについては、いくつかの先行研究があるとは言え、社史のみならず一部関係者の証言等も交えながらこれを再構成した研究は未だ稀有であり、その点で、本稿には一定の学術的意義があると考えられる。

2. 先行研究の確認

(1) 日立製作所と中小企業の関係史に関する先行研究

まず、日立市やその周辺地域と中核企業たる日立製作所及び中小下請企業の一体的な関係に関する史的文化的背景に着目した人文地理学的な論述が散見される。

岩間（2009）は、日立地域は「一山一家（企業）」という鉾山独特の性格が今でも産業組織を異にした工業地域社会の環境の中で強く生きているとした上で、戦前の日立鉾山に代わって、戦後は日立製作所が首長に管理・技術人材を送り込み、自治体の主導権を握り、新市庁舎、市民会館、図書館などの公共施設の建設を推進させ、資金援助を行ったとして、同地域と日立製作所の一蓮托生ぶりを論ずる。またそうした文脈の延長において多賀地区にある多賀工場と国分工場は業種の性格上、多くの関連・下請工場群を必要としたとして、地域行政・市民生活・日立製作所・中小下請企業群のつながりを浮き彫りにしている⁶。また雨宮（1993）は満州事変を契機に日立製作所の工場が忙しくなり、従来の

山手工場に加えて海岸工場の建設が必要となり、これに伴い諸般の利便性確保のためにも日立製作所が行政府と一体となって日立町と助川町の合併を進めたこと、また、多賀工場の建設用地確保にあたり、地元の抵抗もあったが、これを強力に推進したことなどで農業、漁業、零細商工業によって構成される伝統的共同体的な地域社会の自立性は大企業と国家により解体され一元化されたと論じる⁷。全般的には日立地域は、日立製作所・同関連企業グループに依存し、近年は金属・機械加工のみならず生活型工業・ソフトサービス産業化への広がりもみせ、複合構造になりつつあり（松本，1993）⁸、重電、家電、産業電機、情報システム、自動車部品を生産する日立グループを中心とした「純粹培養的企業都市」＝企業城下町型の工業集積形成であるとされ（遠山，2002）⁹、その中において中小下請企業はプレス、組立、電工などの各種工場が日立中核工場の周辺にランダムにではなく集中して集積しているとされるのである（藤本，1991）¹⁰。

このように先行研究においては日立製作所の発祥元である日立鉱山におけるいわば鉱山地域特有の閉鎖的で自己完結的な経済社会文化あるいは生活文化に端を発する日立製作所が戦前来、地元行政府や地元集中的に集積した中小下請企業群と有機的一体性を持ちながら存在してきたことが論じられているといえよう。

しかし、当然のことながらこうした有機的一体性は時代の変遷を経て変化してきたのであり、日立製作所と中小企業の関係に関する本稿の問題意識に照らした場合、時代区分毎の特色、工場毎の特色及び重要な役割を果たした中間組織としての工業組合についても先行研究を確認しておく必要がある。

日製と中小企業の関係史については、多くの先行研究が1)戦前・戦中期、2)戦後・高度成長期（戦後～1970年代中盤）、3)経済成長停滞期（オイルショック以降～1980年代前半頃）、4)バブル崩壊・経済グローバル化期のように3～4つの時代区分で整理しており、概略以下の通りに整理することができる。

戦前・戦中期については、先述の岩間（2009）、雨宮（1993）が最も原初的な時代の経緯を説明している一方、さらに日立市に限らず、現ひたちなか市への日立製作所の拡大については斎藤・美谷・大島（2000）が1939年の日中戦争の勃発を背景とした軍需生産拡大のための水戸工場設立と系列会社である日立兵器の創業開始等について述べている¹¹。こうした日立製作所の生産拡大基調の下で起きた同社の下請に関する経営方針の大きな転換を藤本（1991）は次のように指摘している。すなわち日立工場は設立当初は下請企業を使おうとはしなかったが、これは日立製品が高度の精密さを必要とする重電関

係であり、わずかの外注部品のために全体の品質を害するようなことを極度に警戒していたからである。しかし、軍需急増に内製だけでは間に合わなくなる一方、技術のしっかりした京浜地区への下請けは京浜地区の需要が旺盛のため無理だったため、仕方なく日立近辺の農機具工場などの、従来下請工場ではなかった工場を活用したほか、日立工場の退職者や従業員を独立させて下請工場として使うようになったのであり、これが集積の遠因となったとするのである¹²。

一方、戦後・高度成長期（戦後～1970年代中盤）については森嶋（2018）が的確に一括している通り、高度成長期日立製作所が生産量を増大させ、事業分野を多角化させていくにつれ、日立地域内には多くの中小企業が協力工場として設立され、工業協同組合を結成し、親企業である日立グループの工場との間に長期固定的な下請取引関係を結び、日立製作所の各工場を頂点とする複数のピラミッド型の取引構造の中で、製品の企画、設計、施策は親企業が行い、協力会社は親企業から材料支給を受け、部品の賃加工、製品組み立てのみを行うという典型的な分業がなされた¹³。経済成長旺盛のこの時代はまさに中核企業も中小下請企業も生産が飛躍的に伸長し中小下請企業は中核企業との一社専属関係を強化しつつ共同歩調をとるとともに協力を通してまとまりつつ切磋琢磨して経営能力、技術力を強化したと論じられている（松本，1993；遠山，2002）¹⁴。

次に経済成長停滞期（オイルショック以降～1980年代前半頃）においては、日立製作所は従来のように中小下請企業の面倒を全面的にみるということではなく、たとえ下請企業であっても先端技術が求められ、選別がなされる時代となった（松本，1993）とされる¹⁵。また別の研究では同時期、日立工場では中小下請工場の不況打開策として県内の外注比率をさらに高め、良質の下請工場の重点的な育成を行うようになり、日立工場を核とした下請工場の工業システムの孤立性と閉鎖性は強化されたと論じており（藤本，1991）、中核企業が中小下請企業を突き放す方向に動いたのか（選別）、囲い込む方向に動いたのか（育成）、論者によって微妙な差異がみられる。

バブル崩壊・経済グローバル化期については多くの先行研究があり、その議論も共通点が多い。すなわち、バブル崩壊と経済活動のグローバル競争激化を受けて、日立製作所は海外展開や事業再編成を進め、その結果、高度成長期に生成・発展し、低成長期にもかろうじて延命した護送船団方式的なやり方は瓦解しつつあり、かつての工業組合も構成率が低下し、「下請」だった中小企業は各々、技術的努力、営業的努力をもって自立化することが求められている。ただし、日立への依存度はいまだ高く、「日製」が特別な存在で

あることに変わりはなく、足下自立化への道は多難であり不透明であるという議論である(松本, 1993; 小山・橋本, 2000; 日本政策投資銀行, 2001; 遠山, 2002)¹⁶。

以上の通り、先行研究においては日立地域における中核企業・日立製作所と地元の中小企業の関係は戦前に芽吹き、戦後・高度成長期に一体となって成長・深化し、経済グローバル化の昨今に至るまでその名残を残しつつも変容を余儀なくされる時代を迎えるにいたったことが論じられてきたのである。しかし、一口に日立製作所とは言っても、周知のとおり、その事業分野は多岐にわたるのであり、日立地域に展開する工場群も製作する製品により、工場毎の特色や外注政策の相違がある。以下においてはその点を視野に入れた日立製作所と中小企業の関係論についての先行研究を確認する。

(2) 日製各工場の中小企業との関係に関する先行研究

まず藤本(1991)は日製においては工場毎に下請管理が独立しており、日製各工場が外注企業毎に折衝し、外注単価を決め、技術指導や経営指導を行うという個別交渉に基づく管理方式が強化されてきたため、日製各工場から外注企業へのラインが強化される一方で、外注企業間の横のラインの結びつきは弱まったとする¹⁷。

また中村・神谷・大谷・鈴木・福井・山下(2012)は、日製工場毎に、中小企業群を3種類に類型化し、その特徴について論ずる¹⁸。すなわち、類型1の中小企業は、多賀工場、佐和工場と取引するような弱電系の独立志向型企業で、自社内に営業機能や自社の独自製品・独自技術を有し、近年日立製作所への売上依存が低下し、受注先が拡大していることが特徴となっている。類型2の企業群は上記同様の弱電系ではあるが関係維持型企業であり、1990年以降、日立製作所の海外展開本格化の中で、中小企業自らも海外進出する協力企業である。日立製作所との関係を維持しつつ少しずつ他社からの受注拡大にも努め、自社内に営業部や独自の社内工程を有し、自社内での開発実績を有するような企業である。類型3の企業は重電型の中小企業である。日立製作所の重電系工場は大きな海外展開は行っておらず、中小企業に対しても自立化の取り組みを積極的に推進していない。中小企業側も他社からの受注開拓も視野にいれつつも、日立製作所との関係を質的に強化しているというのがこの類型3の特徴である。

日製工場毎の中小企業との取引や工業協同組合への取り組みについて詳細に論じたものとして、中央大学経済研究所(1976)がある。その中で高度成長期を経て経済停滞期を迎えた昭和40年代現在における工場毎の外注政策については、例えば次のように論じる。

まずタービン等の重電分野の日立工場は、昭和40年代より下請再編を実行し、特注品は社内で生産し、標準品を外注化する方針を採用するようになった。変圧器や遮断機分野の国分工場は、国分工場と下請企業で共同出資会社を設立したり、下請企業数社で共同工場を建設するなどの効率性を目指した再編を進めた。また家電分野の多賀工場は、下請の格付けを進め、選定された重点工場に対して完成品発注を推進、強化するなどしたのである。こうした施策を通じて低成長期における仕事量の減少に対応したことが述べられている¹⁹。

以上、中核企業たる日立製作所と中小企業の関係の展開過程に関する概略史及び工場毎に異なる中小企業に対する管理政策の相違についての先行研究を確認した。この他にも小山・橋本(2000)、古山(2000)、日本政策投資銀行(2001)、常陽銀行(2010, 2015)といった2000年～2015年時点の現状を分析した研究を含め、研究蓄積は進んでいるといえよう²⁰。しかし、日立製作所傘下の工場毎の外注管理政策の展開過程を日立製作所の社史、中小企業経営者の証言、日立製作所OBの証言も交えながら再構成した研究は未だ稀有である。以下においては、日製工場毎の社史を紐解きつつ、またわずかではあるが当時の関係者の貴重な証言も交えながら、その展開過程を立体的に再構成していきたい。

3. 分析枠組みの設定

本稿においては、中小企業の自立性確保につながっていくような技術力や経営力の蓄積に資する日製工場毎の外注政策展開史を整理するにあたって、図1に示すような分析枠組みを活用する。この分析枠組みは、「コミュニケーションチャンネル」、「外注政策コンテンツ」「相互作用のスタイル」の3つの観点を切り口として、日製工場の外注政策を分析するものである。

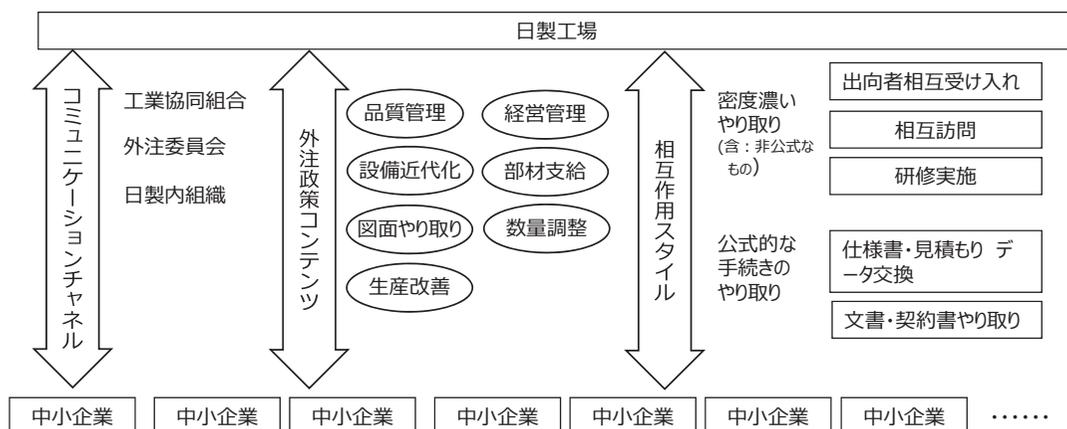
第一に、「コミュニケーションチャンネル」である。例えば先述した森嶋(2018)にある通り、中小企業は各種「工業協同組合」を結成し、日製工場との長期的な取引関係を結んだ²¹。あるいは後述する通り、日製工場は外注に対応するために「外注委員会」等の組織横断的な特別委員会を設置することで外注企業に対応した。または「外注委員会」ではなく、「日製工場内の部署(製造部や資材部等)」を通して、直接の定業務的なやり取りをした。日製工場が社内で決定した外注政策を実施に移すためには、これを中小企業に伝える必要がある。また、中小企業は、これを受け取り、現場の声をフィードバックするとい

うように、やり取りをする場が必要である。本稿ではこのようなやり取りの情報流が行きかう場を分析するにあたり、コミュニケーションのチャンネルがいかなるものであったかという観点として捉える。これは外注政策の組織的対応を問う視点である。

第二に日製工場が展開する外注政策の内容である。本稿ではこれを「外注政策コンテンツ」とする。日製工場が中小企業に対して外注政策を展開するのは、社外に低コストで高品質の生産能力を構築し、納期通りの生産・出荷を期してのことである。そのため中小企業の技術力、経営力向上に資する外注政策コンテンツが展開され、これは結果として中小企業が下請の立場から脱し、自立性を確保することにつながる。池田（2012）は中小企業の自立性を測定する上で、特定の製造技術や加工技術のレベルを問う²²。本稿では「品質管理」「設備近代化」「図面やり取り（貸与図面、承認図面）」「生産改善（CDVAや生産性向上）」「経営管理（予実管理²³のノウハウ等）」「部材支給（無償支給・有償支給等や共同配送等）」「数量調整」といった中小企業の技術力や経営力の蓄積と保護育成強化に関わる外注政策のコンテンツとなる諸テーマを取り上げ、各時代に、各日製工場はどのようなコンテンツを展開したのか、これを確認する。

第三に日製工場が展開する外注政策にみられる中核企業たる日製工場と中小企業の間にもみられる『相互作用スタイル』である。藤本・クラーク（2009）は自動車メーカーと下請部品メーカーの関係を論じる中で、セットメーカーと部品メーカーの関係においては **face to face** の対話が重要となっていることを指摘する²⁴。また企業間の相互作業に関する研究で有名な **IMP group**²⁵とも関連する **Håkansson ed.**（1982）はサプライヤーと顧客の間の近しい、そして長期にわたるビジネス関係が極めて重要であることを確認し、知識の蓄積、信頼の構築が最終的にはより大きなコミットメントにつながる点が重要であるとする²⁶。同様に **Wilson & Möller**（1995）は顧客と納入業者（本稿に引き当てて言えば日製と中小企業）の長期継続的な関係の構築はコミットメント、信頼、協力など様々な要素が複雑に入り組みあって成り立つとする²⁷。本稿においては日製と中小企業の中の「相互作用スタイル」について、次のような点に着目する。すなわち両者が非公式な接触を含めた「密度の濃い付き合い」を続けてきたのか、あるいは、淡々とした「公式的な手続きのやり取り」に終始したのか、という点である。前者は例えば「出向者相互受け入れ」、「相互訪問」、「研修」等、密接なやり取りを通じたノウハウの伝授や共有である。後者は例えば「仕様書や見積もりのデータの交換」や各種「文書・契約書のやり取り」に終始するような業務手続きである。これらの点を確認する。

日立製作所の外注政策展開過程(1)
 ー工場史にみる日立製作所の中小企業対応ー



(出所) 筆者作成

図1. 分析の視角

以上のような分析枠組みを活用することにより、日立工場による外注政策の展開がどのように行われ、またそれを受け取る中小企業において、自立化要素がどのように蓄積されたのか、という点を整理することが可能となるであろう。

4. 戦前・戦中における日立製作所と外注の関係

日立製作所は自社の歩みに関して詳細な記録を残している。戦前・戦中における日立工場と中小企業との関係についての記録としては、以下、日立製作所（1960）『日立製作所史』2巻、日立製作所日立工場（1961）『日立工場五十年史』がある。また編者が日立製作所ではないが『日立戦災史』（1982）も参考になる。本章は、これら3つの史料・資料を参照する。

先述の通り、元来、日立製作所は外注活用に積極的ではなかったが、1917～1918年頃より、地元の野鍛冶工場に若干のボルト類、製缶の付属品等を依頼したのが下請外注活用のはじまりであった²⁸。やがて満州事変（1931年）、日中戦争勃発（1937年）から太平洋戦争へと続く戦時体制は、日立製作所の産業活動を激変させ、軍需生産が拡大の一端をとげた（相沢，1982）²⁹。具体的には日立工場は1939年以降軍需工場に転換し、多賀工場（1939年設立）、水戸工場（1940年設立）などの新設工場も軍需生産を飛躍的に拡大した³⁰。1937年以降、作業量の激増をうけ、相次ぐ自工場の設備拡充によっても間に合わず、外注工場の拡大に迫られ、日立工場は地元の外注工場設置の奨励、近辺の農機具工場、漁船修理工場の転換等により1939年には茨城県に39社の外注工場を利用する

に至り、鋳物を中心に機械加工、製缶品、ネジ、ボルト類を外注に出すようになった³¹。

1940年12月21日における政府通牒による「機械鉄鋼製品工業整備要綱」³²に基づく中小機械工場の整理統合により、日立地域ではないが日立製作所は東京において下請工場の組織化を図り、日製亀有工場の協力会を発足し、会員工場間の情報共有、亀有工場による物資や機械の融通支給、工員確保、技術指導、最低仕事量の保証や支払い保証などによる保護育成と指導支援を組織的に行った³³。日立工場では1943年春には下請協力会が組織された。1945年6月段階における日立工場、多賀工場の主要な下請業者のリストは、表1の通りである³⁴。

表1. 日立工場・多賀工場の下請業者の名称、所在地、機能
(1945年6月段階。茨城県内所在の工場のみ抜粋)

主管工場	名称	所在地	機能
日立工場	鶴田鉄工場	東茨城郡	機械
	佐原製作所	香取郡	機械
	内山鉄工場	多賀郡	機械
	赤津第一鉄工場	日立市	機械
	赤津第二鉄工場	日立市	機械
	皆川鉄工場	日立市	機械
	前橋鉄工場	日立市	機械
	須田鉄工場	日立市	機械
	関鉄工場	日立市	機械
	サトマツ鉄工場	日立市	組立
	小峰鉄工場	日立市	機械
	根本鉄工場	日立市	鍛造
	北見鉄工場	日立市	鍛造
	高島ラジオ製作所	日立市	巻き、仕上
	片岡鉄工場	日立市	巻き、仕上
宮崎鉄工場	日立市	機械、組立	
清四郎鉄工場	日立市	組立	
多賀工場	下山	日立市	機械作業
	佐々木	日立市	コイル巻き
	加倉井	日立市	コイル巻き
	菊池	日立市	コイル巻き
	助川	日立市	機械作業
	魚塚	日立市	機械作業
	大島	日立市	機械作業
	田村	下館町	圧延作業
	栗原	水戸市	ボルト、ネジ
	フジ	水戸市	機械作業
	横倉	水戸市	機械作業
	竹内	太田町	機械作業
	石渡	多賀町	機械作業
	海野	多賀町	機械作業
	小池	石岡町	機械作業
鈴木	石岡町	機械作業	

出所：笹倉（1982），p. 249, 276.

戦局が苛烈さを増すにつれ、協力工場の資材確保の困難が増し、銑鉄コークス、酸素、石油などの割当量の確保、割当証明書の現物化と援助、輸送難の打開、工員徴用の対策、東京方面よりの疎開工場の受け入れ等、いくつもの困難に対応したが、1945年6月10日の日立市大空襲により全てが水泡と歸したのである³⁵。

以上の通り、創業当初こそ外注を抑制していた日立製作所ではあるが、政府統制に沿い、生産能力確保のための外注拡大と中小企業の組織化を進めた。しかし、一大軍需生産拠点であった日製工場は、米軍の具体的な攻撃目標となり、1945年6月10日、B29による集中的な大空襲を受け、日製工場、中小企業群とも廃墟と化したのである。本稿の分析枠組みの観点からすると、戦前・戦中において、日立工場、多賀工場は協力会という形で中小企業との「コミュニケーションチャンネル」を構築した。また亀有工場の外注政策が日立工場や多賀工場でも実施されたと推定すれば、部材支給（不足部材の確保努力）、数量調整（最低仕事量の保証）、設備近代化（機械の融通支給）といった「外注政策コンテンツ」が展開されたと推察される。ただし、日製工場と中小企業のやり取りの具体的な「相互作用スタイル」については不明である。協力会は日立地域に限らず、戦争により破壊され、ここに断絶する。しかし、こうした日製工場による中小企業に対する組織化政策は、戦後復興と高度成長期に向かうにあたり一つの原型として機能したとみることもできよう。

5. 戦後～高度成長期における日立製作所各工場と外注企業の関係

本章においては戦後復興の時代から高度成長期末期に至るまでの日立製作所各工場と外注企業の関係につき検討する。戦後復興から高度経済成長期にかけて、日製工場の外注政策は、共通部分と差異が表れてくるため、工場毎に外注政策を考察する。

(1) 日立工場

日立工場は山手工場と海岸工場よりなる。主として山手工場は各種モーターを生産し、海岸工場は発電機、タービン等を生産してきた。以下、日立製作所日立工場（1961）『日立工場五十年史』及び日立製作所日立工場（1985）『日立工場七十五年史』を中心に、中小企業の経営者の証言等も交えつつ、日立工場と中小下請企業の関係を確認する。

1945年6月10日の大空襲による戦災により、壊滅的打撃を受けた日立工場であったが1946年頃からは鋳物を主体とする炭坑用機器の生産再開等を徐々に進め、また2、3社のみ稼働していた地元の外注工場も徐々に復活してきた³⁶。1947年にはモーター修理、

トランス修理などの地元への外注が増え、1948年は平均従業員数12名程度の外注工場が急増し、1949年には後述する工業協同組合も創立された³⁷。やがて朝鮮戦争による特需が起きたほか、1952～53年の電源開発ブームにより、日立工場の生産回復は本格化し、中小企業に対する外注としては製缶、機械加工、鋳物、完成部品などの発注が増大した³⁸。1950年代初頭の外注工場数及びその規模は表2の通りであり、表1との比較においても分かる通り、工場数は大幅に増えている。また、表3に示す通り、1955年より中小機械加工の能力確保のため、日立市内やその付近を中心に外注企業の開拓を行い、1956年には神武景気の影響で外注利用はピークに達したのである³⁹。

表2. 日立工場の外注工場数（所在地別・規模別）
（1950年代初頭）

所在地	工場数
旧日立市	62
旧多賀市	12
久慈町	4
その他周辺	7
水戸、勝田	3
福島	3
東京・川口	4
合計	95
規模	工場数
9人	28
19人	36
49人	23
99人	6
100人以上	2
合計	95

出所：日立製作所日立工場（1960），p.85

表3. 日立工場の外注工場数（所在地別）及び外注依存度推移

(1959年代初頭)		年度	総作業高指標	外注高指標	外注依存度
所在地	工場数	1954	100	100	13.2%
市内	108	1955	103	120	15.3%
付近地	36	1956	152	319	27.8%
遠隔地	41	1957	211	566	35.5%
下請組合所属	63	1958	217	524	31.9%
その他	122	1959	288	844	38.7%
合計	370				

※指標は、1954年を100とした場合。

出所：日立製作所日立工場（1960），p.85

1960年頃までは上記のような資本関係のない中小企業に対する一般外注が中心であったが、高度成長が本格化するに及びタービン、圧延機、水車の受注伸長が著しく需要を消化しきれなくなるに及び、外注企業の買収や資本参加等による系列化が進められた⁴⁰。また一般外注については、1961年10月に日立工場の資材部長及び製造部長より構成される「外注管理委員会」が設置され、各種の外注政策が積極的に取り組み始められたのである⁴¹。

このように日立工場は戦後の廃墟からスタートして徐々に生産を回復したが、朝鮮特需を経て、高度経済成長への足がかりをつかんだ日本経済の成長の波に乗るようにして重電需要に対応するべく生産を大幅に拡大し、生産キャパ確保のため外注も拡大した。外注政策は、1)買収・資本参加を含む系列化による確実な生産能力確保と製造ノウハウの外部流出防止と、2)外注管理委員会を設置しての一般外注に対する指導と折衝、この二つが特徴的であった。この時代の日立工場の外注政策の特徴について、中小外注企業の証言を以下紹介したい。

日立工場の中小外注企業として長年取引を続ける日立地域のA社は、1920年代前半、機械の製作・修理の工場として東京に創業し、1941年に日立製作所と取引を開始し、1945年には疎開工場として位置づいた。A社は日立工場の発電機の部品を生産し、戦後から高度経済成長にかけて溶接作業、製缶作業を受注しガスタービン事業も展開するに至った⁴²。

日立工場の外注政策は具体的には例えば品質検査のノウハウ伝授に表れた。A社によれば、この当時、完成品の品質検査は、日立工場の品質検査担当者が出荷前にA社を訪問し、立ち合い検査を行っていた。やがて、こうした検査業務は、工業協同組合において日立工場退職者を含む工業協同組合の担当職員により共同で行われるようになり、1965年頃以降は各社自社で検査するようになったという。実際、中小外注企業は、日立工場と同程度までレベルを引き上げることが期待されていたため、技術、品質、経営の諸側面で指導してもらい、日立工場の不良対策会議なども各中小企業から出席させてもらったとA社は言う。A社の現社長は1970年代に数年間、日立工場に出向し、設計、製造、生産技術等を経験し、日立製作所や日立工場の会社組織としての仕組みや技術を学び、人的なつながりも構築したという。当時は日立工場の資材部を訪ねると、中小外注企業毎に設置されたボックスに次の仕事の図面が入っていたという。オイルショック前まではこのボックスに次々と図面が入り、仕事量が多かったそうである⁴³。

A社同様に日立工場と長年にわたる取引実績を誇るB社もオイルショック前までは日

立工場の組長クラスの人材が中小外注企業の製造部長として出向した（給与は半々持ち）と証言する。当時、日立工場は外注企業への発注量が安定的に推移するよう調整してくれた上に、中期計画上の数量計画はかなり精度が高かったそうである。日立工場の外注工場はいわば日立工場の内輪的な存在として扱われ、日立工場の一員として切磋琢磨した。そのため、JISなどの規格よりも日立の規格に合うようにすることが肝要だったというのである⁴⁴。

また、モーターの完成品外注を請け負ってきたC社の場合も日立工場との関係が密接であった。同社は1960年代から仕事量が順調に増え、1964年には新幹線用のCAMモーターも生産した。C社は日立製作所のエレベータ用のモーターを1967年～1985年頃まで作っていた。かつてC社は日立工場より受注したモーターを生産し、水戸工場に納入した。これらモーターは水戸工場においてエレベータ、エスカレータの完成品に組み立てられる。C社は、エレベータ用、エスカレータ用のモーターを中心に、プラント用の産業用モーターや、3t～4tクラスの乾燥機用モーター、送風用モーター、冷凍機、上下水道施設用モーター等、累計14万～15万台程生産した。図面は日立工場からの貸与図面であり、部材については高級な鉄板は支給されるが、他の部材は日立製作所の「常備品」が有償支給されたという。C社によればモーター製作においてコイル巻きはモーターの品質を決定づけるものであり、特に絶縁処理のためのワニス塗工程はノウハウのかたまりであり、ワニス液の粘土、含有物、含有量等にコツがあり、これは秘伝中の秘伝であるという。C社はこうしたノウハウを確立するにあたり、日立工場から多くの支援、指導を受けたと認識しており、人的にも日立工場からの出向者は多く、過去には累計400人くらい受け入れてきたそうである⁴⁵。

このように戦後から高度経済成長末期にかけて、日立工場による外注政策は総合的に行われたと言えよう。すなわち、図1に沿ってみていくならば、「コミュニケーションチャンネル」としては、工業協同組合、外注委員会の設置による組織的対応の確立、製造や資材と中小企業の直接的やり取りが展開された。また「外注政策のコンテンツ」としては、品質管理のノウハウの伝授や貸与図面のやり取り、高価部材の有償支給、生産数量調整等様々な要素があった。また「相互作用スタイル」に着目すると、各種の支援、指導は、一方的な指導や通達といった官僚的手続きによって行われたのではない。むしろ企業間の境界線が緩やかで曖昧なもとでなされた。すなわち、出向者の受け入れ合いや、担当者や経営者の日常的な往来を許し、人的交流やつながりが多層的に構築され、双方向に公式・

非公式な知識情報が行き交う関係の中で仕事量の柔軟調整や技術指導が可能となったとみられるのである。

(2) 多賀工場

多賀工場は1939年に設立され、汎用モーター、洗濯機、掃除機などを生産してきた。なお、高度経済成長期の多賀工場の歴史については日立製作所多賀工場（1973）『多賀工場史』3巻等を参照する。1952年～1957年にかけては外注工場の開拓時代、1957年～1958年の鍋底不況を経て、1959年以降は岩戸景気を迎え、1960年の所得倍増計画もあいまって、家電製品ブームを迎え、多賀工場の生産は大幅に拡大し、中小外注企業の設備拡張時代を迎える⁴⁶。実際、多賀工場の外注工場購入高は表4に示す通り、1959年～1969年に大幅に増加したのである。

表4. 多賀工場 外注工場からの購入高推移（1959年～1968年）

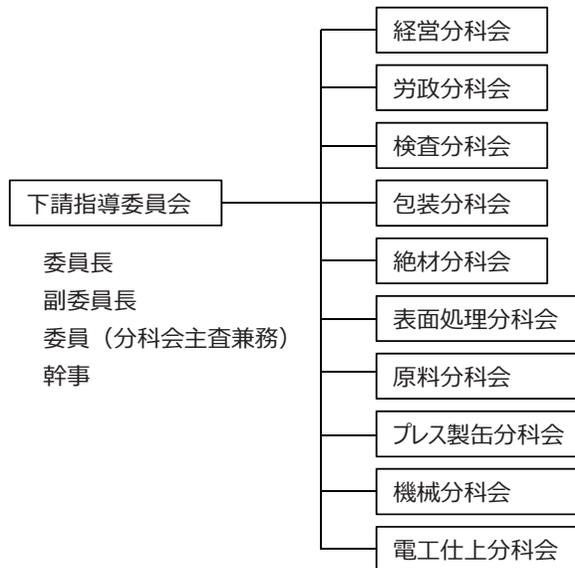
年	半期	外注工場数	月平均購入高 (千円)	多賀工場関係 従業員数合計
1959	上期	101	136,565	4,320
	下期	101	180,739	4,910
1960	上期	101	222,223	6,090
	下期	101	267,000	6,490
1961	上期	100	256,585	6,520
	下期	100	354,965	6,640
1962	上期	100	286,865	6,530
	下期	100	316,996	6,380
1963	上期	100	367,470	6,420
	下期	100	489,485	6,590
1964	上期	98	522,311	6,710
	下期	98	485,094	6,130
1965	上期	87	502,071	6,030
	下期	89	500,980	5,410
1966	上期	87	638,465	5,850
	下期	90	699,429	6,370
1967	上期	95	858,546	6,840
	下期	94	999,057	5,450
1968	上期	94	894,734	5,419
	下期	94	906,364	5,375

(出所) 日立製作所多賀工場（1973），p.149.

1955年頃の中小下請外注企業は機械設備が十分ではなく、一個の部品加工を、旋盤はA社、ボール盤はB社というように2～3社の企業を転々と持ち回るため、管理が煩

雑であった。しかし、多賀工場が量産工場化する中、1959年からは部品外注方式が増え始め、10年の間にこれが主流となる⁴⁷。さらに1963年～1965年にかけて、多賀工場内の各製造部門では、間接作業縮減を図るため、工程集約発注方式が進められ、従来の単品部品発注から発展して、部組品（半製品のユニット）で発注するようになった⁴⁸。このようにより付加価値のついた外注はさらに発展し、1967年には重点外注工場育成方針のもと、1968年以降、日東電工(株)（茨城町）、亀屋工業所（日立市）、逢鹿産業(株)（日立市）、鈴木製作所（勝田市）、飯村電工社（北茨城市）、やまか電機製作所（日立市）への完成品発注がスタートした⁴⁹。

下請指導体制については、多賀工場の場合、大規模組織体制が組まれた。すなわち、それは1952年9月に下請管理委員会の設置をもって開始され、1959年には指導組織を強化して分科会制度による業種別専門指導を1963年まで続け、外注工場の生産能力、生産技術などの基盤が作られ、多賀工場の大きな戦力へと成長した⁵⁰。1963年4月、多賀工場は外注指導方針を転換し、重点外注工場育成指導を委員会方針とし、重点外注工場30社を選定し、技術、経営に関する総合指導を行うようになった⁵¹。1959年に開始した下請指導委員会組織及び1963年に改組されて成立した外注工場指導委員会組織は図2、図3の通りである。



(出所) 多賀工場 (1973), p.151

図2. 多賀工場「下請指導委員会組織」(1959年)

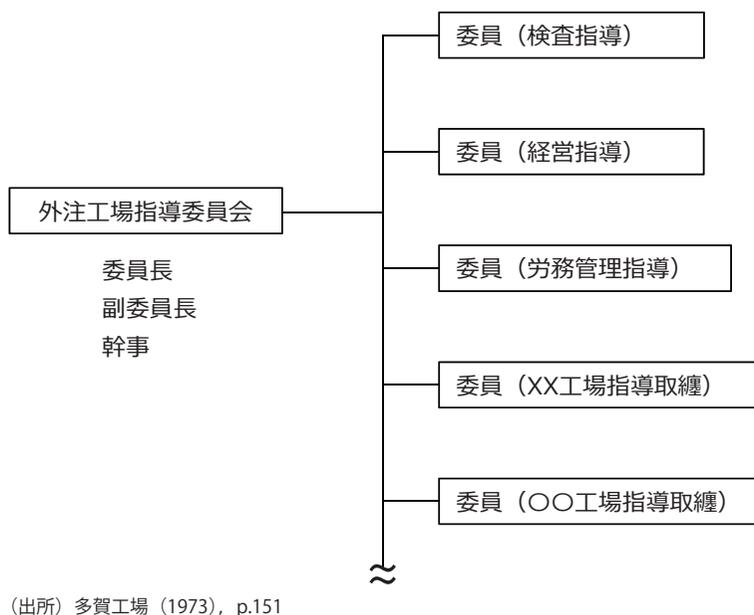


図3. 多賀工場「外注工場指導委員会組織」(1963年)

外注企業として多賀工場の指導・支援を受けた例としてD社が挙げられる。戦後創業したD社は、1956年に多賀工場より、ダイキャスト部品のバリ取りの仕事をしないかとのアドバイスを受け、グラインダー、ボール盤などを準備し、多賀工場より様々な支援を得て、この新規事業を開始した。スタート時の顧客は多賀工場の鑄造課であった。多賀工場で生産した鑄造品はD社に搬送され、同社のバリ取り工程を経て多賀工場に戻されるという工程の一部を担ったのが最初である。開始1年後に多賀工場はD社の取引口座を開いた。やがて、D社は信頼を得て、あらゆる種類のダイキャスト品のバリ取りを一気に引き受けるようになる。また1980年にはバリ取りのみならず、ダイキャスト品の生産を開始するのである⁵²。このように多賀工場は社内の「鑄造課」による直接のやり取りや、「下請管理委員会」、後述する工業協同組合の活用を通して「コミュニケーションチャンネル」を確立した。また、「外注政策コンテンツ」は外注する作業内容の高付加価値化（一部工程外注⇒部品外注⇒部組外注⇒完成品外注）を進めた点が特徴的である。さらに「相互作用スタイル」について着目すると、D社によれば高度経済成長の前後から同社は多賀工場とは公式的なビジネス取引に終始したのではなく、数々の非公式な接触や都度都度の個人的な親切心から発したアドバイス等を受けて、多大な支援を得てきたそうである。その点で、D社と多賀工場の「相互作用スタイル」は密度の濃い密接なもので

あった。また、それは外注作業の高付加価値化（バリ取り作業→ダイキャスト品の生産）に向けた誘導に必要なスタイルであったのではないかと推察されよう。

(3) 水戸工場

水戸工場は1940年に設立され、電気機関車やエレベータ、エスカレータを生産してきた。この時代の水戸工場の中小外注下請企業との関係については、日立製作所水戸工場（1982）『水戸工場史 第1巻』を参照する。

水戸工場の場合、高度経済成長中盤以降、1961年から外注体制が整備され出した。1961年当初、協力工場（中小下請企業）の管理は、車両・制御器関係を中心とした方式と、エレベータ関係を中心とした方式の2つがあり、作業の依頼方法、使用する帳票なども異なっていたため、これを統合することからスタートした⁵³。

多賀工場同様に、1961年当時、中小下請企業への外注は加工外注が主であり、当時の中小下請企業は機械設備が十分に整備されておらず一個の部品加工を、製缶作業はA社、旋盤・ボール盤などの機械作業はB社という具合に2～3社の協力工場を転々と持ち回るものであった⁵⁴。しかし、こうした不効率を改善する目的もあり、1962年から各製造部単位に生産技術指導、品質管理指導を主目的として組織的な活動がスタートしていた⁵⁵。1963年には外注方式の改善・合理化が進み、加工外注から部品外注方式への切り替えが行われ、さらには従来の単品部品発注から部組品（ユニット品）としての発注へと質的転換（高付加価値化）が図られた⁵⁶。1967年からは資本関係のある系列外注先への製作移管が計画され、完成品外注も行われるようになったのである（表5）⁵⁷。

表5. 水戸工場による完成品外注（製作移管）
（1967年～1978年）

年	企業名	製品
1967	サイタエレベータ製造（株）	病院用エレベータ、荷物用エレベータ
1974	日立水戸工業（株）	標準型エレベータ
1976	福日エレベータ（株）	九州地区規格形 エレベータ、病院用エレベータ
1978	（株）内原電機製作所	標準油圧エレベータ

（出所）日立製作所水戸工場（1982），p169の記述より筆者作成。

外注管理方針の策定と活動については、上記の通り、1962年当時から各製造部単位に行われていたものの、1969年には指導組織を強化するための外注委員会が設置された。外注委員会においては、下部組織として車両・エレベータ各分科会及び技術認定、経営労

務等の各専門委員会をおいた。専門委員会においては、長期外注方針の立案、主要協力工場の育成及び系列化などを策定した。協力工場については外注水準、品質水準の向上を図り、外注企業の技術水準を高めたのである⁵⁸。

このように高度経済成長期における水戸工場の外注政策は、日立工場や多賀工場との比較において、次のような特徴を有するといえよう。まず「コミュニケーションチャンネル」という意味では、戦前より存在する水戸工場はかつて協力を擁する工場であったが、外注管理委員会が設置されたのは高度経済成長期も末期に近い1969年になってからである。すなわち、1962年から7年間もの間、下請外注管理委員会のような横断的な組織を構築せず、製造部毎に外注指導を行っていたのである。この点は日立工場、多賀工場の双方と大幅に異なる。そもそも1961年時点において、外注管理という業務は車両関係を中心とした方式と、エレベータ関係を中心とした方式の2つが存在し、その二つを統合するところからスタートする必要があったことがわざわざ記録されている⁵⁹。この点からも、おそらく、車両と昇降機の生産工程が大幅に異なり、おのずと外注管理の方式にも差異があったため、組織横断的な委員会方式の外注管理はそぐわないものだったと考えられる。

一方、「外注政策コンテンツ」という点では、水戸工場は加工外注→部品外注→部組(ユニット)外注→完成品外注へと外注活用におけるステージの高度化を推進した点が多賀工場と共通している。また、外注の高度化による完成品外注の実施に際しては、水戸工場が買収、資本参加した表5に列記した企業が活用された。この点は日立工場と共通している。このように比較していくと、電気機関車・昇降機(エレベータ、エスカレータ)を生産する水戸工場の外注政策は、重電(タービン、発電機、モーター)の日立工場と、弱電(掃除機、洗濯機等の家電)の多賀工場のまさに間に位置するような性質を帯びているといえよう。このように先述の図1. に示したような分析視角を活用して他工場との間の特色を比較する必要があるのは、過度の一般化を防ぐためである。すなわち、同じ日製工場とは言え、各工場で生産している製品カテゴリーは異なる。製品カテゴリーが異なると、技術(開発や設計)、品質管理、量産のやり方、はては組織文化や人材育成に至るまで相違が生じる。これは日製工場毎の個性ともいえる。こうした日製工場毎の個性は、外注管理のあり方にも反映し、共通点と相違点が見出される。こうした相違点を比較分析することは中小企業の成長の同異を浮かび上がらせる上でも重要となる。

(4) 国分工場

国分工場は1957年に日立工場から独立して設立され、もともと昇降機（1961年に水戸工場に移管）、配電盤計装（1969年に大みか工場に移管）、配電盤、変圧器、遮断機を生産してきた。この時代の国分工場の中小外注下請企業との関係については、日立製作所国分工場（1977）『国分工場史 第1巻』を参照する。

国分工場の外注管理の歴史は1960年までの協力工場開拓時代と、それ以降の協力工場設備拡張時代に大別できる。1966年以降は受注量が急増し、外注依存を急速に高め、協力工場においても増大する受注量消化のため生産規模の拡大、設備の近代化投資を進めた⁶⁰。

1960年頃までは、中小外注企業の規模は小さく、機械設備も十分ではなかったため、外注方式は加工外注方式が中心であった。しかし、1960年以降「外注品発注事務基準」が制定されるなど、外注のシステム化と高度化が図られた⁶¹。こうした外注業務の高度化は前述の多賀工場や水戸工場とも共通している。さらには完成品外注方式として1965年頃より系列外注化が計画され、配電盤部門（遮断器部門、制御部門）を中心に各社において実施された⁶²。

外注指導体制に目を転じると、1958年より各製造部単位で生産技術指導、品質管理を目的とした活動が始まった。また、1964年には指導組織を強化して分科会制度による業種別専門指導を行うようになったが、1971年には外注指導方針を展開し、将来における外注管理の在り方を展望し、重点外注工場の育成指導を行う委員会方式をとるに至った⁶³。

「コミュニケーションチャンネル」という点では、国分工場の外注指導体制の構築は、長期的にみると水戸工場同様にスタート時は関連部署（製造部等）毎に行っていたが、やがて組織横断的な委員会方式をとるにいたった。ただし、水戸工場同様に、国分工場の場合も個別製造部ごとの外注管理が、組織横断的な委員会方式をとるようになるまでのタイムスパンは6年を（製造部毎外注活動開始1958年→委員会設置1964年）要している（なお、水戸工場は同スパンが7年）。このように日立工場や多賀工場とは異なり、水戸工場や国分工場は、委員会組織による下請企業の組織化はゆっくりしたペースで進められた点特徴的である。

「外注政策のコンテンツ」についてしてみると、国分工場では多賀工場、水戸工場同様に、外注のシステム化と高度化が図られた点で共通していることが分かる。

(別稿「日立製作所の外注政策展開過程(2)：工場史にみる日立製作所の中小企業対応」に続く)

謝辞

本稿は、常磐大学課題研究助成（2018年度、研究代表：菅田浩一郎）を受けた研究の成果の一部である。

【注】

- 1 渡辺（1997），p.159.
- 2 日本政策投資銀行（2001），p.3.
- 3 長尾（1995），pp. 130－132.
- 4 菅田（2018），pp.51－61.
- 5 日立製作所の創業の地は、日立市であるが、現在、(株)日立製作所の本社所在地は東京である。また日立製作所は全国及び海外も含め数多くの工場を有するが、本稿において取り上げるのは創業の地である日立地域に立地する複数の主要工場の一部を構成する日立工場（山手工場、海岸工場）、多賀工場、水戸工場及び国分工場の4つに絞る。なお、日立製作所内の2000年代に行われた複数回の組織変更により、2019年現在、複数の事業本部や合併企業等がこれら工場を管轄しているため、各工場の正式名称は上述の工場名とは異なるが、生産されている製品カテゴリーが大幅に変化しているわけではないため、本稿においては便宜上、旧工場名をそのまま踏襲して使用する。
- 6 岩間（2009），pp.19－39.
- 7 雨宮（1993），pp.23－37. なお加えて雨宮は戦後、日立労働運動が起きたものの、これは挫折し、その後の高度経済成長を経て、行政や市民が、日立製作所から距離を置いて自立化を果たしたとする。1980年代における海外展開やME化による企業行動の変化により、今後は日製から自立した下請企業、地元根差した商工業、農業、漁業、林業などの第一次産業の第三次産業化などがこの地域の基盤となるであろうとしている。
- 8 松本（1993），pp. 71－103.
- 9 遠山（2002），pp. 121－144.
- 10 藤本（1991），pp.113－125.

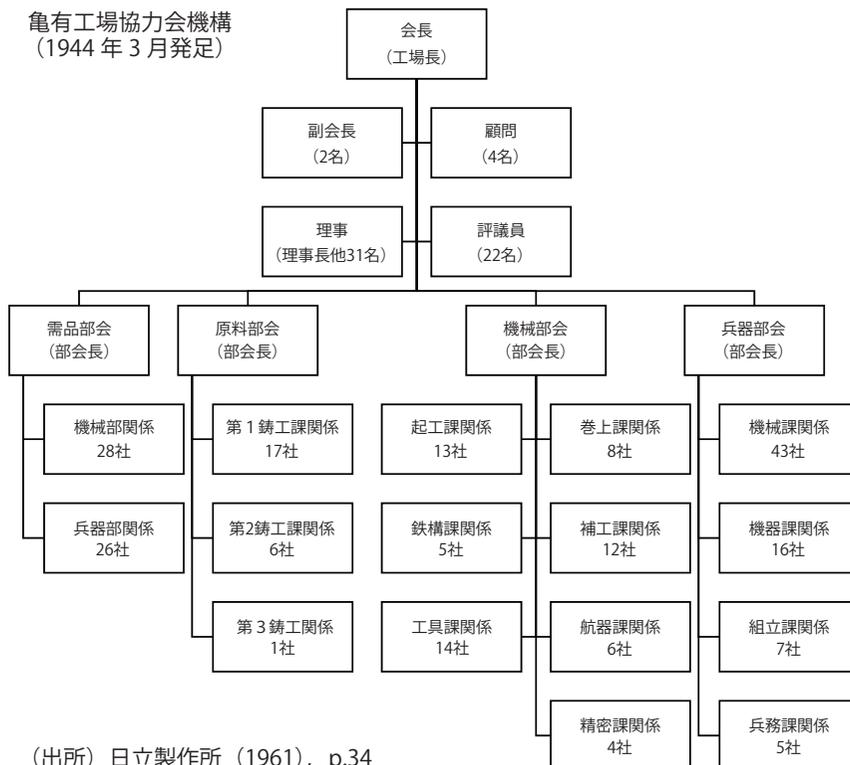
- 11 斎藤・美谷・大島 (2000), pp.1 - 37.
- 12 藤本 (1991), 前掲論文. なお、藤本 (1991) は、戦後、コスト引き下げを狙って下請に外注を回す仕事が増え、日立工場近辺にはスピニアウトした技術が根付いたため、県内の外注比率が高まったとして、これが中小下請工業集積の要因であると論じている。
- 13 森嶋 (2018), pp.149 - 171.
- 14 松本 (1993), 前掲論文、遠山 (2002), 前掲論文.
- 15 松本 (1993), 同上.
- 16 松本 (1993), 同上、遠山 (2002), 前掲論文、小山・橋本 (2000), pp.1 - 12, 日本政策投資銀行 (2001), pp. 13 - 29.
- 17 藤本 (1991), 前掲論文.
- 18 中村・神谷・大谷・鈴木・福井・山下 (2012), pp.145 - 147.
- 19 中央大学経済研究所 (1976), pp.22 - 84.
- 20 小山・橋本 (2000), pp. 1 - 12, 古山 (2000), pp. 13 - 22, 日本政策投資銀行 (2001), 前掲書、常陽銀行 (2010), pp.20 - 39, 常陽銀行 (2015a), pp.14 - 33, 常陽銀行 (2015b), pp. 12 - 51.
- 21 森嶋 (2018), 前掲論文.
- 22 池田 (2012), pp. 250 - 255.
- 23 必要な経営改善活動の洗い出しのために予算と実績もしくは見込み (予測) と実績の数値の差異を分析するという経営管理業務を意味する。
- 24 藤本・クラーク (2009), pp.182 - 183.
- 25 IMP (International Marketing and Purchasing)プロジェクトとは 1976 年に欧州各国の研究者によって結成された研究プロジェクトである。同研究プロジェクトは、フランス、ドイツ、イタリア、スウェーデン、英国における多数の事例研究を行い、後に「相互主義アプローチ」と称される国際産業財マーケティングの理論枠組みを構築する。
- 26 Håkansson ed. (1982), pp.14 - 18.
- 27 Wilson & Möller (1995), pp.53 - 69.
- 28 日立製作所日立工場 (1961), p. 85.
- 29 相沢 (1982), p. 135.
- 30 相沢 (1982), 前掲論文, pp.136 - 137 及び日立製作所 (1960), pp.23 - 28. なお多賀工場 (1939 年設立) 及び水戸工場 (1940 年設立) の主要生産物は以下の通り。

(多賀工場) 航空機用、艦船用の機械器具類、燃料計器その他の兵器など軍需品生産。
 (水戸工場) 製鋼部門、電気機関車部門、兵器精密機器部門(爆弾搭載機、カタパルト、高射砲用電気照準器、高射砲、ロケット、爆弾を生産) 例えば高射砲生産では、水戸工場は全国シェア6%(1944年)、17%(1945年)をとるなど、全国有数の規模を誇った。

31 日立製作所日立工場(1961), 前掲書。

32 「機械鉄鋼製品工業整備要綱」については、植田(2004), pp.133-137に詳述されている通り、1940年12月21日に商工次官通牒として地方長官宛に通達されたものであり、機械鉄鋼製品工業の生産性高揚のために大工場の生産能率を発揮させるとともに、優秀な中小工業の能力を活用するべく、生産分野の画定、下請整備、企業形態合理化、非能率工場整理を行うことを目的としたものである。

33 下図に示す日立製作所亀有工場の協力会(1944年発足)は、東京都東部地区でも代表的なもので、会員工場211社によって組織され、4部会を擁した。戦前・戦中の日立製作所亀有工場の協力会については、日立製作所(1960), p.34に詳述されている。



- 34 笹倉 (1982), p. 249, p.276.
- 35 日立製作所日立工場 (1961), 前掲書.
- 36 同上.
- 37 同上.
- 38 同上.
- 39 同上.
- 40 日立製作所日立工場 (1985), pp. 111 - 112.
- 41 同上.
- 42 A社へのヒアリングメモより。ヒヤリングは2017年6月12日(月) 10:00 - 12:00、
A社会議室にて行われた。
- 43 同上.
- 44 B社へのヒアリングメモより。ヒヤリングは2017年6月13日(火) 15:00 - 16:30、
B社社長室にて行われた。
- 45 C社へのヒアリングメモより。ヒヤリングは2017年6月6日(火) 14:00 ~ 15:00、
C社応接室にて行われた。
- 46 日立製作所多賀工場 (1973), p.148.
- 47 同上, p.150.
- 48 同上.
- 49 同上.
- 50 同上, p. 151.
- 51 同上.
- 52 D社へのヒアリングメモより。ヒヤリングは2017年6月26日(月) 10:00 - 11:30、
D社会議室にて行われた。
- 53 日立製作所水戸工場 (1982), pp.167 - 169.
- 54 同上.
- 55 同上.
- 56 同上.
- 57 同上.
- 58 同上.
- 59 同上.

60 日立製作所国分工場（1977），pp.150－152.

61 同上．

62 具体的には完成品外注は以下のような系列企業に対してなされた。日立国分工業(株)（1955年設立）、中部日立電機(株)（1957年設立）、日立国分電機(株)（1969年設立）。

63 同上．

（参考文献）

相沢一正（1982）「軍需生産の実態と推移」『日立戦災史』日立市の戦災と生活を記録する市民の会編（pp.134－147），日立市役所．

雨宮昭一（1993）「日立市の歴史的形成：二つの平準化・同質化」『企業城下町日立の「リストラ」』帯刀治編（pp. 23－37），東信堂．

中央大学経済研究所（1976）『中小企業の階層構造：日立製作所下請企業構造の実態分析』中央大学出版部．

藤本隆宏・キム B. クラーク（2009）『製品開発力』ダイヤモンド社（Clark, Kim.B. & Fujimoto, Takahiro（1991）*Product Development Performance*, Boston, Harvard Business School Press）．

藤本義治（1991）「集積形態の分析手法とその応用」『放送大学研究年報』8，pp.113－125．

古山幹雄（2000）「日立地域下請企業群の現状と展望：タテ型組織からヨコ型へのネットワーク組織へ」『日立地域の現状と未来』茨城大学地域総合研究所年報別冊（pp.13－22），茨城大学地域総合研究所．

日立製作所（1960）『日立製作所史 第2巻』

日立製作所日立工場（1961）『日立工場五十年史』

日立製作所日立工場（1985）『日立工場七十五年史』

日立製作所国分工場（1977）『国分工場史 第1巻』

日立製作所水戸工場（1982）『水戸工場史 第1巻』

日立製作所多賀工場（1973）『多賀工場史 第3巻』

池田潔（2012）『現代中小企業の自律化と競争戦略』ミネルヴァ書房

IMP Project group（1982）. *An International Approach*. In Håkansson, Håkan（ed.）, *International Marketing and Purchasing of Industrial Goods: An Interaction Approach*（pp.

10-27). Chichester (UK), John Wiley & Sons.

岩間英夫 (2009) 『日本の産業地域社会形成』 古今書院

常陽銀行 (2010) 「調査：日立、ひたちなか地域の製造業の構造変化とこれからの方向性」
『ARC』 9月号, pp. 20-39.

常陽銀行 (2015a) 「調査：日立グループをめぐる取引構造変化と日立・ひたちなか地域の
中小製造業」『ARC』 8月号, pp.14-33.

常陽銀行 (2015b) 「調査：日立グループをめぐる取引構造変化と日立・ひたちなか地域の
中小製造業」『ARC』 9月号, pp.12-51.

小山高一・橋本治 (2000) 「日立市の工業と日立地区産業支援センター」『日立地域の現
状と未来』茨城大学地域総合研究所年報別冊 (pp.1-12), 茨城大学地域総合研究所

松本治郎 (1993) 「日立市の産業構造特性」『企業城下町日立の「リストラ」』帯刀治編
(pp.71-103), 東信堂

Wilson David T. and Möller, K. (1995). Dynamics Of Relationship Development. In Möller,
K. and Wilson, David T. (eds.), *Business Marketing: An Interaction and Network
Perspective* (pp. 54-69). Boston, Kluwer Academic Publishers.

森嶋俊行 (2018) 「企業城下町型集積：茨城県日立地域」『産業集積地域の構造変化と立
地政策』松原宏編 (pp. 149-171), 東京大学出版会.

長尾克子 (1995) 『日本機械工業史』社会評論社.

中村文宣、神谷隆太、大谷麻里絵、鈴木将也、福井一喜、山下清海 (2012) 「日立市の機
械金属工業における中小企業の自立化」『地域研究年報』34 (筑波大学人文地理学・地
誌学研究会), pp.137-160.

日本政策投資銀行 (2001) 『地域レポート：企業城下町の挑戦；技術集積地域日立地区に
おける変化の胎動』日本政策投資銀行.

齋藤幸生、美谷薫、大島規江 (2000) 「ひたちなか市における都市的土地利用の拡大と都
市機能の集積」『地域調査報告』22 (筑波大学地球科学系人文地理学研究グループ), pp.1
-37.

笹倉貞夫 (1982) 「付録 資料」『日立戦災史』日立市の戦災と生活を記録する市民の会
編 (pp.223-309), 日立市役所.

菅田浩一郎 (2018) 「地域中小企業国際化の研究」『経済科学論究』15, pp.51-61.

遠山恭司 (2002) 「「企業城下町・日立地域」における中小企業の自立化と地域工業集積」

『中央大学経済研究所年報』33, pp.121 - 144.

植田浩史（2004）『戦時期日本の下請工業』ミネルヴァ書房．

渡辺幸男（1997）『日本機械工業の社会的分業構造』有斐閣．

（ヒヤリング資料）

A 社へのヒアリングメモ（2017年6月12日付）

B 社へのヒアリングメモ（2017年6月13日付）

C 社へのヒアリングメモ（2017年6月6日付）

D 社へのヒアリングメモ（2017年6月26日付）

研究ノート

観光教育と観光関連資格に関する一考察

森 本 敦 司* 正 木 聡**

a Study of Education and Related Qualifications in Tourism

1. はじめに

我が国は2018年に訪日外客数が3,119万人と過去最高を記録して、訪日外客で第2位の韓国、第4位の香港の情勢は予断を許さないものではあるが、政府は2020年に訪日外客4,000万人の目標値を設定して、2020年には1964年以来56年振りに、東京オリンピック・パラリンピックの開催予定である。

また、2025年には大阪万国博覧会の開催を控え1970年以来55年振りとなり、海外からの来客が一時的に急増することが予想され、昨今では急激に増加する訪日外客が許容範囲を超えオーバーツーリズム、観光公害とも言われることが見られるようになっている。

また、そのような中で2018年には観光に関する施策として、「特定複合観光施設区域整備法」（いわゆる「IR実施法」）が制定、さらには「住宅宿泊事業法」が実施に至ったことが注目される。

IR実施法とは、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在を促進することが一層重要となっていることに鑑み、適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした特定複合観光施設区域の整備を推進することにより、我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための法律である⁽¹⁾。

住宅宿泊推進法とは、急速に増加するいわゆる民泊について、安全面・衛生面の確保がなされていないこと、騒音やゴミ出しなどによる近隣トラブルが社会問題となっていること、観光旅客の宿泊ニーズが多様化していることなどに対応するため、一定のルールを定め、健全な民泊サービスの普及を図るものとして、新たに制定された法律であり、これら

* 常磐大学総合政策学部法律行政学科 教授

** 常磐大学総合政策学部総合政策学科 教授

も海外からのさまざまな階層からの来客の受け入れを想定する⁽²⁾。

以上の要因からこの国には、ボランティアも含めた様々な分野において海外からの膨大な観光客を受け入れに足りる人材を育成することが急務であり、観光教育の重要性がこれまでも増して指摘される。

人材育成を養成という視点から考えた場合、教育機関における養成と、資格取得による認定が考えられるが、本稿では、資格取得という側面に焦点を当て、観光教育と観光関連資格を結び付ける実践教育のあり方について概観することを目的とする。

ところで、「観光」業界に就職するといっても関連する仕事の幅が多様である。後述する、常磐大学総合政策学部の観光関連の科目を受講する学生を対象として行った観光関連資格に関するアンケート調査（以下、「観光関連資格に関するアンケート調査」）では、学生の観光業界への就職を希望するかどうかを聞く際に次の7分野に分けて就職の希望を尋ねている。

- 観光事業（テーマパークなど観光施設全般に関すること）
- 旅行業（パッケージツアー等の旅行企画をする旅行会社等）
- 旅行情報（Web、アプリや出版、映像での旅行情報の提供）
- 宿泊業（ホテル、旅館等に関すること）
- 通訳案内業（外国語を駆使した旅行ガイド業務）
- 交通事業（鉄道、バス、航空、客船フェリー業界など）
- 観光行政（国や自治体による観光に関する施策）

求められる資質・能力についても多様であり、外国語にコミュニケーション能力、旅行や地理に関する知識、事務能力や企画力、営業力、情報収集力なども含まれよう。逆に言うと、自身の興味にあわせて観光業界ではなにかしかの職種を見つけることもできることになるが、今回のアンケートでは取り上げることはなかったが、美術品や音楽などの文化関連はもちろんのこと、インバウンドツーリズム、医療ツーリズム、スポーツツーリズム、オーバーツーリズム（観光客による公害の問題）などあらゆる領域と観光が関連することは事前に理解しておきたい。

〔1. 注釈〕

(1) 首相官邸政府会議特定複合観光施設区域整備推進本部に関するサイト参照。:

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ir_promotion/ (2019年10月14日閲覧)

(2) 国土交通省観光庁住宅宿泊推進法に関するサイト参照。:

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/sangyou/juutaku-shukuhaku.html>

(2019年10月14日閲覧)

2. 観光教育と高等教育機関

日本における観光教育は、昭和戦前期において1935年に訪日外客の増加と1940年の東京オリンピックを控えて、国際ホテル学校（現東京YMCA国際ホテル専門学校）を開校したのが最初であり、多くの人材をホテル業界に輩出した⁽¹⁾。

高等教育機関での観光教育は、日光金谷ホテルの創業者金谷善一郎の次男で箱根の富士屋ホテル社長を務めた立教学校出身の山口正造はホテル実務学校を開設しており、人材育成の遺志を継いだ基金で、昭和戦後期の1946年に立教大学はホテル講座を開講⁽²⁾、1964年の東京オリンピックを目前に観光人材育成が急務として1963年に短期大学において東洋大学短期大学部に観光科（後に東洋大学短期大学ホテル観光学科から観光学科、現国際観光学部国際観光学科）を設置⁽³⁾、1967年には4年制大学で立教大学社会学部に観光学科（現観光学部観光学科）を設置した⁽¹⁾。

昭和戦前期の東京YMCAの国際ホテル学校、昭和戦後期の立教大学ホテル講座、東洋大学短期大学部観光科はホテル従事者養成を主な目的としており、日本における観光教育の始まりはホテル従事者育成のホテル実務教育が中心であった。

4年制大学に観光学科を初めて設置した立教大学は、社会科学からの観光研究、観光マネジメントを担える人材育成を主眼としており、観光実務教育は学部から分離して観光研究所に旅行業講座、ホスピタリティ・マネジメント講座を開講して、学外から観光実務専門家を講師に招きより実践的な観光教育を行っている。

しかし、その後は1967年に大阪成蹊女子短期大学観光学科（現大阪成蹊短期大学観光学科）、1974年に横浜商科大学商学部貿易・観光学科（現商学部観光マネジメント学科）のみでそれ以上設置されることはなかった。

高等教育機関が観光教育に着目するようになったのは、1987年に5年間で海外旅行者を1,000万人にするテンミリオン計画や余暇に滞在してレクリエーションなど多様な活動を促進する措置を講じて地域の振興を図るための総合保養地域整備法（いわゆるリゾート法）が施行され、地域振興に観光を活用することに期待が掛けられるようになってからであり、2003年には観光立国としての方針を検討する観光立国懇談会の報告書が出され、そこには専門の観光リーダーの育成のために高等教育機関において観光関連学部の新設を

することが指摘されている(4)。

そのような中で 1990 年代に入り、1993 年に流通経済大学社会学部国際観光学科、1994 年に名桜大学国際学部観光産業学科（現国際学群国際学類観光産業専攻）、1997 年に阪南大学国際コミュニケーション学部国際観光学科（現国際観光学部）、1998 年に札幌国際大学観光学部、2000 年代では 2000 年に大阪明浄大学観光学部（現大阪観光大学観光学部）、2005 年に明海大学ホスピタリティ・ツーリズム学部、2006 年に城西国際大学観光学部、2007 年に長野大学環境ツーリズム学部と平安女学院大学国際観光学部など、私立大学を主に観光学部、観光学科の設置が増え始めた。

また、国公立大学には 2005 年に琉球大学法文学部観光科学科（後に観光産業科学部から現国際地域創造学部）と山口大学経済学部観光政策学科、2006 年に高崎経済大学地域政策学部観光政策学科、2007 年に北海道大学には学部課程はなく大学院国際広報メディア・観光学院観光創造専攻（現国際広報メディア・観光学専攻）、2008 年に和歌山大学観光学部と首都大学東京に大学院観光科学専修、2011 年には首都大学東京に都市環境学部自然・文化ツーリズムコースが設置された。

2003 年の国の観光立国宣言以降 2007 年には観光立国推進基本法が施行され、各地域で様々な観光への期待の高まりが見られ、よって観光に関わる人材育成にも関心が向けられ、地域からの要望、高校生徒からの志望が高等教育機関の観光教育に寄せられるようになり、2020 年には特定の職業の専門職になるために知識・理論と実践的な技量が得られる専門職大学には観光分野の設置が望まれており、複数の観光学科の設置が予定されている。

〔2. 注釈〕

(1) 東京 YMCA 国際ホテル専門学校に関するサイト参照。：

<https://hotel.ymsch.jp/about/trust.html>（2019 年 10 月 14 日閲覧）

(2) 立教大学観光研究所ニューズレター「観光研究所だより」Vol.14 No.2 参照。：

<https://www.rikkyo.ac.jp/research/institute/it/qo9edr0000006gz4-att/mknpps000000uuuz.pdf#search=%27%E7%AB%8B%E6%95%99%E5%A4%A7%E5%AD%A6%E8%A6%B3%E5%85%89%E7%A0%94%E7%A9%B6%E6%89%80%E3%82%B7%E3%83%B3%E3%83%9D+%EF%BC%95%EF%BC%90%E5%91%A8%E5%B9%B4%27>

（2019 年 10 月 14 日閲覧）

(3) 東洋大学短期大学 50 周年記念行事実行委員会編『東洋大学短期大学 50 年誌』、東

洋大学短期大学, 2001 年

- (4) 穴戸学「観光教育の拡大と多様化を考える－観光教育とは何か」『月刊地理 6 月号』
Vol.51 古今書院、2006 年、pp.28－35.

3. 観光関連資格

つぎに、観光業界へ就業する際の知識や技能、資質を図る手段として、関連資格を取得することもそのひとつに挙げられようが、いったい観光に関連する資格はいくつ存在しており、そのうち就業に際して必要なものはどのくらいあるのだろうか。医師や歯科医師、看護師などの医療系国家資格、司法試験や司法書士、行政書士などの法律系国家資格から、ビジネスや外国語、IT 関連の資格はもとより趣味や教養にかかわる検定試験まで幅広く資格について網羅する代表的なポータルサイトである「日本の資格・検定」を見てみると、次のようなことがわかる⁽¹⁾。同ポータルサイトでは資格を「基礎教育・ベーシックスキル」「文化・趣味・教養」「事務・パソコンスキル」「IT・コンピュータ」「英語・外国語」など 20 のジャンルに分類しているが、そのうち、資格の名称から観光にかかわる資格・検定を幅広く抜き出してみると次のような資格・検定試験名を検索することができた⁽¹⁾。

- ・「基礎教育・ベーシックスキル」：マナー・プロトコール検定（1 個）
- ・「文化・趣味・教養」：世界遺産検定、江戸文化歴史検定、旅行地理検定、地図地理検定、航空トラベル検定、京都・観光文化検定、なにわなんでも大阪検定、中国百科検定、成田空港力検定（9 個）
- ・「事務・パソコンスキル」：なし
- ・「IT・コンピュータ」：なし
- ・「英語・外国語」：観光英語検定、インバウンド接客外国語検定（2 個）
- ・「経営・人事・総務」：ホスピタリティ検定試験（1 個）
- ・「財務・金融・会計」：国際航空運賃検定（1 個）
- ・「法務・知識」：なし
- ・「医療」：なし
- ・「福祉・介護」：なし
- ・「健康・美容」：なし
- ・「ライフスタイル・スポーツ」：なし
- ・「調理・衛生・飲食」：なし

- ・「販売・サービス」：総合／国内旅行業務管理者、ホテル・マネジメント技能検定、ホテルビジネス実務検定試験（H 検）、ホテル実務技能認定試験、旅程管理主任者、添乗員能力資格認定試験、サービス接遇検定、接客サービスマナー検定（8 個）
- ・「デザイン・クリエイティブ」：なし
- ・「環境・農業・生物」：なし
- ・「不動産・建築・工事」：民泊適正管理主任者（1 個）
- ・「公務員・教育」：なし
- ・「車両・航空・船舶・通信」：航空検定（1 個）
- ・「安全管理・設備管理」：なし

ここに挙げられた資格・検定が観光に関連する資格のすべてではなく、主要なものでも漏れているものもあるが、就業に求められる能力や技能を問うものばかりではなく、「観光」という性質を考えると歴史や文化などかなり趣味の分野に偏った資格も多々存在していることがわかる。

そこで次に、観光業界への就業に強くかかわるということで、仕事に職業に直結すること第一に考え、JTB 総合研究所が運営するサイトから「資格」に関するページを見てみることにするが、就業にかかわる観光関連の主要な資格として次の 13 個の資格に絞り込むことができた。なお、それぞれの資格の説明についても、JTB 総合研究所のサイトからの情報を以下に要約してまとめているが、それぞれの資格試験の具体的な実施内容の詳細についても同サイトか、それぞれの資格の実施団体のサイトを参照されたし⁽²⁾。

① 総合旅行業務取扱管理者⁽³⁾

② 国内旅行業務取扱管理者⁽⁴⁾

旅行業務取扱管理者とは、国内・海外旅行者との取引を、正確かつ豊富な知識で執り行い、管理・監督していく責任者であり、旅行会社やその代理店には、営業所ごとに国内または総合旅行業務取扱管理者試験に合格した者を「旅行業務取扱管理者」として 1 人以上選任し、管理・監督業務を行うことが義務付けられている。旅行業法第 11 条の 2「旅行業務取扱管理者の選任」に関する条文において「「旅行者等」は、営業所ごとに、一人以上の旅行業務取扱管理者を選任して、当該営業所における旅行業務に関し、その取引に係る取引条件の明確性、旅行に関するサービス（運送等サービス及び運送等関連サービス）の提供の確実性その他取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な国土交通省令で定める事項についての管理及び監督に関する事務を行わせなければなら

ない。」と規定される。

旅行業務取扱管理者には「総合旅行業務取扱管理者」と「国内旅行業務取扱管理者」の2種類があり、前者は国内旅行と海外旅行を、後者は国内旅行のみを取り扱うことが可能となる。

③ 国内旅程管理主任者⁽⁵⁾

④ 総合旅程管理主任者⁽⁶⁾

企画旅行に同行する主任添乗員（ツアーコンダクター）に、取得が義務付けられている資格で、旅行業務取扱管理者と同様、国内資格と総合資格の2種類がある。資格を取得するには、観光庁長官の登録を受けた機関による「旅程管理研修」の修了と、一定の実務経験が必要となる。

添乗業務とは、ツアー参加のお客様への各種対応はもとより、企画旅行をスムーズに実施するために交通機関や各種施設との調整・対応をとりながら旅程を管理することであり、有料にて外国人に付き添い外国語で観光案内をするには「⑤通訳案内士」の資格が別途必要となる。

⑤ 通訳案内士⁽⁷⁾

報酬を受けて外国人に付き添い、外国語を用いて旅行に関する案内をするための国家資格である。正式には「全国通訳案内士」であり、通訳案内士法第2条第1項によれば、「報酬を得て、通訳案内（外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内をすることをいう。以下同じ。）を行うことを業とする」者をいう。通訳案内士（通訳ガイド）の仕事は、“民間外交官”とも言える国際親善の一翼を担うやりがいのある仕事（JNTO ホームページより）で、求められるのは語学力だけでなく、日本の地理や歴史、産業、文化など幅広い知識や教養に及ぶ。

⑥ 地域通訳案内士⁽⁸⁾

地域通訳案内士は、「その資格を得た…地域通訳案内士業務区域において、報酬を得て、通訳案内を行うことを業とする」者をいう（通訳案内士法第2条第2項）。特定の地域において、その固有の歴史・地理・文化等の現地情報に精通した者であり、各自治体が行う研修受講を通じて「地域通訳案内士」として登録を受けることとなる。

これまでの各特例法に基づき導入されていた各地域特例ガイドについて、通訳案内士法の本則に、新たに「地域通訳案内士」制度として位置づけたものである。

⑦ 国内旅行地理検定

⑧ 海外旅行地理検定⁽⁹⁾

旅先の知識を豊かにし、旅をより楽しく充実したものにすることを目的に 1995 年にスタートした検定試験で、事務局は JTB 総合研究所が運営する。旅行愛好家や旅行会社への就職を目指す人、観光関連企業・団体から“地理検”として親しまれており、民間検定としては老舗の検定で、国内／海外それぞれに 1 級～4 級まであり、1 級以外はインターネット受験も可能である。

⑨ インターネット旅行情報士検定⁽¹⁰⁾

株式会社 JTB 総合研究所が主催する検定試験である。旅行会社社員、旅行業界を目指す学生、さらに旅行好きの一般の方々を対象とした、インターネットに関するエンドユーザーとしての実務能力を有しているかを認定する検定試験であり、出題範囲は、(1)インターネットのしくみ、(2)インターネット上の旅行情報を効率的に検索・活用できる知識、(3)セキュリティやネットワークに関する知識（1 級のみ）を基本とする。

⑩ 観光英語検定⁽¹¹⁾

全国語学ビジネス観光教育協会が主催する英語検定試験であり、国際人としての英語力を身につけることを目的とし、観光の分野を通して、外国人とのコミュニケーションの運用能力を計る試験である。出題は空港、交通、ホテル、観光、ショッピング等の実際場面を想定したものが中心で、観光に必須の文化（国内外・異文化）、地理、歴史の知識も問われる実用本位の内容となっている。

⑪ JATA トラベル・カウンセラー制度⁽¹²⁾

総合旅行業務取扱管理者試験を実施する一般社団法人日本旅行業協会（JATA）が主催する資格試験である。高度情報化社会のなかで、お客様の海外旅行ニーズに的確に対応できるプロとしての知識・技能を認定する業界資格制度で、トラベル・コーディネーター（TC）とエリア・スペシャリスト（AS）の 2 つの資格で構成される。TC は国内・海外の「販売実務」「旅行地理」と「コミュニケーション・スキル」、AS は日本を除く全世界の主要観光エリアを 8 つに区分し、エリア毎に海外旅行販売に欠かせない知識を習得する。

⑫ 日本の宿 おもてなし検定⁽¹³⁾

「日本の宿 おもてなし検定委員会」が主催する資格であり、宿泊需要の「高度化」と「国際化」への対応を図るために、業界として接遇力の標準化を定め、より高いレベルのおもてなしへの進化を促すことを目的にスタートした検定試験である。

⑬ クルーズアドバイザー認定制度⁽¹⁴⁾

一般社団法人日本外航客船協会が主催する資格であり、クルーズ・コンサルタント (C.C) 及びクルーズ・マスター (C.M) の 2 段階で構成される、主として旅行業界従事者向けのクルーズ旅行に関するスペシャリスト資格認定制度である。CC は座学研修・修了試験と体験乗船研修、上位資格となる CM は座学研修・修了試験 (さらに事前の小論文提出) の受講・試験合格が必要となる。

次章の「観光関連資格に関するアンケート調査」ではここに掲げた 13 の資格について、その知名度や取得したいかどうかについてアンケートを実施した。

〔3. 注釈〕

(1) 「日本の資格・検定」参照。：<https://jpsk.jp/> (2019 年 9 月 15 日閲覧)

(2) JTB 総合研究所「観光関連の資格ガイド」参照。：

<https://www.tourism.jp/store/closeup/qualification-guide/> (2019 年 9 月 15 日閲覧)

(3) 「総合旅行業務取扱管理者試験」に関するサイト参照。：

<https://www.jata-net.or.jp/seminar/> (2019 年 9 月 15 日閲覧)

(4) 「国内旅行業務取扱管理者試験」に関するサイト参照。：

<http://www.anta.or.jp/exam/shiken/setsumei.html> (2019 年 9 月 15 日閲覧)

(5) (注釈：国内旅程管理研修に関するサイト参照。：

http://www.anta.or.jp/exam/kenshu/ryotei_setsumei.html (2019 年 9 月 15 日閲覧)

(6) 総合・国内旅程管理研修に関するサイト参照。：

<https://www.jata-net.or.jp/seminar/training/itinerary/> (2019 年 9 月 15 日閲覧)

(7) 全国通訳案内士試験についてのサイト参照。：

https://www.jnto.go.jp/jpn/projects/visitor_support/interpreter_guide_exams/about.html
(2019 年 9 月 15 日閲覧)

(8) 地域通訳案内士の概要に関するサイト参照。：

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kokusai/tsuyaku.html> (2019 年 9 月 15 日閲覧)

(9) 観光地理検定に関するサイト参照。：

<https://www.chirikentei.jp/> (2019 年 9 月 15 日閲覧)

(10) インターネット旅行情報士に関するサイト参照。：

<https://www.tourism.jp/it-tourism-expert-exam/> (2019 年 9 月 15 日閲覧)

(11) 観光英語検定に関するサイト参照。：<http://kanko.zgb.gr.jp/> (2019 年 9 月 15 日閲覧)

(12) JATA トラベル・カウンセラー制度に関するサイト参照。：

<https://traco.jp/> (2019年9月15日閲覧)

(13) 日本の宿おもてなし検定に関するサイト参照。:

<https://omotenashi-kentei.jp/> (2019年9月15日閲覧)

(14) クルーズアドバイザー認定制度に関するサイト参照。:

http://www.jopa.or.jp/cruise_adviser/index.html (2019年9月15日閲覧)

4. アンケート調査報告

観光関連の資格について、その知名度や取得を希望する度合等について、本学総合政策学部の学生を対象にアンケート調査を実施した。アンケート調査の対象とした授業は総合政策学科3年生が受講する観光に関する専門科目である「国内旅行実務」(森本担当。アンケート回答者23名)、および総合政策学科2年生が受講する観光に関する専門科目である「観光ビジネス実務総論」(正木担当。アンケート回答者52名)の2科目であり、2019年7月の最終授業時に実施した。以下、アンケート項目と集計結果について説明する。

【質問事項1】

① 観光業界への就職について、希望しているかどうかを聞かせてください。

強く希望する まあまあ希望する あまり希望しない 全然希望しない

② ①で「強く希望する」「まあまあ希望する」と答えた方、次のどの分野に興味がありますか。(複数回答可)

観光事業 旅行業 旅行情報 宿泊業 通訳案内業

交通事業 観光行政

受講生が観光業界への就職を希望するかどうかを「強く希望する」から「全然希望しない」までの4段階で質問した。さらに「希望する」と回答した受講生にはどの分野への就職に関心があるかどうかを合わせて質問した。それぞれの就業分野については、本稿「1 はじめに」で紹介した補足説明をスライドに投射して追加説明した。

「① 観光業界への就職について、希望しているかどうかを聞かせてください。」の質問に対して、「強く希望する」と回答した学生は3年生1名、2年生2名(合計3名)、「まあまあ希望する」と回答した学生は3年生12名、2年生17名(合計29名)であり、

「希望する」と答えた学生の総計は3年生13名、2年生19名（合計31名）で、有効回答数である3年生23名、2年生50名（合計73名）に占める割合は3年生56.5%、2年生38.0%（合計43.8%）であった。「あまり希望しない」と回答した学生は3年生10名、2年生23名（合計33名）、「全然希望しない」と回答した学生は3年生0名、2年生8名（合計8名）であり、「希望しない」と答えた学生の総計は3年生10名、2年生31名（合計41名）で、有効回答数である3年生23名、2年生50名（合計73名）に占める割合は3年生43.5%、2年生62.0%（合計56.2%）であった。

「② ①で「強く希望する」「まあまあ希望する」と答えた方、次のどの分野に興味がありますか。（複数回答可）」の質問に対して、有効回答数は3年生28名、2年生35名（合計63名）であり、その内訳をみると、「観光事業」（3年生8名・2年生15名・合計23名）、「旅行業」（3年生9名・2年生6名・合計15名）、「旅行情報」（3年生3名・2年生3名・合計6名）、「宿泊業」（3年生2名・2年生4名・合計6名）、「通訳案内業」（3年生0名・2年生3名・合計3名）、「交通事業」（3年生3名・2年生0名・合計3名）、「観光行政」（3年生3名・2年生4名・合計7名）であった。

【質問事項2】

次の観光関連の資格について、項目ごとにそのイメージを聞かせてください。

- ① 総合旅行業務取扱管理者
- ② 国内旅行業務取扱管理者
- ③ 国内旅程管理主任者
- ④ 総合旅程管理主任者
- ⑤ 通訳案内士
- ⑥ 地域通訳案内士
- ⑦ 旅行地理検定（国内）
- ⑧ 旅行地理検定（海外）
- ⑨ インターネット旅行情報士検定
- ⑩ 観光英語検定
- ⑪ JATA トラベル・カウンセラー制度
- ⑫ 日本の宿 おもてなし検定
- ⑬ クルーズアドバイザー認定制度

【1】（このアンケートを受ける前まで）知っていたかどうか？

よく知っていた まあまあ知っていた よく知らなかった 全然知らなかった

【2】 関心があるかどうか？

非常に関心がある まあまあ関心がある あまり関心がない 全然関心がない

【3】 受けてみたいかどうか？

ぜひ受けたい まあ受けたい あまり受けたくない 全然受ける気はない

本稿「3. 観光関連資格」後半で取り上げた13の関連資格について、その資格ごとのイメージを受講生に質問した。質問事項は「【1】「このアンケートを受ける前まで」知っていたかどうか？」であり、当該設問に対して、「よく知っていた」「まあまあ知っていた」「よく知らなかった」「全然知らなかった」の4つの選択肢を用意した。同様に、「【2】 関心があるかどうか？」の設問に対して、「非常に関心がある」「まあまあ関心がある」「あまり関心がない」「全然関心がない」、「【3】 受けてみたいかどうか？」の設問に対して、「ぜひ受けたい」「まあ受けたい」「あまり受けたくない」「全然受ける気はない」の選択肢をそれぞれ用意した。

実際のアンケート実施時には、パワーポイントによるスライドを用いて、「3. 観光関連資格」後半のそれぞれの資格の補足説明についても一部投射して追加説明した。さらに「【3】 受けてみたいかどうか？」については、上記4項目以外に「実際に受けたことがある」の項目も準備したが、どの資格についても該当者が一人もいなかったため、本集計結果報告からは除外した。

当該アンケートの結果については図表「観光関連資格アンケート調査結果」に示すとおりである。

5. むすび

以上が、本学総合政策学部の観光関連の科目を受講する学生を対象として行った観光関連資格に関するアンケート調査の集計結果であるが、この集計結果に対する考察は以下のとおりである。

① 観光業界への就職について

図表 「観光関連資格アンケート調査結果」

	【1】 (このアンケートを受ける前まで) 知っていたかどうか? 【2】 関心があるかどうか? 【3】 受けてみたいかどうか?												
	よく知っていた	まあまあ知っていた	よく知らなかった	全然知らなかった	非常に関心があった	関心がある	まあまあ関心がある	あまり関心がない	全然関心がない	ぜひ受けてみたい	まあ受けてみたい	あまり受けてたくない	全然受ける気はない
①	2年 2 3年 1	2年 6 3年 8	2年 14 3年 9	2年 26 3年 5	2年 35 3年 18	2年 18 3年 23	2年 2 3年 0	2年 19 3年 15	2年 24 3年 8	2年 32 3年 0	2年 7 3年 0	2年 7 3年 0	2年 15 3年 0
②	2年 1 3年 4	2年 10 3年 10	2年 20 3年 7	2年 22 3年 2	2年 18 3年 2	2年 2 3年 2	2年 1 3年 0	2年 18 3年 16	2年 25 3年 5	2年 30 3年 0	2年 8 3年 0	2年 27 3年 9	2年 14 3年 0
③	2年 2 3年 1	2年 9 3年 8	2年 17 3年 9	2年 18 3年 5	2年 20 3年 2	2年 2 3年 2	2年 1 3年 0	2年 14 3年 11	2年 26 3年 10	2年 36 3年 1	2年 8 3年 1	2年 22 3年 13	2年 17 3年 1
④	2年 2 3年 1	2年 9 3年 6	2年 15 3年 11	2年 19 3年 5	2年 30 3年 1	2年 2 3年 1	2年 1 3年 0	2年 10 3年 8	2年 28 3年 13	2年 41 3年 3	2年 10 3年 1	2年 23 3年 14	2年 18 3年 2
⑤	2年 6 3年 2	2年 23 3年 12	2年 35 3年 6	2年 11 3年 3	2年 20 3年 2	2年 2 3年 2	2年 1 3年 0	2年 16 3年 6	2年 22 3年 10	2年 29 3年 5	2年 13 3年 5	2年 20 3年 7	2年 18 3年 11
⑥	2年 2 3年 1	2年 16 3年 4	2年 20 3年 11	2年 22 3年 7	2年 20 3年 2	2年 2 3年 1	2年 1 3年 0	2年 12 3年 7	2年 16 3年 11	2年 27 3年 4	2年 9 3年 4	2年 22 3年 10	2年 18 3年 7
⑦	2年 2 3年 3	2年 6 3年 7	2年 13 3年 8	2年 19 3年 5	2年 22 3年 3	2年 2 3年 2	2年 1 3年 0	2年 12 3年 9	2年 24 3年 11	2年 25 3年 1	2年 11 3年 1	2年 24 3年 10	2年 16 3年 3
⑧	2年 2 3年 2	2年 4 3年 7	2年 11 3年 8	2年 17 3年 6	2年 26 3年 3	2年 2 3年 1	2年 3 3年 0	2年 13 3年 8	2年 18 3年 12	2年 30 3年 2	2年 16 3年 2	2年 20 3年 11	2年 19 3年 4
⑨	2年 1 3年 1	2年 5 3年 4	2年 9 3年 7	2年 20 3年 10	2年 23 3年 3	2年 2 3年 1	2年 1 3年 0	2年 14 3年 7	2年 22 3年 10	2年 32 3年 4	2年 11 3年 4	2年 23 3年 12	2年 16 3年 3
⑩	2年 4 3年 2	2年 8 3年 7	2年 15 3年 7	2年 18 3年 7	2年 25 3年 7	2年 2 3年 2	2年 1 3年 0	2年 12 3年 8	2年 21 3年 11	2年 32 3年 2	2年 15 3年 2	2年 19 3年 11	2年 20 3年 4
⑪	2年 2 3年 1	2年 2 3年 3	2年 5 3年 3	2年 23 3年 5	2年 28 3年 14	2年 2 3年 2	2年 1 3年 0	2年 8 3年 6	2年 29 3年 11	2年 40 3年 4	2年 12 3年 4	2年 25 3年 9	2年 18 3年 7
⑫	2年 2 3年 1	2年 5 3年 2	2年 7 3年 10	2年 21 3年 10	2年 31 3年 10	2年 3 3年 3	2年 6 3年 3	2年 20 3年 9	2年 18 3年 8	2年 26 3年 3	2年 9 3年 3	2年 22 3年 13	2年 14 3年 4
⑬	2年 1 3年 2	2年 3 3年 2	2年 5 3年 7	2年 31 3年 12	2年 32 3年 12	2年 1 3年 2	2年 1 3年 0	2年 9 3年 4	2年 27 3年 11	2年 38 3年 6	2年 13 3年 6	2年 28 3年 12	2年 16 3年 7

観光業界への就職の希望者については、「希望する」と回答した学生の割合が3年生56.5%、2年生38.0%と学年で傾向がわかれたが、合計では43.8%と、半数以下にとどまっている。これは、本学が「2 観光教育と高等教育機関」で詳述したような観光を専門とする学部・学科ではなく、総合政策学科のカリキュラムの一環として観光関係の科目を整備しているにすぎず、また、取得可能な資格についても、一般財団法人全国大学実務教育協会が認定し、その加盟校において一定の科目を履修することで取得可能な「観光ビジネス実務士（2020年度から「観光実務士」に名称変更）」が取得できるにすぎないことがその要因として考えられる⁽¹⁾。総合政策学部発足当初は観光関連の専門教員もなく、アンケート実施時の3年生については観光を学べることで本学を選んだ学生は皆無というのが現況である。しかしながらこのところは観光専門教員（正木）を中心にオープンキャンパス等においても観光関連科目があることをPRできる機会が増えてきており、そのような意味では将来的に傾向が大きく変わることが予測されよう。

続いて観光業界への就職を希望する学生に関心のある就業分野について尋ねた設問では、「観光事業」が最も多く合計23名、ついで「旅行業」が合計15名であった。3番目には「観光行政」合計7名が入ったが、これは本学部が公務員への就職も強く訴えていることによるものと考えられる。逆に少なかったのは、「通訳案内業」合計3名、「交通事業」合計3名であり、とくに「通訳案内業」への関心の低さは本学部学生の語学への関心がやや低いことに起因するものと思われる。

② 観光関連資格について

次に、観光関連資格について、単純にその名前を知っているかどうかの設問については、「よく知っていた」「まあまあ知っていた」を選択した、最も知名度の高かった資格が⑤通訳案内士であり（2・3年生合計で43名。以下「合計〇名」）、2位以下が②国内旅行業務取扱管理者（合計25名）、⑥地域通訳案内士（合計23名）⑩観光英語検定（合計21名）、③国内旅程管理主任者（合計20名）の順であり、逆に知名度が低かった資格には⑪JATAトラベル・カウンセラー制度、⑬クルーズアドバイザー認定制度（各合計8名）が該当した。

関心の高さについては、設問に対して「非常に関心がある」「まあまあ関心がある」を選んだ、最も関心度の高い資格は②国内旅行業務取扱管理者（合計37名）、⑫日本の宿おもてなし検定（合計35名）、③国内旅程管理主任者（合計27名）、⑤通訳案内士、⑦旅行地理検定（国内）（ともに合計25名の順であり、逆に関心度の低い資格は⑪JATA

トラベル・カウンセラー制度、⑬クルーズアドバイザー認定制度（各合計 17 名）であった。

実際に受験したいかどうかを問う設問に対しては、「ぜひ受りたい」、「まあ受りたい」を回答した受講生の数が最も多かったのは②国内旅行業務取扱管理者（合計 27 名）であり、次いで①総合旅行業務取扱管理者（合計 25 名）、⑫日本の宿 おもてなし検定（合計 20 名）、⑦旅行地理検定（国内）（合計 19 名）、③国内旅程管理主任者、⑧旅行地理検定（海外）、⑩観光英語検定（各合計 18 名）であった。逆に「あまり受けたくない」「全然受ける気がしない」を選択した受講生の数が最も少なかった資格は⑬クルーズアドバイザー認定制度（合計 10 名）、次いで⑪ JATA トラベル・カウンセラー制度（合計 13 名）であった。

旅行業務取扱管理者や通訳案内士、旅行地理検定については、観光分野における代表的な資格として高い知名度があることを証明した結果となった。おもてなし検定についても、内容の理解がどの程度のものかとはともかくとして、その名称から比較的高い知名度もあり、受験への関心も高いことが分かった。反対に、クルーズアドバイザーやトラベルカウンセラーについては、観光分野におけるその専門性の高さからか、知名度、関心度、受験したいかどうかのいずれの項目においても低い数値を示しているが、アンケートの対象となった大学生にとってはこれらの資格はやや業務内容等が理解しづらいのかもしれない。

また、知名度や関心度が高くても、いざ受験するとなると、実際に受験したいと考える受講生はその他の 2 項目に比べて低い数値となっている。このあたりが観光を専門とする学部学科、資格取得をメインとする専門学校とくらべると弱くなってしまうことは否めないことかもしれない。

③ まとめ

このところ観光教育が注目される。「1. はじめに」で述べたように、我が国において国際的なイベントが継続して行われることもあるが、観光資源が新たな雇用機会の創出や経済活動の活性化へつながることも指摘される。『読売新聞』は、2019 年 9 月 6 日より同紙面において、「教育ルネサンス 観光教育」を 6 回にわたって掲載したが、外国人観光客が増加する中、地域の歴史や産業といった「観光資源」に着目し、地域再生につなげるとともにインターンシップやアクティブラーニングを実践した教育の在り方などが紹介される⁽²⁾。関連資格を用いることで知識や技能を体系的に習得するとともに、就職活動等においては履歴書の資格欄に記入可能な事項を増やし、自身のセールスポイントとして語る材料も増えることにつながる。本稿を観光教育と資格取得をつなげた教育メソッドの可

能性を探る第一歩としたい。

〔4. 注釈〕

- (1) 一般財団法人全国大学実務教育協会認定「観光ビジネス実務士（「観光実務士」）については、<http://www.jaucb.gr.jp/zaigakusei/license/tourism.html> 参照。（2019年10月1日閲覧）
- (2) 「教育ルネサンス 観光教育1 地域資源活用 企画力養う」『読売新聞』2019年9月6日付朝刊31面参照。

〔参考文献〕

※ 観光教育に関するもの（正木）

- ・ 正木聡、梁春香、李穎「北東アジア地域における観光のソフト・インフラ整備に関する研究—その二、観光の社会環境、観光教育に関する考察—」（International Tourism Conference 2007 東北亜観光学会（2007年2月）、pp.57～68）

※ 資格教育に関するもの（森本）

- ・ 森本敦司、斎藤隆夫、吉井啓子、塩谷弘康、辻本勲男「高等教育機関における司法書士養成の課題と展望」（日弁連法務研究財団『法と実務』5号（2006年4月）、pp.53～150）
- ・ 森本敦司、小川義龍、岡田好弘、Keiko Harman、津田富士夫、佐藤まゆみ、高橋真澄、横店恵美「わが国の法律事務所におけるパラリーガルの育成と有効活用のための研修及び検定内容策定について」（日弁連法務研究財団『法と実務』5号（2006年4月）、pp.153-325）
- ・ 森本敦司「資格制度と法的規制—憲法22条1項「職業選択の自由」、「営業の自由」との関連において—」（日本経営実務法学会『経営実務法研究』13号（2011年4月）、pp.85-95）
- ・ 森本敦司、甲田智之「救急救命士業務に関する法的問題」（『東海学院大学紀要』8号（2015年3月）、p193-200）
- ・ 森本敦司、西村この実「医療秘書の資格制度に関する一考察」（『東海学院大学紀要』9号（2016年2月）、p223-230）
- ・ 森本敦司「医療系国家資格における「関係法規・社会保障」分野の横断的考察」（『東海学院大学研究年報』1号（2016年3月）、pp.79-90）

- 森本敦司「医薬品登録販売者制度の沿革と課題」(『常磐短期大学研究紀要』46号(2018年2月)、pp.51-61)
- 森本敦司「ビジネス系資格試験と大学教育に関する一考察」(『常磐大学総合政策研究』3号(2019年3月)、pp.65-90)

以 上

研究ノート

常磐大学共通英語科目運営のための 適正クラスサイズに関する一考察

桑原 秀 則*

Appropriate Class Size for Administering the Framework of Tokiwa English Curriculum

1. FTECの策定方針と指導理念

グローバル化・市場原理主義の導入・CEFRを採用した英語教育の潮流等の背景を踏まえ、本学では2018年度より必修英語科目の共通化を含む以下の4点で主に英語教育に変更が図られることとなった：

- (1) 共通シラバスの採用（英語Ⅰ～Ⅵの科目別に学部・習熟度共通のシラバスを作成）
- (2) 学科別習熟度クラス編成を学部単位へ変更（1クラス30人程度、最大45名、人間科学部10クラス、総合政策学部6クラス、看護学部2クラス）（クラスサイズの推移は表1を参照）。
- (3) 外部試験で一定の水準に到達した学生の単位認定（CASECで500点以上取得者に4単位（春学期、英語Ⅰ・Ⅲの2科目分）を認定する）。
- (4) 共通教科書の使用（英語Ⅰ～Ⅵの科目別に学部・習熟度共通）。

これらの方針の下に総合講座語学科目運営会議内に設置されたカリキュラム検討ワーキンググループを中心に Framework of Tokiwa English Curriculum (FTEC：エフテック) が策定された。FTECの策定にあたり、議論の出発点として英語教育を本学の教育理念にどのように位置づけるかの検討を行い、本学のディプロマ・ポリシー等の概念を踏まえた本学における英語教育の目標を設定した。また、FTECでは指導理念として、タスク中心教授法 (Task-based Language Teaching: TBLT) やフォーカス オン フォーム (Focus on Form: FonF) の他に、特にコミュニケーション能力を文法・語彙・慣用表現から成る「言語リソース」と「タスク処理」の相互作用として捉える枠組みを採用した (ARCLE編集委員会, 2005)。英語Ⅰ・Ⅱでは前者の「言語リソース」を、英語Ⅲ・Ⅳでは後者の

* 常磐大学総合政策学部 助教

「タスク処理」を扱い、両者の相互作用を通してコミュニケーション能力が螺旋状に発達していくことが特徴である。またその他の特徴として、語学学修・習得全般に技能別ではなく、「表現モード」という視点を採り入れたことや、国際的言語能力指標である CEFR への接続といった点が挙げられる。学生の習熟度は、入学時及び各セメスター末に実施される外部試験（CASEC または TOEIC Bridge）のスコアを通して客観的に評価されることとした。

2. 課題

2018・2019 年度春学期末に実施された各授業担当教員を対象とした授業評価アンケートを分析した結果、様々な課題が明らかになってきた。中でも早急に配慮が必要な項目の一つにクラスサイズが挙げられた。2018・2019 年度のアンケートでは、一クラスにおける履修者数が多すぎるのではないかという意見が多く見られた。表 1 が示すように、特に 2019 年度英語 I（春学期）の平均クラスサイズは、前年度と比較して大幅に上昇し、上限の 45 名を超えるクラスが多数存在した。2019 年度英語 II（秋学期）でも同様の現象が起きている（英語 II は英語 I の継続クラス）。

表 1 人間科学部・総合政策学部・看護学部における 2018 年度及び 2019 年度の英語 I・II のクラスサイズ推移

学部	クラス	2018 年度 春学期	2018 年度 秋学期	2019 年度 春学期	2019 年度 秋学期
人間科	A1	35	39	38	42
	A2	37	40	42	40
	A3	38	39	44	44
	B1	40	40	43	45
	B2	39	35	39	42
	B3	40	38	44	40
	C1	40	36	45	42
	C2	40	37	45	40
	C3	39	36	46	44
	C4	38	36	45	40
	C5	23	27	34	48
総合政策	A1	33	44	52	55
	B1	35	44	53	52
	B2	35	45	53	53

学部	クラス	2018年度 春学期	2018年度 秋学期	2019年度 春学期	2019年度 秋学期
総合政策	C1	36	41	53	50
	C2	35	39	50	55
	C3	34	40	50	53
看護	A	38	38	41	40
	B	42	42	41	42
	平均	36.68	38.74	44.58	45.63

過去に行われたクラスサイズに関する調査・研究に目を向けてみると、大きなクラスサイズに関する諸問題が報告されている。大学英語教育学会（JACET）実態調査委員会（2003）は、大学英語教育において改善が求められる項目の1つとしてクラスサイズを挙げており、「財政措置を講じクラスサイズを縮小」（大学英語教育学会実態調査委員会，2003，p.87）すべきであるとしている。Locastro（2001）は、第二言語習得論（second language acquisition: SLA）の観点からクラスサイズが大きい場合、次のような問題が生じる可能性があるとして指摘している。

(1) 教育面

- スピーキング・リーディング・ライティングタスクの実行が困難になる
- 机間指導、フィードバックを行うことが困難になる
- 授業中の個別作業の実施が困難になる
- コミュニケーションタスクの実施が困難になる
- 実施に手間がかかる言語活動を行わない傾向になってしまう

(2) 授業運営面

- エッセイなどの作文の添削が不可能になる
- ペアワークやグループワークの実施が困難になる
- 騒音の問題で隣のクラスへの悪影響が懸念される
- 授業中にすべての受講者に注意を払うことが困難になる
- クラスの統率が困難になる

(3) 情意面

- 受講者の名前を覚えきれない
- 受講者との良好な関係を築けない

- 理解が困難である受講者への対応が懸念される
- 教室の受講者の密度が高すぎて教員や他の受講者の話を聞くことが困難
- 受講者の興味や集中力を維持することが困難

一般的にはクラスサイズは小さいほど大きな学修効果を上げることができると認知されている。久野（2009）は、英語の授業のクラスサイズとリスニング・スピーキング指導には負の相関関係があり、対象となる複数のクラスが等質の指導技術で行われる場合、クラスサイズが大きいほど学修効果は低く、クラスサイズが小さいほど学修効果が高くなるとしている。久野は、特にスピーキングやライティングなどのアウトプット主体の活動を含んでいる授業では、実際にやってみるという活動が必須であるため、クラスサイズが大きくなるほど教員が学生に対して適切なフィードバックをなうことが困難になるということをも主な理由としている（久野，2009）。

しかしながら、上で紹介した文献はいずれも理論上の予測であり、理論に基づく実証的研究が求められるが、外国語教育に特化した実証的研究はさらに少数である（Yi, 2008）。おそらく、大人数クラスと少人数クラスの実験群や統制群を同時に検証しなければいけないため、実施が困難であるためではないだろうか。以下にクラスサイズについて語学科目以外での実証的研究を行った例を挙げる。Johnson（1989）の研究では、クラスの学生が減ると教師が指導に専念できるため、学修効果の向上がもたらされると結論づけている。また、Borman, Hewes, Overman, and Brown（2003）は、小さなクラスサイズの学修効果が実施後5年目以降から表れることを発見したが、その学修効果は教員研修量と正の相関関係にあると指摘している。つまり、学修効果の上昇の要因は小さなクラスサイズそのものではなく、クラスの少人数化による教員の指導態度や指導内容の変化であるということが推測される。

語学を対象とした実証的研究としては、伊澤・増富（2011）とYi（2008）が挙げられる。伊澤・増富（2011）の共通英語の受講者に対する質問紙調査では、スピーキングとリスニングの授業において、小さいクラスサイズの方が授業の理解度が高いことが示された。また、Yi（2008）のアメリカ合衆国国防省言語研究所外国語教育センターモントレイ校の学修者を対象としたリサーチでは、実験群（参加人数3名）が、発音、内容情報、語彙、文法、聴解能力、読解能力の全ての項目で正確さと流暢さが、統制群（参加人数5名）を有意に上回っていることが指摘された。

3. 常磐大学における共通英語科目のクラスサイズとその影響

常磐大学においては、課題研究助成（2018～2020）で策定された「Framework of Tokiwa English Curriculum (FTEC) に基づいた共通英語教育カリキュラムの実践と検証」において、クラスサイズが学修効果にどの程度の影響を与えるかを調査した。

本学では、4月に1年生全員がクラス編成のために共通英語科目のプレイスメントテストとして外部語学試験（CASEC：Computerized Assessment System for English Communication）を受験しており、さらに学修到達度確認のため、春学期末（7月後半）にもう一度CASECを受験している（このときは再履修生も受験する）。同じ受講者が中心に受験しているため、2回のCASECの得点の伸び率とクラスサイズの関係の検証が可能となった。本検証結果を利用することにより、学修効果という観点から本学における共通英語教育の適性クラスサイズを明らかにすることも可能であろう。また、学修効果に影響する可能性のある要因として言語リソースに重きを置いたクラス（英語Ⅰ）を対象に本検証を行った。

4. リサーチクエッション

本研究は以下のリサーチクエッションを設定し、それに答えるという形で実施された。

RQ: 英語Ⅰ「言語リソース」におけるクラスサイズは共通英語教育の英語学修効果に影響を及ぼすのか。

5. 方法

5.1 英語習熟度計測方法

本学の人間科学部と総合政策学部にも所属する一年生の必修科目である英語Ⅰを履修する学生を対象に、毎年4月と7月（7月は再履修生も受験）に実施しているCASECの得点を使用し、クラスサイズが学修効果に及ぼす影響を調査した。CASEC（Computerized Assessment System for English Communication）とは、公益財団法人日本英語検定協会が基礎開発を行い、株式会社教育測定研究所が運営している英語コミュニケーション能力判定テストである。試験構成はインターネットの利用と合わせ個人の英語能力に応じて試験問題が変化する適応型のテストシステムを採用し、語彙・表現・リスニング能力の判定に特化した試験となっており、満点は1000点である。

また、4月に実施したCASECの得点の分布を基に次表（表3）のように英語Ⅰを受講

する学生をゾーン1～8までを50点刻みで細分化した。これにより、各得点ゾーンにおけるクラスサイズと伸長率の相関の分析が可能となった。

表3 4月実施 CASEC 得点ゾーン（1～8, 50点刻み）による習熟度分類

得点ゾーン	得点範囲	対象学生数
Zone 1	500～450	97
Zone 2	449～400	108
Zone 3	399～350	122
Zone 4	349～300	111
Zone 5	299～250	99
Zone 6	249～200	70
Zone 7	199～150	47
Zone 8	149～0	30

5.2 参加者

本調査では英語 I を履修する人間科学部と総合政策学部所属の1年生と再履修生の884名（授業参加母数）の CASEC 得点データを使用した。CASEC 受験者数の内訳は、4月が685名、7月が752名となっており、4月には1年生全員が受験し、7月には1年生と合わせて英語 I を受講する再履修生（2年生以上）も受験している。1年生は入学時に実施された CASEC の点数をもとにクラス編成を行い、A・B・Cと3つの習熟度別クラスに振り分けた。再履修生については、過去に行った CASEC 等の点数をもとに3つの習熟度別クラスに配置した。

5.3 分析手法

まず初めにデータの傾向を確認するために4月と7月に実施した CASEC 得点の記述統計を行った。その後、英語 I 「言語リソース」のクラスサイズと CASEC の得点がどのような関係にあるのかを相関分析を使って明らかにした。分析を行う際には、CASEC 得点の代わりに点数の伸び率（得点伸長率）を算出し使用した。習熟度によるクラス編成のため、Aクラスなどの習熟度の高いクラスは人数が多くても高得点を取れる傾向にある。そのため学修効果を得点の差ではなく、得点伸長率で表すことにより適切な比較ができると考えられるからである。

6. 結果

6.1 記述統計量

4月と7月に実施された CASEC の得点を得点伸長率に換算したうえで記述統計を行ったところ、次のような結果になった。CASEC 受験者 (N) は、4月 685 名、7月 725 名であり、各試験における平均値 (Mean) は、4月 334.14 点、7月 351.34 点となった。得点範囲 (Range) は4月が 462 点、7月が 526 点を示し、最小値 (Min.) は、4月が 49 点、7月が 67 点となっている。また、最大値 (Max.) は、4月が 551 点、7月が 593 点で、標準偏差 (SD) は、4月 99.95、7月 104.15 である (表 2 参照)。また、正規性の検定を行ったところ、4月に実施した CASEC の得点は、 $p < .05$ で、やや正規性を逸脱しており、7月の CASEC 得点は、 $p > .05$ で概ね正規性に従っている。信頼性に関しては内的一貫性のアルファ (α) 係数を用いて検定した。その結果、 $\alpha = .91$ となり、高い信頼性を示している。

なお、4月に実施された CASEC で 500 点以上を取り、単位認定者となった学生は英語 I の授業に参加していないため本調査で使用したデータ内から除外したが、500 点以上をとり単位認定の資格があるが本人の希望で授業を受けた学生が入っているため、4月の CASEC の最高得点が 511 点となっている。7月に実施した CASEC の最高点が 593 点なのは、4月には 500 点以下であった学生が7月の時点で得点を大幅に伸ばしたことを表している。

表 2 4月と7月に実施された CASEC 得点の記述統計量

	N	Mean	Range	Min.	Max.	SD
C4	685	334.14	462	49	511	99.95
C7	752	351.24	526	67	593	104.15

6.2 相関分析

6.2.1 英語 I のクラス人数と得点伸長率の相関分析

英語 I 「言語リソース」のクラスサイズと得点伸長率の関連性を検討するために、各得点ゾーン (Zone 1 ~ 8) における受験者の英語 I のクラスサイズと CASEC 得点の伸長率との相関分析を実施したところ、次のような結果が得られた。Zone 1 において、英語 I におけるクラスサイズと伸長率との相関係数は $r = -.249^*$ を示し、弱い負の相関関係が

確認された。Zone 4 においても、Zone 1 と同様の傾向が示された。Zone 4 における英語 I のクラスサイズと伸長率との相関係数は $r = -.194^*$ となり、相関係数の検定は有意であったがほとんど相関のないことが示された。しかし、相関係数の検定は有意 ($*p < .05$) であったため微弱な負の相関傾向があるのではないかと考えられる。また、Zone 7 における英語 I のクラスサイズと伸長率との相関係数は $r = .351^*$ となり、弱い正の相関関係があることが分かった (表 4)。なお、英語 III 「タスク処理」においても同様の相関分析を実施したところ英語 I と同傾向の結果が得られた。Zone 1 は $r = -.293^*$ 、Zone 4 は $r = -.239^*$ 、そして Zone 7 は $r = .299$ ($p = .061$) となった。

表 4 英 I における CASEC 得点ゾーン (1～8, 50 点刻み) 別、伸長率とクラスサイズの相関分析結果

	Zone 1 伸長率	Zone 2 伸長率	Zone 3 伸長率	Zone 4 伸長率	Zone 5 伸長率	Zone 6 伸長率	Zone 7 伸長率	Zone 8 伸長率
英 I CS	-.249*	-.058	.014	-.194*	-.012	-.136	.351*	.359
M	0.47	1.29	0.88	0.44	2.38	2.08	4.52	7.94
DS	5.07	5.09	5.99	5.68	6.03	5.93	6.40	6.85

* $p < .05$

7. 議論

7.1 結果からの考察と解釈

今回の調査は、英語 I 「言語リソース」におけるクラスサイズと 2019 年 4 月と 7 月に実施された CASEC 得点の伸長率の関係性を明らかにしようとする試みであった。得点伸長率に影響を及ぼしている可能性のある要因をクラスサイズとしたため、分析手法として相関分析を採用した。分析を行う際には 4 月と 7 月の得点をそのまま用いるのではなく得点伸長率に換算し、2 回のテストの難易度・平均・受験者数などのばらつきを考慮したものとなっている。また、より詳細な習熟度別分析を行うため、CASEC 取得得点ゾーン (1～8) に分類したうえで、英語 I のクラスサイズと伸長率の相関分析を行った。その結果を基にした考察及び解釈を以下に述べる。

相関係数を大きな傾向に分類すると次の 3 つに大別することができる：負の相関群 (Zone 1・4)・無相関群 (得点ゾーン 2・3・5・6)・正の相関群 (Zone 7・8)。Zone 1 における、英語 I 「言語リソース」のクラスサイズと得点伸長率との間に弱い負の相関関係が見られた。これは、科目に関係なくクラスサイズが大きいほど低い得点伸長率が示され

ており、先行研究の久野（2009）や伊澤・増富（2011）の指摘とも一致している結果といえるのではないだろうか。同様に Zone 4 では、相関係数は相関関係を示していないが、傾向としてはクラスサイズが大きいほど伸長率が低いということを示していた。1～8の得点ゾーンを上位グループと下位グループに分類した場合、Zone 4 はちょうど上位グループのと下位グループの境界で、下位グループの中でも上位層の学生が多数在籍していることが確認できた。つまり、Zone 1 と 4 には、上位グループと下位グループの上位層が多数を占めているため、語学学修に対して比較的高い意識を持っており、クラスサイズに関連する要因が得点伸長率に影響を及ぼしているのではないだろうか。また、Zone 4 には上位グループの下位層も含まれるが、おそらく試験の結果次第で B クラスから C クラスに落ちてしまうかもしれないから勉強を頑張るといった情意的な要因が影響しているのかもしれない。しかし、このような情意要因はある程度の肯定的動機付けになるかもしれないが、一般的に不安等の否定的な情意要因は言語習得を阻害するということが報告されている（Gardner, 1985 ; Ely, 1986）ので、秋学期末に実施予定の質問紙調査の結果と連動して分析する必要がある。

上下位グループの中位層、つまり無相関群（Zone 2・3・5・6）は、英語 I においてクラスサイズと得点伸長率に相関は認められなかったが、これはクラスサイズ関連要因以外の要因が大きく関わっているかもしれない。例えば、教科書・eラーニング等の使用教材の難易度や、普通教室、PC 教室、CALL 教室等の教室の特性の違い、中位層に適していないカリキュラム設定等が考えられる。この中位層の無相関群に関しても、Zone 4 の情意データと合わせて、2019 年度秋学期の質問紙調査の結果を検討する必要があると考える。

最後に下位グループの下位層である Zone 7・8（正の相関群）であるが、Zone 8 の p 値は有意ではないが、詳細を検討してみると、.056 と有意傾向にあることが読み取れる。これらは、先行研究や第二言語習得論からの理論的予想に反するものであった。つまり理論上は、どの習熟度においてもクラスサイズが大きいほど学修効果が下がり、クラスサイズが小さいほど学修効果が上がるというものだった。しかし、下位グループの下位層である Zone 7・8 では、クラスサイズが大きいほど得点伸長率が増すという、理論とは逆の結果になった。これは、Zone 7・8 の学生はクラスサイズがどんなに大きくても高い学修効果をあげることができるということの意味しているのであろうか。それとも、Zone 7・8 の学生は、得点の出発地点が低いため、ある程度の時間を英語の学修に充てられたた

ことにより、比較的短期間で高い得点伸長率を出せたのであろうか。おそらく、それは特に4・5月など学修初期段階では各ゾーンにより異なる得点伸長率が存在するためではないだろうか。Saegusa (1985) は習熟度別の学修時間と TOEIC の目標得点への到達の関係性を明らかにしている。学修時間と得点の伸びは比例関係にあるが、学修開始直後においては同じ時間を学修に充てる場合、英語初級者の方が中上級者よりも高い伸び率を示す。しかし、その初級者が中級者になると伸び率が鈍って他のレベルと同じになるということが分かっている。以上のことを考慮すると、Zone 7・8 の学生がクラスサイズにかかわらず学習開始直後3ヶ月程度で中上級者よりも高い伸長率を示したことも腑に落ちる。

しかし、それでは大きいクラスが小さいクラスより高い伸び率を示したことの十分な理由にはなっていない。阿川 他 (2011) は英語学習者の動機減退調査の中で次のように述べている。動機づけの低い学習者は習熟度も低く、また高い不安傾向にある。そして動機づけや習熟度が低く不安の高い学習者は、解答する順番があまり回ってこないなどの理由で小さいクラスよりも大きいクラスを好む傾向にあるようである。また、中井 (2006) の調査では、全学授業評価調査で100名を超える授業の学修効果に関わる項目(内容理解・知的刺激・学修目標の達成・総合満足度)の評価は、満足度の高い傾向を示すという報告をしている。英語関連科目が演習中心であり知識伝達型の授業に比べ、学修効果という点において他の科目よりもクラスサイズに左右されやすいと仮定すると、中井の調査結果と同じような傾向が100名越えではなく、もっと少ない人数の段階から出ることが推察できるかもしれない。さらに中井は、この理由を、担当の教員の表現方法が主な要因であるとしている意見もあるが、教員の表現力によってこの逆転現象を説明できる可能性は低いとしている。本調査は授業の学修効果を4から7月の約3ヶ月という短期間でのインターバルで測り、2回のCASECの得点伸長率を用いたが、12月に予定している外部試験(TOEIC Bride)の結果も考慮した1年単位の調査が必要なのではないだろうか。また、FTECは運用が始まってから2年目ということもあり、Borman, Hewes, Overman, and Brown (2003) が指摘するように、今後のFD等の教員研修の重要性が問われてくると考えられる。

7.2 「RQ:英語I(言語リソース)におけるクラスサイズは共通英語教育の英語学修効果に影響を及ぼすのか」への解答

ここでは、上で述べてきた分析結果やそれに基づく考察を合わせてリサーチクエッション

ンへの解答を試みたいと思う。CASEC 得点ゾーンという分類を使用し、クラスサイズと 4・7 月に行われた CASEC 得点伸長率の相関を分析したところ、主に英語上級者が所属している得点 Zone 1 では、クラスサイズが小さいほど得点伸長率が上がるということが分かった。また、同様の傾向が得点 Zone 4 でも見られた（ただし相関係数は無相関と弱い負の相関の境界線上であった）。Zone 7・8（CASEC 低得点ゾーン）では、クラスサイズが大きいほど高い得点伸長率の傾向を示した（ $r = .351^* \cdot .359$ と弱い正の相関関係を示したが、Zone 8 は相関係数の検定が有意ではなかった）。それ以外の得点ゾーンでは、クラスサイズと CASEC 得点伸長率の間には特に相関関係は見られなかった。今回行われた相関分析の結果・考察を総合し、学修効果という観点からみると、上下位グループの上位層に対しては特にクラスサイズを考慮する必要があり、下位層については、Saegusa (1985) を基にした習熟度別標準伸長率を考慮した上でクラス編成を適切に行うことができれば、より一層の学修効果を得ることが可能であると言えるのではないだろうか。また、中位層に関しては、クラスサイズ以外の要因の調査が必要だと結論付ける。

8. まとめ

2018・2019 年度に実施した授業担当教員を対象とした共通英語科目授業評価アンケートによると、配慮が必要な項目の一つにクラスサイズが挙げられた。そのため、これまで行われてきた語学教育を含むクラスサイズに関連する調査・研究を概観したところ、一般的には、小さいクラスサイズの方がより高い学修効果を上げることが確認された。そこで、2019 年の 4・7 月の 2 回にわたり実施された外部試験である CASEC の結果をもとに科目別（英語 I 「言語リソース」）のクラスサイズが英語学修効果に与える影響について調査を行った。また、学修効果に影響を与える要因としてクラスサイズの他に習熟度を考慮し、調査対象を CASEC の取得点をもとに 8 つのゾーンに分類し、相関分析を実施したところ負の相関群（得点 Zone 1・4）、無相関群（Zone 2・3・5・6）、正の相関群（Zone 7・8）の 3 つに大別できることが分かった。1～8 の得点ゾーンを上位グループと下位グループに分類した場合、負の相関群は共に上下位グループの上位層、無相関群は上下位グループの中位層、正の相関群は下位グループの下位層であった。負の相関群には、クラスサイズの考慮が必要であり、また、より高い学修効果を上げるためには正の相関群は時期的な配慮を伴ったクラス編成が求められるであろう。そして、中位層である無相関群に関しては、クラスサイズの他にも教科書や動機づけなど他の要因も考えられることから、

今後の質問紙調査等の実施と合わせた多角的調査・研究が求められるのではないだろうか。

謝辞

本調査及び分析へのご助言を頂き常磐大学梅香公教授、渡邊真由美准教授、砂金裕年准教授、高木幸子准教授、McManus, Kevin. 助教に感謝申し上げます。また、本研究は常磐大学「課題研究助成」によるものである。

参考文献

- 阿川敏恵, 阿部恵美佳, 石塚美佳, 植田麻実, 奥田祥子, カレイラ順子, 佐野富士子, 清水順 (2011). 「大学生の英語学習における動機減退要因の予備調査, *The Language Teacher*, 35 (1), 11 – 16. Retrieved October 24th 2019 from <https://jalt-publications.org/sites/default/files/pdf-article/2011-1-art2.pdf>
- ARCLE 編集委員会 (編著) (2005). 『幼児から成人まで一貫した英語教育のための枠組み』東京: リーベル出版.
- Borman, G. D, Hewes, G. M., Overman, L. T., & Brown, S. (2003). Comprehensive school reform and achievement: A meta-analysis. *Review of Educational Research*, 73 (2), 125 – 230.
- 大学英語教学会実態調査委員会 (2003). 『わが国の外国語・英語教育に関する実態の総合的研究—大学の外国語・英語教員個人編』東京: 丹精社.
- Ely, C. (1986). An analysis of discomfort, risktaking, sociability, and motivation in the 2L classroom. *Language learning*, 36 (1), 1 – 25.
- Gardner, R. C. (1985). *Social Psychology and second language learning: The role of attitudes and motivation*. London: Edward Arnold.
- 伊澤佑子・増富和浩 (2010). 大学における基礎英語教育の内容と指導方法に関する研究 (宮城学院女子大学 2010 年度教育推進プログラム). Retrieved from 宮城学院女子大学 Website: <http://www.mgu.ac.jp/main/educations/document/2010/2011suishin13a.pdf>
- Johnson, J. M. (1989). Teacher perception of changes in teaching when they have a small class or an aide. *Peabody Journal of Education*, 6 (1), 106 – 121.
- 久野寛之 (2008) 成人の外国語教育における少人数クラスの効果—大学における英語教育改革 その 2 —, 『北海道文教大学論集』, 10, 75 – 84. Retrieved October 24th 2019

from <http://libro.do-bunkyo-dai.ac.jp/research/pdf/treatises10/08kuno.pdf>

Locastro, V. (2001). Large Classes and Student Learning, *TESOL Quarterly* 35 (3), 493 – 496.

中井俊樹 (2006) 「クラス規模は授業にどのような影響を与えるのか」, 『名古屋高等教育研究』, 6, 5 – 19. Retrieved October 24th 2019 from <http://www.cshe.nagoya-u.ac.jp/publications/journal/no6/02.pdf>

Saegusa, Y. (1985). Prediction of English Proficiency Progress. 武蔵野英米文学, 18, p165 – 185.

Yi, H. (2008). The effective of class size reduction on foreign language learning: A case study. *Language and Linguistics Compass* 2(6), 1089 – 1108.

○総合政策学部紀要編集委員会規程

制 定 2017年6月22日 総合政策学部教授会

改 定 2017年9月21日 //

(目的)

第1条 常磐大学総合政策学部における研究発表誌『常磐総合政策研究』(以下「研究紀要」という。)の編集および公表については、この規程による。

(委員会)

第2条 研究紀要の編集および公表全般をつかさどる機関として、総合政策学部教授会(以下「教授会」という。)の下に総合政策学部紀要編集委員会(以下「委員会」という。)を設ける。

② 委員会は、教授会において選出された者によって構成される。ただし、委員選出に当たっては、専門分野に偏りのないように選ばなければならない。

③ 委員長および委員長代行は、委員会における互選によって決める。

④ 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

⑤ 委員長代行は、委員長に事故あるときその職務を代行する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、4月1日から2年とし、半数ずつ改選する。ただし、再選を妨げない。

(委員会の任務)

第4条 委員会は、原則として、毎年度2回、研究紀要を編集発行するとともにその電子版を常磐大学のホームページで公表しなければならない。

② 委員会は、相当の猶予を設けて編集予定を公表するとともに、研究紀要に掲載する論稿を学内で公募しなければならない。

(委員会の権限)

第5条 委員会は、研究紀要における研究倫理および学問的水準を維持し高めるために、必要に応じて、内容および形式について執筆者に加筆、訂正および削除を求めるほか、論稿の種別の変更または掲載見送りを決定することができる。

② 委員会は、前項に定めるもののほか、研究紀要の編集および公表に関する本規程の条項を実施するために必要な事項を別に定めることができる。

(事務)

第6条 研究紀要の編集および公表にかかわる事務は、次の各号に定めるとおりとする。

- 1 発行済み研究紀要の保管および他研究機関との交換は、情報メディアセンターが行う。
- 2 編集済み研究紀要のインターネット上での公表は、アドミッションセンターが行う。
- 3 前2号に規定するものを除く事務は、学事センターが行う。

(著作権)

第7条 研究紀要に掲載されたすべての論稿の著作権は、著作者に帰属する。

- ② 研究紀要の編集著作権は、総合政策学部へ帰属する。

附 則

- 1 この規程の改廃は、教授会出席者の過半数の賛成を必要とする。
- 2 この規程は、2017年6月22日から施行する。

○常磐大学総合政策学部紀要『常磐総合政策研究』編集規程

制 定 2017年9月21日 総合政策学部紀要編集委員会

(目的)

第1条 この規程は、総合政策学部紀要編集委員会（以下「委員会」という。）が行う編集作業に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(根拠)

第2条 この規程は、総合政策学部紀要編集委員会規程（2017年6月22日）第4条に基づく。

(公表)

第3条 常磐大学総合政策学部（以下「本学部」という。）の研究発表誌『常磐総合政策研究』（以下「研究紀要」という。）は、毎年度に1巻とし、原則として2号に分けて編集し、冊子体で700部発行するほか、その電子版を常磐大学のホームページに公表する。

(寄稿資格)

第4条 研究紀要へ寄稿する資格を有する者は、本学部の授業を担当する者および委員会が特に認める者とする。

(審査)

第5条 委員会は、委員会に提出された論文が学術論文として相応しい内容と形式を備えたものであり、かつ、未発表のものであることを確認しなければならない。

(論考の種別)

第6条 研究紀要に掲載される論稿は、次の各号のいずれかに当てはまるものでなければならない。

1 論文 論文とは、学術論文に相応しい内容と形式を備えた理論的または実証的な未発表の研究成果の発表をいう。

2 研究ノート 研究ノートとは、研究途上にあり、研究の原案や方向性を示した未発表の研究成果をいう。

3 書評 書評とは、新たに発表された内外の著書または論文の紹介であって未発表のものをいう。

4 学界展望 学会展望とは、諸学会における研究動向の総合的概観であって未発表のものをいう。

5 課題研究助成報告 課題研究助成報告とは、本学課題研究助成制度に基づく研究の

経過報告および研究成果の報告をいう。

6 その他 その他の論稿であって委員会が寄稿を認めたものをいう。

(編集)

第7条 研究紀要の編集は、前条までに規定された事項を除くほか、次の各号に従って行わなければならない。

- 1 必要に応じて、片方の号はテーマを決めて特集号とする。
- 2 論文の体裁（紙質、見出し、活字など）は、可能な限り統一する。
- 3 紀要のサイズは B5 とし、横組とする。

附 則

- 1 この規程の改正には、委員会の3分の2以上の委員の同意を必要とする。
- 2 この規程は、2017年9月21日より施行する。

○常磐大学総合政策学部紀要『常磐総合政策研究』寄稿規程

制 定 2017年9月21日 総合政策学部紀要編集委員会

(目的)

第1条 この規程は、冊子体および電子媒体で公表される常磐大学総合政策学部の研究発表誌『常磐総合政策研究』（以下「研究紀要」という。）に寄稿を希望する執筆者について必要な事項を定めることを目的とする。

(根拠)

第2条 この規程は、総合政策学部紀要編集委員会規程（2017年6月22日）第4条に基づく。

(寄稿資格)

第3条 研究紀要へ寄稿する資格を有する者は、常磐大学総合政策学部紀要『常磐総合政策研究』編集規程（2017年9月21日。以下「編集規程」という。）第4条に定める者とする。

(寄稿希望者の義務)

第4条 研究紀要への寄稿希望者は、寄稿に関してはこの規程を遵守するほか、この規程の解釈については総合政策学部紀要編集委員会（以下「委員会」という。）の決定に従わなければならない。

(原稿提出要領)

第5条 寄稿希望者は、委員会が定める原稿募集要領に従って寄稿希望書ならびに原稿を委員会に提出しなければならない。

② 委員会に提出する原稿は、編集規程第6条に定める論稿の種類に当てはまるものでなければならない。

③ 委員会に提出できる原稿は、原則として一号につき一人一編とする。

④ 原稿は、手書きの場合は横書きで、A4版400字詰め原稿用紙で提出する。パソコン入力の場合には、テキストファイルの電子情報および横書き40字30行でA4版用紙に印刷されたものを提出する。

⑤ 原稿の長さは、図表等を含め、論文は2万4,000字（400字詰め原稿用紙換算60枚）、研究ノート1万2,000字（同30枚）、書評は4,000字（同10枚）、学界展望は4,000字（同10枚）を基準とする。課題研究助成報告は1,300字（同3.25枚）以内とする（ただし、研究計画年次終了分に関しては、論文または研究ノートに準じたものとする）。その他のものについては、委員会で決定する。

(原稿執筆要領)

第6条 寄稿希望者は、原稿執筆に当たっては、次の各号に従わなければならない。

1 原稿の1枚目には、原稿の種別、題目、著者名および欧文の題目、ローマ字表記の著者名を書くこと。

2 論文には、200語程度の欧文アブストラクトを付すこと。なおアブストラクトとは別に欧文サマリーを必要とする場合は、A4版ダブルスペース3枚以内のサマリーを付すことができる。

3 書評には、著者名、書名のほか出版社名、発行年、頁数を記載すること。

4 日本語以外で執筆された部分については、執筆者の責任においてネイティヴチェックを行う。

5 数字は、原則として算用数字を使用する。

6 人名、数字、用語、注および(参考)文献の表記等は、執筆者の所属する学会などの慣行に従う。

7 図および表は、一つにつきA4版の用紙1枚に描き、本文には描き入れない。なお、本文には、必ずその挿入箇所を指定すること。

8 図表の番号は、図2.、表1.、とする。そのタイトルは、図の場合は図の下に、表の場合は表の上に記載すること。

9 図表の補足説明、出典などは、それらの下に書くこと。

(掲載内容の選考)

第7条 委員会は、研究紀要の学問的水準を維持するために、投稿論文等を検討し、必要な場合には、修正または掲載見送りを求めることができる。

② 委員会は、特に論文については、委員会が委嘱した者の査読を経た後、査読者の意見により、内容の修正を求め、また掲載の適否を判断することができる。

(発行報告)

第8条 執筆者は、本人が寄稿した研究紀要の発行報告に代えて、論稿が掲載された当該研究紀要2冊と抜粋50部を学事センターにおいて受け取ることができる。

② 執筆者が前項に規定する数量を超える複製を希望する時は、本人がその実費を負担しなければならない。

附 則

1 この規程の改正は、委員会の3分の2以上の委員の同意を必要とする。

2 この規程は、2017年9月21日より施行する。

編集後記 樋口 恒晴

『常磐総合政策研究』4号を完成し皆様に届けることができました。研究論文3編、研究ノート2編を掲載できたことは喜ばしいことです。皆々様に深く感謝を申し上げます。

ところで、世の中には学問の高みを目指す議論ばかりに執心し、「選択と集中」という言質を弄する人々がいます。

けれども学問とは調べて試してみなければ結果はわからないものです。予め結果を決めて達成するような性質のものではありません。また、学問とは多くの先行研究のお陰をもって新たな知見を切り開くものです。先行研究の多くは脚光を浴びることもなく、しかしそれぞれに知の地平を半歩一歩であろうとも進んでいって建ててきた道標です。こうして築き上げた多種多様な広がりを持つ裾野こそが、高みの礎になるものです。

それらのことにおいて、自然科学も人文科学も社会科学も全く同じです。そしてこのことは、まじめに学問に携わる人ならば常識的に知っていることでしょう。

つまり、即効的な結果を求めて効率的な投資をするべきだと述べて怪しまない人士とは、彼らの人生において学問体験がない人たちなのでしょう。あるいは、予め正解が決まっている受験勉強を学問だと勘違いして青春を棒に振ってしまった人たちかも知れません。

紀 要 編 集 委 員

樋 口 恒 晴 (委 員 長)

梅 香 公 花 岡 龍 毅

岡 崎 拓

常磐大学 総合政策学部 紀要

常磐総合政策研究 第4号

2019年12月31日 発行

編集兼発行人 常磐大学 総合政策学部 〒310-8585 水戸市見和町1丁目430-1
代表者 樋 口 恒 晴 電話 029-232-2511 (代)

Tokiwa

Management and Administration Studies

No.4

December, 2019

CONTENTS

Articles

- Travel Journals of German Cultural Historian Kurt Singer
during his Stay in Japan (1931 ~ 1939) Ken SHIMATANI 1
- Describing Changes in the Consensus Building System on Nuclear Facilities
in Tokai Village Sachitoshi ISAGO 27
- Development of Outsourcing Policy by Hitachi Corporation : History of Hitachi's Policy
Regarding SMEs as Shown in Their Factory's History (Part.1). Kouichiro SUGATA 53

Research Notes

- a Study of Education and Related Qualifications in Touris
..... Atsushi MORIMOTO, Satoshi MASAKI 81
- Appropriate Class Size for Administering the Framework of Tokiwa English Curriculum
..... Hidenori KUWABARA 99

College of Management and Administration
Tokiwa University